

平成22年度一般会計補正予算特別委員会会議録

平成22年7月5日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 20:19

委員長

みなさんおはようございます。ただいまから、平成22年度一般会計補正予算特別委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についておはかりさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、おはかりしていきます。次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は3つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出の方で、質疑をお願いします。次に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正についての質疑を行います。次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いします。また、審査の過程で、対象となる款に関係の無い方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは「議案第61号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。お手元に配付いたしておりますとおり、事前に資料要求の通告がっております。最初に川上委員から要求がおります資料は提出できますか。

財政課長

資料要求につきましては各課にまたがりますので財政課のほうでお答えさせていただきます。川上委員から要求のありました資料のうち資料要求一覧表の1ページの7番目、経営になりますが川島納骨堂の進級比較ふうに聞きましては本年度より測量設計に入りますので現時点では比較できる資料がありませんので提出ができません。同じく1ページの下から4段目の環境保全推進基金の用途基準及び2ページの一番最後に、濃淡になりますが齊藤市長と選挙公約につきましては資料がありませんので提出ができません。これ以外の資料につきましてはすべて提出をさせていただきます。

川上委員

共産党の川上直喜です。存在しない資料については出せませんということが、前段2件について言われました。しかし、齊藤市長の選挙公約は存在するわけですね。施政方針のベースにも当然なっているし、今回政策的な肉づけ予算が出されているわけですから、補正予算が出されているわけですからそのベースにも当然なっておるわけです。手元に資料がないということもあり得ないと思うんだけど仮に市が保有しておらなくてもですね、情報公開請求してるわけではないのでわけですから、その現存する資料で入手可能なものは予算特別委員会だから私は当然要求していいと思うんですよ。それにこたえるのはあなた方の仕事じゃないかと思うんです。目の前に齊藤市長がおられるわけです。市長に対する資料要求なんです、委員会としては、ですから、当然、政策的な肉づけ予算補正予算を審査するに当たってですね、市長の選挙

公約が出されるべきだと私は思います。委員長の方で重ねてお取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:06

再開 10:10

委員会を再開いたします。

総合政策課長

川上員の方から要求のありました件につきましては、選挙公報がございますのでそれなら提出ができます。

川上委員

細かいことというんですけど、選挙公報で構いません。今、選挙公報なら出せますと言われたでしょ、その前は市は持ちませんと言ったでしょ。だからね、委員長が冒頭にね今度の補正予算の審査にあたって幾つか述べられましたけど、あなた方は20何億円の補正予算を出してるわけでしょ。議会の側は特別委員会で厳正に審査するというので3日間も予定組んでるわけですよ。資料要求したらもたないから出せない、実は持ってました。こういうことじゃないかと思うんよね。いけないと思います。だからそれを指摘しておきたいと思います。

委員長

お諮りいたします。川上委員から要求がありました資料のうち、執行部が提出できる資料について要求することにご異議ありませんか。

上野委員

資料要求一覧表の中でですね、私は1ページ目の3行目雑入に関するもの5行目、市管理の納骨堂の状況一覧、6行目、太郎丸二区納骨堂改修の内容、1ページ目の一番下、緊急雇用創出事業の決定過程、2ページ目の一番上、強い農業づくり事業費補助金の対象がわかるもの2行目、太郎丸二区共同作業所の利用状況、3行目吉田農機具保管庫の利用実績及び移転先の土地の取得経過、その下の農林業同和対策事業国庫補助金返還の仕組みがわかるもの、片島平恒線道路補修工事の予算計上に至る決裁文書、堀井金田線道路改良工事予算計上に至る決裁文書、2ページ目の下から2行目、同和特定目的住宅の現状がわかる資料に関しては、必要ないのではないかというこのふうに思っております。

委員長

ただ今上野委員から意見が出ましたけれども、この資料要求に基づいて一つ一つの資料に対して賛否をとるようにするのか。あるいはすべてに対して一括で賛否をとるようにするのかを図りたいと思います。一括で賛否をとることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。資料要求一覧表のとおり要求することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって執行部に資料の提出を求めます。次に、道祖委員から要求があつております資料は提出できますか。

財政課長

道祖委員から要求のありました資料につきましては提出をさせていただきます。

委員長

おはかりいたします。道祖委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。ただいま要求された資料のうち準備がなされた資料を事務局に配付させます。なお、残りの資料につきましては準備ができ次第配布させます。それでは執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

財政課長

議案第61号平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)の概要について説明させていただきます。配布いたしております「平成22年度補正予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、市長選挙の関係から、当初予算でいわゆる“骨格予算”を編成しておりましたので、政策的な新規事業や6月補正予算計上で執行可能な投資的経費等を計上いたしております。補正額につきましては、一般会計で19億8225万3000円を追加し、予算の総額を560億7725万3000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて、ご説明いたします。まず、歳入ですが、国庫支出金および県支出金につきましては、今回の補正で計上しております補助対象実施事業に係る国・県の補助金および交付金等を計上しておりますが、各事業の内容は、歳出の欄でご説明させていただきます。財産収入では、筑穂支所4階部分の貸付に伴う市有建物貸付料410万6000円と県事業関連の市有土地売却収入1597万8000円を追加しております。繰入金では、財源調整により財政調整基金7億1197万2000円を追加するものでございます。これにより繰入金の予算額は、11億4054万1000円となります。諸収入で、県事業関連の移転補償金等を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。市債につきましては、今回補正計上しております起債対象事業費の追加により4億6330万円を増額するものであります。

次に、歳出でございますが、総務費の一般管理費では、慣行等策定費として検討委員会委員謝礼金等を計上し、市の花・木等を制定しようとするものでございます。また、平成23年度の職員採用に係る試験関連経費を計上いたしております。行政評価導入推進費は、行政評価に係る研修講師謝礼金等の経費を計上するものでございます。財産管理費では、潁田病院敷地内に建設予定の療育施設敷売払いのため、不動産鑑定手数料を追加いたしております。企画費では、ふるさと応援寄附金1万円以上の寄附者に対して、本年度から記念品を贈呈するための経費を計上いたしております。地域力創造アドバイザー事業費で、旧4町地区のまちづくりを推進するため、専門家の派遣による支援を受けようとするものでございます。自治基本条例検討学習会開催経費は、当該条例の学習会を市民参加で実施するためのものであります。人権同和推進費では、鯉田中線道路改良事業に伴う川島納骨堂新築事業費及び太郎丸二区納骨堂改修工事費を計上いたしております。民生費の高齢者福祉費では、旧愛生苑納骨堂遺骨移設保管委託料を計上し、納骨堂内の遺骨(約180体)の移設・保管等を依頼するものでございます。介護基盤緊急整備事業費として、小規模多機能型居宅介護施設2施設及び地域密着型介護老人福祉施設1施設の開設、並びに既存小規模多機能型居宅介護施設1施設のスプリンクラー整備事業に係る補助金を計上いたしております。地域介護・福祉空間整備等補助金は、既存の小規模福祉施設9事業所のスプリンクラー等整備事業に対し補助しようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。障がい者福祉費の療育関連通所施設備品整備助成金は、潁田病院に併設する療育施設の備品等整備費用の一部を、県の子育て応援基金を活用して助成するものであります。児童福祉総務費の医療費負担軽減事業費は、小学1年生から3年生までの3割分の医療費について、通院および入院に係る一定額を限度とした自己負担金のみとし、その差額を助成することで、医療費負担の軽減を図ろうとするものでございます。来年1月からの実施を予定しておりますので、1月診療分を3月に支払いますので、ひと月分の医療費とシステ

ム改造等の諸経費を計上いたしております。なお、平年ベースで試算いたしますと本事業に係る市負担額は7000万円程度を見込んでおります。児童措置費では、県の子育て応援基金を活用して、既存の1施設に加え、病児病後児保育施設1カ所の新設に係る事業費補助金を計上いたしております。青少年対策費では、同じく県の子育て応援基金を活用しまして、子育て支援ガイドブックの作製委託料及びオムツ替え設備・授乳室等の整備を市内公共施設など10カ所に行う赤ちゃんの駅推進事業費を計上するものでございます。衛生費の健康づくり推進費におきましても、県の子育て応援基金を活用して、食育基本法に基づく食育推進計画策定に係る委託料等の経費を計上いたしております。女性特有のがん検診推進事業は、平成21年度に引き続き、特定年齢の女性に対しまして、子宮頸がん及び乳がん健診を国の補助2分の1を受けて実施するものでございます。環境対策費の環境基本計画策定経費につきましては、環境保全推進基金を充当して実施するもので、計画策定に係る環境意識・行動等のアンケート調査及び分析費用等を計上いたしております。ごみ処理費では、清掃工場電気・機械設備等更新委託料3億1200万円を計上しておりますが、施設の延命を図るため本年度から計画的に更新事業を実施しようとするものでございます。労働費の旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業費では、三軒屋～工場団地線道路新設工事の下期分に係る事業費を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。労働諸費の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費では、県の基金事業を活用して以下に記載しております慢性腎臓病予防対策支援事業、介護雇用プログラム事業及び外国人生活支援冊子作成事業の3事業を追加で計上し、新たな雇用の創出を図ろうとするものであります。農業土木費では、県道高田天道停車場線道路改良事業に伴う太郎丸二区共同作業所建替事業費および県道大分太郎丸線道路改良事業に伴う吉田農機具保管庫建替事業費について、それぞれ移転補償金を充当して実施するため計上いたしております。林業施設費では、林道龍王線改良工事に係る設計委託料を計上いたしております。商工費の商工業振興費では、市内中小企業やベンチャー企業等への市場開拓支援事業を実施し、自社開発製品や技術の販路開拓に係る補助等を行うものであります。また、企業誘致に係るインフォメーションセミナーの開催経費を計上いたしております。道路橋りょう維持費では、平成19年度から継続の片島・平恒線の道路補修事業を実施いたします。本年度が最終年度となっております。道路橋りょう新設改良費では、旧伊藤邸前の幸袋本町1号線舗装事業費、堀・金田線道路改良事業費、御徳・烏尾線道路改良事業費、飯塚高校への進入路にあたる歩渡・坂本線道路改良事業費、および姿川調整池整備に伴う南川線道路舗装工事負担金を計上いたしております。河川維持費の学頭調節池トイレ新設工事は、調節池の利活用を図るため実施するものでございます。

6 ページをお願いいたします。河川新設改良費では、国の新設工事にあわせて実施いたします秋松西排水機場改修工事の市負担金、及び県道鯉田中線改良事業に伴う幸袋十玉排水機場移設工事負担金等を計上いたしております。都市計画総務費の中心市街地活性化基本計画策定事業費では、当該計画策定のための各種調査委託等を実施するものでございます。街路事業費では、合併特例債を活用した鯉田中線道路改良工事負担金を計上いたしております。住宅建設費では、相田、川島および弁分の各公営住宅建替事業費および地上デジタル放送対応工事等を計上いたしております。消防費の消防施設費で、颯田第二分団の消防自動車購入費を計上いたしております。教育費の文化財保護費では、旧伊藤伝右衛門邸の便所設置工事および室内灯取替事業費等を計上いたしております。

7 ページをお願いいたします。同じく文化財保護費で、平成14年度からの継続事業として鹿毛馬神籠石保存整備事業を国・県の補助金を受け実施するものでございます。また、市文化財の指定を受けている嘉穂劇場の正面屋根及び棟の塗装工事に対する文化財保護事業費補助金を計上いたしております。

線越明許費は、太郎丸二区共同作業所建替事業費、川島公営住宅造成工事の2件につきまし

て、着工時期の関係などから年度内の事業完了が見込めないため設定するものであります。

債務負担行為は、環境基本計画策定委託料につきまして平成 23 年度までの 2 カ年事業として実施するため設定するものであります。

8 ページ以降に一般会計の前年度予算額と 6 月補正予算を含んだ今年度年間予算額との比較資料等を添付いたしております。

9 ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に 21 年度と比較したものでございます。総額では、一番下の合計欄に記載しておりますように、20 億 7 2 2 5 万 3 0 0 0 円、3.8%の増となっております。増減の主なものとして、国庫支出金が 20 億以上の増となっておりますのは、子ども手当負担金 15 億 7 7 0 0 万円、生活保護費負担金 5 億 7 9 0 0 万円の増が主な要因となっております。また繰入金では、今回の補正で 7 億 2 0 0 0 万円ほど追加しておりますが、対前年度では財政調整基金繰入金の減により約 6 億円の減となっております。

13 ページをお願いいたします。この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。扶助費が大幅に増額となっている要因としては、歳入の国庫支出金の増額要因と同じく子ども手当が約 15 億 7 7 0 0 万円、生活保護扶助費が約 7 億 8 6 0 0 万円増加しており、このほかに障がい者自立支援に係る介護給付費、私立保育所運営費、児童扶養手当、乳幼児医療費などの増加によるものであります。このうち、今回新たに取り組みます小学校 1 年生から 3 年生までの医療費負担軽減に係る経費 1 カ月分(5 7 9 万 8 0 0 0 円)を含んだ乳幼児医療費総額につきましては、前年比で約 4 0 0 0 万円増の 2 億 6 0 0 0 万円ほどになっております。補助費等の減の主なものは、合併特例債を活用して送水管布設替等に対し事業費の 50%を出資しております水道事業会計補助金の約 1 億 3 5 0 0 万円、および平成 21 年度に実施しました旧ごみ焼却施設解体事業の減により、ふくおか県央環境施設組合負担金が約 1 億 2 0 0 0 万円減額となったことなどによるものでございます。

投資的経費では、今回補正額の 19 億円弱を加えましても前年度と比較いたしますと約 3 億 8 0 0 0 万円の減となっております。ただし、平成 21 年度の補正で国の経済対策交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用いたしまして、平成 22 年度実施予定であった小中学校の大規模改造事業約 18 億円を前倒して計上し、全額繰り越して 22 年度で実施いたしますので、これを加えますと前年比で約 14 億円の増加となります。

18 ページをお願いいたします。最後に基金の状況についてご説明いたします。この表は基金ごとに 19、20 年度末残高、及び 21、22 年度末見込額を記載いたしましたものです。上から 1 行目に記載しております財政調整基金につきましては、21 年度末決算では年度末残高を 37 億 1 3 6 万 6 0 0 0 円と見込んでおります。22 年度 6 月補正後の取崩し額は 11 億 4 0 5 4 万 1 0 0 0 円ですので、22 年度末残高の見込みは 25 億 8 3 8 6 万 7 0 0 0 円となり、減債基金を加えますと残高は 34 億 3 3 1 万 9 0 0 0 円となります。なお、21 年度決算剰余金の 1/2 をこの財政調整基金に積み立てることとなりますので、若干残高が増加することとなります。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりましたので、只今から、各款の質疑に入りますが質疑をされる際には予算書または資料のページ数と費目を示して質疑されますようお願いいたします。まず、第 2 款 総務費から第 4 款 衛生費、14 ページから 17 ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております。14 ページ総務費・一般管理費「行政評価導入推進費について」、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

委員会の最初に質問させていただきます。今、委員長から項目がありましたように、行政評価導入推進費についてお尋ねいたします。これについては代表・一般質問等々でかなりいろいろ深く踏み込んだ質問等があったりしましたが、まず私は行政評価とはどういうものをまずお尋ねしたいと思います。

行財政改革推進室主幹

行政評価の意義というか目的ということでございますけども、まずこの行政評価につきましては厳しい財政状況の中、限られた財源・人・ものなどの行政資源をより効率的に活用し市民が求める質の高い行政の実現を図る、こういうことを目的とをしております。それにより施策、事業の実施に当たりまして、今言いました行政資源を投入しその結果として市民に対してどのような成果がもたらされたかを重視した行政運営を行い市民にとって満足度の高い行政の実現を図ることとしております。また市民の行政活動に対する関心や参加意識が高まっている中で、市が実施する施策や事業の内容をできるだけわかりやすく市民に説明し、市政の透明性を高め説明責任を果たすという役割がございます。また行政評価システムを通じまして成果志向、目的意識向上、コスト意識の向上といった職員の意識改革を図るとともに、問題発見、分析能力など職員の政策形成能力の向上を目指すものでございます。

兼本委員

文献によっては行政評価というのはどういうものかということが分かれてるんですけど、しかし全体的に言いますと、今までの行政が執行すること自体に重点が置かれてた。その仕事をした結果がどういふふうなものであったかということをご自身分析しようということやろうと思うんですね。これに基づいて事業の仕分けを行うというふうな答弁があったりしました。事業仕分けを行うためにどうするのかということ、職員の内部においての評価、それからそれを絞り込んだ評価ということが出ておりましたけど、具体的にはどういふふうな形でその職員が評価するというのか、具体的にはどのような方法でやるわけですか。

行財政改革推進室主幹

事業仕分けというか、行政評価の一環として事業仕分けというのがあるわけでございますけども、代表質問の方でもお答えしてきておりますが、まず4月から5月にかけて事務事業の棚卸し、つまり総合計画にもとづきました事業、これを柱としまして役所全体の事業を整理区分をしております。これが事業の棚卸しということで行っております。それから今現在で取りかかっておりますが、6月から7月にかけて一次評価といたしまして所管課において事務事業評価シートを策定いたしております。この事務事業仕分けのシートでございますけども、まずそのシートの内容につきましては事業ごとの概要、それから予算、目的、その活動の指標、成果指標、そしてそれらに基づいた評価を行う。これには公平性、有効性それから必要性とか、いろんな形で評価を行ってまいります。これ所管課で行っていただきます。そして、その後二次評価という形で最終評価であります市役所全体の部長で構成します行財政改革推進本部、こういった形の中で行政評価の二次評価を行って、その中から事業仕分けという形で今度は外部評価を、通常は三次評価という形で行われておりますけども、これを今年度につきましては試行的に事業仕分けという形で外部の今現在行財政改革推進委員会がございまして、この委員会の方で事業仕分けをしていただくと、そういう形で行政評価を行っていきたいということで考えております。

兼本委員

各課で評価シートを作成しながら自己評価をやっていくということですが、これについてはたしか昨年でしたか、電算等のシステムがあるために行政評価を一時先送りしたというふうなことがありましたよね、その時にたしか行財政改革の方から項目を100くらいに分けていろいろやったという答弁があったと思います。この評価シートを作ることにあつての職員の研

修は合併前の飯塚市の職員は研修を受けていたわけですよね、どこまで受けたかは知りませんが。合併後はこれは置いていたわけですが、この職員研修と評価シートはどういう風に、研修をしながらですか、その点はどうなっているのでしょうか。

行財政改革推進室主幹

行政評価導入に伴います研修ということでございますけども、今質問に言われますように、昨年度は行政評価の関係で事業評価シートというのを試行的というか、ほんとは取りかかりで職員につくっていただいております。これ、今は言われますようにただ作っただけということになりますと何の効果もないということでございます。それで、私ども行財政改革推進室もいろんなとこに研修を行っております。そしてこの研修としてことしに入りまして職員研修を全職員対象に行っております。これは行革の方から行ったものでございます。今年度22年は行政評価それから事業仕分けに取り組んだということで、いろいろ研修を行っているところでございます。今年度も予算にあげておりますけども、職員の研修主に係長職等ということで研修を予定を報告しているところでございます。また実務担当ということで行革、財政、総合政策こういったところで職員研修をもっとレベルの高いものを行って、そこでまた職員に返していくというような研修を行ってきているところでございます。

兼本委員

それでは評価シートを実際に担当するのは1職員が担当するわけですかね。

行財政改革推進室主幹

事務事業評価シートとしてまして所管課においてつくっていただいておりますけども、経理担当とかそういうことではなくて事業にかかわっている職員がつくるという形で、あとは最終的には課で取りまとめるという形で評価シートをつくっていただいております。

兼本委員

評価シートをつくるのは、さっき言われた事業名とか書きますよね、そういうものについて活動内容の書きますよね、そういうものは担当者でいいでしょうけども、その課で取りまとめるというのはだれが評価するわけですか。自分で作って自分で活動内容を書いてそして自分で執行状態まで書いて自分でつくったものですから に必ずしますよね。×にはしないと思えますよね、悪くても ですよ。誰がするわけですか。

行財政改革推進室主幹

評価につきましては、まず一次評価ということでございますので、これは担当部署ということで課長と、担当の課長ということになるかと思えます。

兼本委員

だから、作る、評価してもらおう材料として作るのは各担当であったとしても、評価するのは、現課の課長ということになるわけでしょ。じゃあ、委員長、ちょっとここでお願いしたいのですが、その評価シートなるものはですね、今までつくったつくったということで話はよく聞いてますけど、一度も見たことがありません。もしも、いろいろ書いたものが出しにくいのであればですね、こういうものだというようなもの内容で結構ですから、ひとつ資料要求をしたいのでお取り計らいをよろしくお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま兼本委員から要求がっております資料は提出できますか。

行財政改革推進室主幹

ただいま資料要求がございました事務事業評価シート、今現在行っているシートでございますけども提出させていただきたいと思えます。

委員長

おはかりいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩します。

休 憩 10 : 52

再 開 11 : 05

委員会を再開いたします。

兼本委員

非常に立派なものができとりますけど、これに基づいてちょっとこの、評価の、1ページ目は事業をいろいろ書いたりして、ここに評価者の職とかいろいろ書いてありますね。2ページ目の総合判定、それから1次評価の総括とか2次評価の総括とかいろいろあるわけですけど、こういうものは、2ページ目についてはどういうふうなことでやるわけですかね。1ページ目は、おそらく各原課でやるわけでしょ。2ページ目は、その2ページ目の一次評価、二次評価ということで、点数がこう、総合判定が入るとるわけですけど、これ2ページ目についてはどなたがやられるわけですか。

行財政改革推進室主幹

事務事業評価シートを今お配りしておりますけども、まず1ページ目の基本情報事務事業の概要、事務事業の点検というところにつきましては、担当の、担当者というかだいたい係長ぐらいまでだと考えてます。それから2ページ目の評価でございますけども、この第1次と第2次でございますけども、第1次につきましては担当課長と。最終的な2次評価につきましては、これはもう最終評価でございますので、市の最終の部署でございます行革本部という形になるうかと思えます。

兼本委員

1次が原課でこれの資料をつくって、1次評価は原課の課長さんがやられると。2次評価を行財政改革がやると。その2次評価でやったやつから選択して、一般質問やらでありよりました事務事業の行政評価委員ですか、に任せるということになるわけですかね。そういうことですか。

行財政改革推進室主幹

1次評価は原課ということ。それから2次評価は、市の最終機関でございます行革本部。それから外部評価としまして、まあ3次評価という形になるうかと思えますが、事務事業の仕分けということになりますのは、外部の行財政改革推進委員会でこの全体の2次評価まで行った資料を基に仕分けを行っていくという形になるうかと思えます。

兼本委員

そうしますとですね、これは事業についてということですから、例えばソフトの関係で、例えば教育委員会とかいうようなものについては、事業として学校でやられる事業とかなんというものはあるかもわからない、生涯学習関係のものもあるかもわかりませんが、例えば具体的にソフトの関係での、例えば講演会をやったと、この講演会が本当に果たして非行防止に役立ったのか、昨日も新聞に載ってましたけど、窓ガラスが何枚も割られたのに、窓ガラスを割るのに防止になるのかというようなことをいちいち一つずつ検証していかないかんですけどね。そういうふうなものについては、どういうふうな考え方でやられるわけですか。行革がやるのは、予算を伴うそして目にみえる事業。例えば、今まで行政がやっていた、ただ道路をつくればいいんだと。道路をつくったら、その道路ができたかできなかったということだけであって、その道路が果たしてどれだけ役に立ったかとかいうようなことの検証があまりなかったと。だからそういうものをやりなさいということで、これをやられているんですよ。まあ、それは

事業、ハード面でやられる。ソフト面で例えばそういうふうなものについての、例えば検証とかなんとかありますよね、講演会とかいろんなもの、費用をかけてやられるものがあるんですけど、そういうものについては行革ではそれがいいか悪いかということについての、その原課がこれをつくって、課長が例えば評価をしたとしても、それが例えば一般市民に対してどういうふうなものであったかということの検証というのは、なかなか行財政改革であったとしても、私は非常に厳しいのではなかろうかと私は思うんですよ、その点どういうふうを考えるわけですかね。

行財政改革推進室主幹

今お尋ねの対象事業ということでございますけども、900程度の今事業があるということで、洗い出しをしております。その中にはハード事業のみならず、ソフト事業も当然含まれております。今言われますように、非常に評価が難しいものはございます。評価シートにございますように、活動指標、それから成果指標というように2種類指標がございますけども、まず参加者が何人ぐらいいたとか、そういうような活動指標の部類に入ろうかと思いますが、成果指標と申しますのは今言われますように、その参加された方が満足を得たのか、どういう効果があったのか、そういうとこまで追わないと評価ができないというような形でありますので、できる限り今言われます成果指標の部分をとらえる研修というか、アンケートをとるとか、いろんな成果指標をとらえる方法がございますけども、この部分の今から構築に当たって、研究なりをやっていかないといけないと思っております。

兼本委員

事業仕分けで、テレビでいろいろこうやって、そのお金が1番でなければいけないのですかというような質問もあって、いろいろ話題がとんだわけですけどね、いろんなソフト面で、例えば今我々が所属している議会事務局、議会事務局やらね、事業と言ったって、大したハード面の事業というのはそうないですね。今言われるように、全国的に言われるのは、議会事務局の事務局を強化しなさいという形のものが出ていますよね。そういう中で例えば、いろんな意味で議会事務局等々とか、教育委員会とかいろんな、それから企業会計の部分とかというようなものは、一概にペーパーだけで云々のできるような問題でもなかろうと思うんです。まずこれは、行政評価というのは、先ほどから言うけど無駄なものをやって、説明責任を果たしながら無駄なものは剥ぐんだというのが最終的な目標だろうと思うんですけどね。そうなってくると、ある程度事業仕分けの対象となる。例えば先ほど言った行財政改革推進委員会に3次評価として出すようなものについては、ある意味ではハード面だけに、ハード事業だけに限られるんじゃないかと思うわけですよ。そういうものについて、今後行革として、先ほどソフト面もありますよと、参加人員とかいろんなものとかというような答弁があっただけで、今後、ことはまず試行的にやられると思いますけど、今後そういうものについて具体的に掘り下げてやっていくとした場合に、どうしても主体となるのはハード面という形になると思うんです。ソフト面について、ソフト面にも無駄な事業がもしかしたらあるかもしれませんがよね。そういうものについては、今後どういうふうな考え方で取り組もうとしているのか、その点だけお聞かせください。

行財政改革推進室主幹

ハード面のみならずソフト面ということでお答えいたしましたけども、先進地でいろんな取り組みをされております。それから、今後、私も今年度研修それからアドバイザーという形で、専門の先生からいろいろ御相談いたしながら行政評価を導入していくこととしております。そういう中でソフト面の部分をどのような形で評価していったらいいかとかを含めて研究、検討していきたいと思っております。

兼本委員

今年も試行的のことですからね。これ以上は突っ込んで質問したとしても、まだやってないわけですからどういうふうな結果になるかということは、今回の成果から見て、次の機会に質問させていただきます。以上であります。

委員長

続きまして「行政評価研修の講師謝礼金について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

まず、この14ページの一般管理費ですね。総務管理費、一般管理費、行政評価研修講師謝礼金についてです。どういう研修を受けるのか内容についてお尋ねします。

行財政改革推進室主幹

行政評価の研修ということで謝礼金を上げておりますけども、今年度行政評価制度を導入試行を実施するにあたりまして、専門的見識を深めるための職員研修を実施する予定としております。また、制度設計や運用についての専門的見地からの確かな指導を受けることによりまして、より効果的、効率的な行政評価制度の導入実施を図ることを目的として、この研修を行っていただく。それからもう1つ先ほどお話といたしますけども、アドバイス依頼することをしております。職員研修につきましては行政評価、行政経営改革とかそういったことを含めて基本的な行政評価の研修を行っていただく。それから実務的にも総合計画とか、行政評価、予算編成とかの連動といった方法も含めて事務事業評価シートの作成、それから作成した中身の改善だとか、そういったものも含めて職員研修を予定をいたしております。それから、アドバイスということで私ども事務局でございます行財政改革推進室、それから財政課等の職員です、アドバイスということで先生の研究室にアドバイスを頂きに3回ほど上がる予定に今のところしているところでございます。

川上委員

予算は38万円ですがこの内訳が研修に係るものとアドバイスに係るものと分かれておるんですね、それぞれ幾らぐらいですか。

行財政改革推進室主幹

まず、行政評価に関する専門家、研修アドバイスでございますけども職員研修としまして2時間2回で20万円、それから実務担当者研修、2時間で1回の3万円、それから訪問研修これにつきましては2時間で1回3日間ということで1万5000円の2時間で9万円と、それからもう1つは行政評価導入に向けた専門研修ということで職員研修を2時間2回で2万円、それから事務事業の仕分けということで、これについても事前研修、それから仕分け、それから総括ということで2時間で4日間で4万円ということで計38万円を予定しております。

川上委員

講師は何方がなる予定ですか。

行財政改革推進室主幹

まず行政評価に関する専門家研修アドバイスにつきましては、現在お願いしようとしておりますのが関西学院大学専門職の大学院経営戦略研究所教授でございます稲沢克祐氏をお願いをしております。アドバイスについてもお願いをしようとしています。稲沢教授につきましては行政評価、行政経営に関します国内の第一人者ということで、福岡県の市町村研修所ほか多くの研修機関等で講師をされて活躍されているとともに、国や全国の多くの自治体において実践的アドバイスをお行われているところでございます。また事業仕分けの施行に関します研修、それから事業仕分けにつきましては研修所とか市町村で全国的に講師を行われています、小田原市の職員、今、環境部の次長でございますが井澤幸雄氏に研修及び事業仕分けのコーディネーター等をお願いするものでございます。

川上委員

その分野で日本一ですか、その先生に飯塚市の職員の研修をしてもらうということなんですね。この先ほどの紹介のあった事務事業評価シートもこの稲沢さんがつくられたものですか。

行財政改革推進室主幹

この事務事業評価シートにつきましては先進地の事例等を参考にさせていただきながら行財政改革推進室において作成いたしております。

川上委員

市長のマニフェストを持たない皆さん方が、これを使うことできないでしょう。どうしてこういうシートをつくってるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:23

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

行財政改革推進室主幹

市長の公約、マニフェストをもっていないのでということで、ご質問でございますけども、この1ページ目の中ほどに2の事務事業の概要の の一番下でございますけども市長公約（マニフェスト）という部分が記載というか書く部分がございます。これにつきましては今、先ほど言いましたように先進地の事例ももとにしているところから、市長公約とかマニフェストについての欄がございました。そういうものも想定しながらこの評価シートをつくっているとでございます。

川上委員

市長、先ほどの話からいうと飯塚市の職員は市長のマニフェストをもたないで仕事するんですよ。今もっていないということなんですよ。持ってるのはこの程度のものしかないわけでしょう。骨しかないでしょう。マニフェストもたないで仕事をすると言ってるわけです。ところが稲沢さんはこれで講師するんですよ、お話しをするんでしょう。びっくりするでしょう。日本一とあなた方が言ってる先生が市長のマニフェストを持たない職員を前に、どういう研修をするんですか。財務部長答弁をお願いします。

財務部長

これ今お示ししております評価シートにつきましては、今までも説明いたしておりますように先進地等の様式等いろいろ研究いたしましてこの様式をつくっております。今質問者申されますように、稲沢先生の分について研修内容がどうかというお尋ねと思いますけど、この評価シートについてはまだ事前に講師に手渡して検討してもらっているという段階ではございません。飯塚市の行政評価についての全体的な打ち合わせの中で講師をお願いしているところですので、具体的にマニフェストを持ってる、持っていないとかということまで打合せはいたしておりません。

川上委員

論点はそこじゃないんですよ。だから行政評価の前に、その市長のマニフェストも持たない職員がどういう仕事をするのかとこういうことですよ、だから答弁はね、直ちに市長のマニフェストを全職員に配布しますでしょ。違うんですか。市長どうですか。

企画調整部長

市長公約という部分では市が取得した文書はございません。ただし公開討論会の際の資料は個人的にいただいておりますが、その中からですね抜粋をいたしましてマニフェストの概要版というものはつくらせていただいております。

川上委員

そんな改ざんした文書じゃなくてね、市長のマニフェストそのものを配って悪いんですか。私は皆さん御存じのとおり、市長と見解の一致するところもあります。見解の一致しないところも多いです。しかし、市民の付託を受けて市長になられた方が選挙公約を出しておったんだから、それを市職員全体に示すというのは最初の仕事じゃないんですか。それを持たないで、企画調整部が選挙中の、選挙始まる前ですか、政策討論会で聞いたようなことをね、あなたがつくったんですかマニフェスト。不正確にダイジェストして、改ざんしたものを職員に配ってどうするんですか。それで、自己評価したりね、外部評価といっても推進委員会なんですよ、行革行財政改革の。そういういい加減な行政評価をあなた方はやろうとしておると思うんですよ。それにこの稲沢さんという方に頼むんだけど、この方はどこでどのようにして紹介されたんですか。

行財政改革推進室主幹

稲沢先生につきましては、私ども研修に、市町村の関係で大野城の研修とか、それから嘉麻市でもこの稲沢先生が行政評価の研修を行われているということもお聞きしております。それから全国の市町村研修所に赴いたときに稲沢先生から研修を受けたりしておりますことから、紹介ということではなくて私どもがそういった研修を受けた中でお願いできればということをお願いしましたら受け入れできますということで、返事をいただいたところでございます。

川上委員

これについては最後にしますけど、もう少し住民福祉向上のために行財政改革を進めたいというのであればね、今の段階では皆さん方にはね、少なくとも幹部には行財政改革の研修の講義を受けるところにまだ行ってないと思うわけです。市長のマニフェスト読んでいないんだから。だから、この38万円というのをかけてね。今日本一の先生に準備できていない段階で話を聞かないといけないかどうかねよく考えてもらいたいと思います。

委員長

続いて、「接遇アドバイザー派遣手数料について」、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

14ページ役務費の派遣手数料に関連してお尋ねいたします。この接遇アドバイザーというのはどのようなものでしょうか。

人事課長

接遇アドバイザー派遣手数料でございますけれども、これにつきましては昨年からでございますけれども各課ごとにその課の接遇改善、職員指導を行う接遇マナーリーダーという担当職員を配置しております。このリーダーを中心に現在接遇の改善ということに取り組んでおりますが、このリーダーたちがそれぞれの職場で指導を行う際に従前に作成をしておりますマニュアル、これを中心に改善を図っておるわけですが、本年度このリーダーたちがマニュアルの改正をしようというようなことで予定をしております。この作業の際に指導していただくということで、これも従前から飯塚市の方で接遇マナー研修を実施しております、その講師にアドバイスを受けてよりよいマニュアルを作成しようということで今回計上させていただいたものがございます。

兼本委員

各課でマナーリーダーという方がいて、今までつくられてあるマニュアルを新たに見直そうというような形でアドバイザーの方をお願いするということですが、この接遇マニュアルを作成して窓口のトラブルとかいろんなものに、それから市民サービスの強化するということでの接遇でしょうが、これをしないと職員が窓口で対応できないような状況なんですか今。

人事課長

やらないと対応できない状態かというふうに言われますとそうではございませんが、ただし

市民の方から接遇に対しての苦情等が全くない状態ではございません。そういうことからいたしましてさらに接遇マナーについて向上させたいということから研修あるいはこのようないわゆるアドバイザー派遣事業を行おうということで予定をしております。

兼本委員

飯塚市の職員の現状についてどうですかとことで、市長の感想としては最初はあいさつもなかったと、この頃は顔をみて挨拶をすると、ずいぶん職員もよくなったと思うというようなことを何度かおききしたことがあります。私どもも確かに職員が挨拶するような数はふえました。まだいまだに知らない顔してる人もいますけどね。でも顔見ておはようございますとかなんとか聞くようになったのは事実です。この接遇ということですね、例えばいままでいるんなジャスコとか何とかに職員を派遣して、そして職員のマナーアップとか過去何回か行われたであろうと思いますけどね、その人たちがマナーリーダーとなってるわけですか、どんな位置づけになってるんですか。

人事課長

今、御指摘のいわゆる企業派遣をした職員との重複についてのお尋ねと思いますけれども、マナーリーダーについては係長級を中心として各課に配置をされております。企業派遣をいたしました職員については、新任者から中堅職員ということでございまして、重複はしてございません。

兼本委員

時々みかけるんですが、窓口でおおきな声が出て、大きな声がでて若い職員がオロオロしている時に後ろの方で役付き職員の方が知らぬ顔をしていて、時には後ろに逃げていくような姿を見るんですよ。ここにおられる方はそういうことはないと思いますけどね、ないと思いますけど、非常に対応として我々も聞くんですけど、窓口でトラブルがあったときに責任者がぱっと出てきてですね。こうなんです、ああなんですよということの説明がないと言うんですよ。だから窓口の職員が如何にその接遇マニュアルをつくって、マニュアルどおりにやったとしてもですね、根本的な対策は直らないと思うんですよ。代表質問で言いましたようにね、市民が市民サービスを受けようと思うときは窓口に来なさいと、窓口に来ないとだめですよというような感覚で対応していてもだめだということではあるんですよ。だから職員が住民の目線です、来られる方と同じ感覚で考えれば改善は早いと思います。ものを売るところなら怒らせては物は売れませんから自分の給料に響きますからね。ものすごくサービスを良くするんですよ。だけど飯塚市の職員は市民を怒らせたとしても自分の給料に響くことはありません。同じ課の中でも何係と何係があった時に、私はその係じゃないからわかりませんと言った時に代わりますという、電話でも私はその係じゃないからとたらい回しにする、小売店でそんなことやってたんじゃ店は潰れるんですよ。自分もの給料にかかわるから必ずよくするんですよ。市はそれをしなくても何も響かないんですよ。そこに私は大きな原因があると思うんですよ。だからお金をかけてですね、いくら、そのマニュアルをつくってやったとしてもやっぱり私は職員一人一人の意識が変わらないことには、いくらマニュアルつくっても駄目だろうと思うんですよ。だから前向きな気持ちはわかりますが、しかし、その前にやっぱりもう一度、職員一人一人に住民目線でやっぱり、我々は市民のために、公僕と言ってましたね、いまはあまり流行りませんが、しかしやはり住民目線に対応することが私は一番大事だろうと思うんですけどね。マナーリーダーはどのような形で接遇の改善をどのような方法でしているわけですか。

人事課長

先ほど申し上げましたように各課に配置しておりまして、それぞれの課において研修なり指導をしていただくということで活動していただいております。

兼本委員

例えば各課におられた職員が違ふところの職員に、例えば飯塚本庁にいる人が支所に行くとか、支所の方が本庁の窓口を見るとかさせたらいいんですよ。そして悪いところがあれば悪い、いいところがあれば、ああやったらいいんだなということをごすね、やればいいんですよ。だから、例えばこのマニュアルを作るにしても実態がこのマニュアルを作るための講師でしょ、アドバイザーの方は飯塚市の窓口の現状がわからなければいくらマニュアルがあっても絵に描いた餅になるのではないですか、実情をアドバイザーの方たちが今の飯塚市の窓口がどういう風になるということは、もういろいろ把握されてるんですかね、この方たちは。

人事課長

今御質問の件でございますけれども、さきほどちょっと触れましたが合併後接遇マナーの向上のために研修を実施いたしております。その委託先ともうしまししょうか、こちらの方が依頼をしておりますのが福岡ソフトウェアセンターに在籍をしています講師にさせていただいておりますが、これはソフトウェアセンターの方がビジネススキルアップ研修ということで、メニューを組まれまして、その中で接遇マナー研修というものがそのメニューの中の1つとしてございます。それを採用しているわけでございますが、委員から御指摘が先ほどからございますが、私どもも同じような感覚を持っておりまして、何が原因で飯塚市の接遇なりマナー、窓口でのトラブルが起きてるのかという実態を把握せずに研修だけを重ねてもいわゆる研修だけに終わってしまうのではないかとということがございまして、これは研修を実施する当初から飯塚市のいわゆる窓口を中心として職員の実態がどうであるかということをもまずは講師が調査をしてほしいと。そしてそこでの問題点をまずは抽出をして、その問題点解消のために研修を計画してほしいというような注文をつけまして実施をしておりますところでございます。そういうことで、今御指摘の部分でございますが飯塚市の実態についても講師自らが本庁に限らず、支所等についても赴きまして時間は限られてると思っておりますけれども、実際にその窓口に座って職員の対応ぶりがどうであるかというような確認をとる、あるいはお客さんとしてダミーでその講師自身がいろいろ用向きで窓口に行きまして対応を職員がどうとるのかというようなことを確認していただいてそのような問題点を抽出し、また改善につなげたいということで実施しておりますところでございます。

兼本委員

予算的には余りたいした予算ではありませんけど、少ない予算で、この効果がですね、すばらしい効果となるように、これが出来て市の窓口は非常によくなったと市民の声が聞けるように期待しながら効果を見させていたどうかと思います。

委員長

続きまして同じく「接遇アドバイザー派遣手数料について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

アドバイザーはソフトウェアセンターに属する方ということなんですけど、どなたですか。

人事課長

講師は藤中真美さんという方でございます。

川上委員

ソフトウェアセンターに属するというのはどういう意味ですか。

人事課長

ソフトウェアセンターの中で、先ほど申し上げましたいろいろな研修メニューがございますがその研修のための講師ということで、ソフトウェアセンターに社員としていらっしゃる方でございます。

川上委員

その方はいつからソフトウェアセンターにおられて、実績はどうなっていますか。

人事課長

まずはソフトウェアセンターに講師として来られたのが平成16年の12月からでございます。そして実績についてでございますが、私ども把握しておりますのが行政関係でございますけれども、まずは福岡県の地域産業活性化人材育成事業というものがございまして、この事業における人材育成、その中で接遇マナーとかコミュニケーション能力についての研修を担当されております。また、飯塚市ではコールセンターオペレーター養成講座等業務というものにつきましまして、先ほどと同様でございますが、接遇マナーコミュニケーション能力についての研修を担当してあります。また、飯塚市雇用開発協議会、このe-ZUKAトライバレー構想の実現に向けた雇用増大プラン実施運営業務というものがございまして、ここでも同様、接遇マナーコミュニケーション能力の研修担当と。また、福岡県庁のほうが主催いたしますさわやか行政サービス実施研修ということで、これ職員向けの接遇マナーの研修ですが、その講師も担当してあります。

川上委員

今度のアドバイスを受ける重点というか、ねらいはどこにありますか。

人事課長

先ほど御説明をしております。平成20年、21年につきまして、検証する際に、さきほど窓口等の調査をしていただくということを御説明しましたけれども、その点で飯塚市で足りない部分というのも見えてまいりました。そこで平成20年度、実際に講師のほうで確認を取った部分について、それをもとに研修を実施しております。その成果というのを平成21年度、また窓口調査等で確認をしていただいております。それで改善が見られたというような指摘の項目、かなり出てきておりますけれども、まだ足りない部分があると。その中で特に問題になって参りましたのが、服装等の関係でございます。この部分につきまして、これから努力が必要じゃないかということと、市としての一定の基準を定めるべきではないかというような指摘もございまして、これにつきまして、実はリーダーたちにいろいろ検討をしてもらおうということで予定をしておりましたが、なかなか遅々として進まない。なかなか基準をつくるというのは難しいというような意見も聞いております。そういうことで外部の接遇マナーを担当していらっしゃる講師の意見をここに入れることによって、ある一定の基準を決めてしまおうと。また、マニュアルそのものにつきましても、全般的に見直しが必要でございますが、リーダーといいたましても職員でございますので、その専門職では決してございませぬ。そういうことから全般的にマニュアルについても専門家の目を入れていただいて、よりよいものということを目指していこうということでございまして。

川上委員

なんだかよくわかりませんが、服装をどうにかしたいというようなことが聞こえましたけど、お辞儀の仕方とか、お辞儀をする前に失礼いたしますとってお辞儀をするとかね、角度をこれぐらいとか、そういうの今流行ってますね。そういうことも教えてもらうんですか。

人事課長

今御指摘の点につきましては、研修の中で実施もしておりますけれども、私ども求めるものがすべてということではございませぬ。先ほど兼本委員のほうからも御指摘ありましたように、市民の方とどう向き合うかということが基本的な問題ではなからうかと思っております。そちらの方向で、よりよい方向に窓口対応等ができればという思いで進めていきたいと考えております。

川上委員

飯塚市は株式会社じゃないと市長も言われたでしょ。ビジネススキルアップとかで、どうな

んでしょうかね。さきほど兼本委員も言われましたけど、公僕というふうに言われましたけど、全体の奉仕者ということですよ。だから全体の奉仕者の立場、それから、この飯塚市というのが住民福祉の増進というのが本来の目的役割だということですから、そこをきちんと押さえていくことが私は大事だと思うんですよ。その点から言えば、ビジネススキルアップとかいうような話じゃなくて、お辞儀の仕方とかを職員同士で話し合えばいいじゃないですか。服装も。第一ボタンは外していいけど、第二ボタンはだめよとかね。いろんなこと話し合えばいいじゃないですか。酒の匂いをさせて議会に出てはだめとかね。教えればいいんですよ。本質的なところを考えなければいけない。例えば、いろんなトラブルが窓口で、いろんな不満とか批判があるけれど、納税課とかみんな泣きながら、みんなではないけど泣きながら帰っている人いますよ。なぜかと、給料全額指し押さえるからですよ。失業給付金が入っているのを押さえてしまう。どうやって生活しようかと思う。もう二度と行きたくないじゃないですか。そういうところが接遇というならね、言うべきですよ。そんなことをしてもらえようような講師を選ぶべきだと思います。お金はこのくらいかかるのが、普通かどうかわかりませんがね、私は皆さん方同士が一番わかっているわけだから、皆様方同士でやったらどうですか。だから株式会社にしてしまう、株式会社に必要な接遇アドバイスというのを無理にする必要がないんじゃないかと思しますので申し述べておきたいと思えます。

委員長

続きまして、「不動産鑑定手数料について」、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

不動産鑑定手数料についてお尋ねいたします。なぜ鑑定を行うのかについてまずお尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

現在、穎田病院の用地につきましては、飯塚市と博愛会との協定書に基づき、平成20年4月から10年間無償貸与としており、その後は譲渡以下で売却することとなっております。また運営の移譲条件として、同協定書で定めております療育関連通所施設の併設、これにつきましては施設を建設して専門の運営主体に賃貸することといたしておりましたが、医療法人上賃貸業ができないため、建設主体を株式会社としたことから、療育施設の建設用地を無償貸与することが難しいため、この施設を建設する前に必要な部分を分筆しまして建設前に株式会社のほうへ販売する時価で売却するため鑑定するものでございます。

兼本委員

これは旧穎田病院を医療法人博愛会にやるときに建物は無償譲渡すると。土地については賃貸をするという形でそのときに旧愛生苑の施設、それから療育施設を併設しなさいという形のもとでやられている。療育施設は、医療法人が賃貸できないから株式会社に売ると。株式会社ってどこの株式会社に売るわけ。

社会・障がい者福祉課長

医療法人のほうで、医療法上賃貸業ができないということで、この建て方をどういうふうにするかということで、博愛側と協議を行いました結果、麻生グループ内の別の会社がこの療育施設を建設して運営主体に賃貸するというので、協定書に定める責務を果たしたいという申し出があったため、それに基づき現在進めているところでございます。

兼本委員

そうすると建物を建てるのは麻生関連の株式会社が建物を建てて、そして実際に療育施設を運営するところに貸すと、というような内容ですね。療育施設については、いろいろ公明党さんが長い間、遠くにあるから早く作れ作れということで、一般質問等々でかなり何回も言われておりました。やっとならぬに、来たんだなという気がするわけですけど、この療育施設とはど

んなものですか。まず簡単にちょっと説明してみてください。

社会・障がい者福祉課長

療育施設につきましては、児童福祉法に定める障害児等の施設で申しますと知的障がい者施設、障害児施設それから難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、こういう施設に医療法による病院としての機能を併せ持った施設を一般的に療育施設と言っております。

兼本委員

この療育施設について、ちょっと疑問を持っているんですけど、これは行政が必ず設置しなさいということで義務づけられているんですかね。

社会・障がい者福祉課長

この療育施設の設置について、行政のほうに設置しなさいという義務はございません。

兼本委員

これについて、どのような形でこれを設置するのかなということで、条文をずっと見ていたんですけども、発達障がい者支援法の中で、県のほうが発達障がい者の責務として、県のほうは施設を作れというような、必要な措置をとかいうような形であるんですけどね、これを実際に運営するのはどこが運用することになるわけですか。

社会・障がい者福祉課長

この運営につきましては、専門の別途運営主体に対して、運営をするということで博愛会のほうと協議を進めておりますけど、現時点におきましては病院との関連もございますので、博愛会と飯塚市で協議を行って最終的に決定することといたしております。現状といたしましては、現在サンアビリティ飯塚のほうのデイサービス事業として療育的訓練を行っておりますNPO法人のピース、ここを運営主体とすることで現在協議を進めております。

兼本委員

後のほうの予算の中でも出るんですけど、県のほうは補助金を、設備費か何かで補助金をかなり出すようになっておりますけど、飯塚市としてはこの療育施設に対してはどのような形での、運営に対するですね、補助とか、それから支援とかいうようなものについては、どのような形なる訳ですか。

社会・障がい者福祉課長

現在この療育センターの実施する計画事業といたしましては、3つの大きな事業を計画いたしております。1つは、運営主体が自主事業として実施しますデイサービス事業、これに基づきまして療育的訓練を行うことといたしております。もう1つが、先ほど質問委員からも言われましたように発達障害、こういうものに対する保護者からの早期支援に対する相談窓口、これを飯塚市、嘉麻市、桂川町で障がい者支援センターを5カ所ほど設置する計画にいたしておりますけれど、現在4カ所を設置しており、5箇所目をここの療育センターのほうに、主に障害児を対象とした相談支援を行うセンターとして、実施する計画といたしております。また最後に療育におきまして、重症心身障害児に対する受け入れもある程度必要と考えております。ただし、多額の経費を要することからこれにつきましては、県の委託事業を活用した事業を実施したいと考えております。

兼本委員

これは建物としては今から鑑定をして、そして財審にかけて、それから売却という形になるかと思っておりますけど、建物の完成予定はいつ頃になるわけですか。

社会・障がい者福祉課長

現在、協議におきまして予定しておりますのは、ことしの10月ぐらいから着工いたしまして、来年2月末までには完成したいということで協議を進めております。

兼本委員

これに障がい者で療育通所施設の助成金ということで830万円程上がっておりますよね。これは県のほうから10分の10の補助でございますので建物ができると同時に、この設備ですから、補助するわけでしょうけど。これは来年の2月と言わないで、早く発達障がい児を見つけなさいとか、早期発見して早期支援することが大事ですよということになっているわけですけど、来年の2月ぐらいでないと、建物としてはその、土地の面積がどのくらいで、建物としての大きさというのはどのくらいになるんですか。

社会・障がい者福祉課長

現時点ではまだ実施設計までは至っておりませんが、現在打ち合わせをしております建物の設計といたしましては、約450㎡程度となっております。またそれに対する建ぺい率をかけました敷地面積、プラス駐車場、若干の駐車場を加えました面積が売却面積になるものと考えております。

兼本委員

ということは、まだ分筆も終わってないんですか。

社会・障がい者福祉課長

現時点におきましては、まだ分筆は終わっておりません。大体建物を建てる位置が決定しましたので、今後早急に分筆を行いたいと考えております。

兼本委員

じゃあ鑑定はいつ頃になるんですか、不動産鑑定というのが出ますけど。今から分筆をして、そしてその建物の位置が450㎡でそれに駐車場と建ぺい率と併せてということですけど、面積はまだ確定していないわけですか、今の段階で。面積を出したら悪いわけ。

社会・障がい者福祉課長

鑑定につきましては、この博愛会との協定書に基づきまして病院敷全体を鑑定する予定といたしております。そのうち療育施設に必要な部分だけを先行して、今年度株式会社のほうに売却したいというふうに考えております。

兼本委員

全体を鑑定したらだめですよ。10年間無償でしょ。10年後に売却するときに、今の鑑定の、その出た鑑定結果が鑑定の1つの基準になるはずですよ。10年たったら不動産がですね、今だんだんだんだん今下がってきてますけど、10年後はもしかしたら上がるかもわからないですよ。今鑑定をとっていたら、今の鑑定が基準になってきたときには10年後の鑑定と今の鑑定とで差が相当出てきた場合にどっちを基準にするかというようなことで、またがちゃがちゃなったらいけないから、売却する部分だけ鑑定すればいいんですよ。何も博愛会との関係とは必要ないでしょう。博愛会には無償で貸してるわけですからね。だから今回売る面積の分だけを鑑定すればいいんじゃないですか。そうすると鑑定料も下がるんじゃないですか。何で全体と一緒に鑑定しなければ駄目ですかね。

社会・障がい者福祉課長

現時点におきましては、博愛会のほうと協議を行っておりますけど、例えば今年で病院敷全体を売却するとしたらいくらかということで、まず鑑定を行いまして、そのうちの療育センター部分だけを先に売却すると。そしてまた10年後に病院のほうに売却する時点におきましては、その時点で時価でまた評価を行いまして、その単価で購入をしていただくというような今計画となっております。

兼本委員

課長ちょっとおかしくないですか、その考え方。今買っていたらいいのなら、今鑑定を出してもいいんですよ。でも買うということじゃないんですよ、今年。もしかしたら買ってくれる

かもわからないんですか、博愛会は。あとで一緒にまとめて答弁してください。だからね、何も今買ってもらう必要はない。向こうも買う意思がない分についてまで何で税金を投入して鑑定をする必要があるんですかと言っているんです。買ってもらう分だけ鑑定してもらったらいんじゃないんですか。また10年後に鑑定するといったら、鑑定料の二重払いでしょう。お金2回払わないといけなくなるでしょ。今買っていたら、当然いいですよ。買ってもくれないのになぜ鑑定するのか、私は意味がわからんとですけどね。土地の相場というのはだんだんだんだん今公示価格見ていたら、毎年毎年暴落していつてますから下がるかもわかりません。しかし20年からだから、あと何年かしたらまた上がるかもわかりませんよね。そのときに今取った鑑定というのは1つの基準になるはずですよ。あのときこんだけの値段で、うちの関連の株式会社に坪1000円で売ったのを、今その土地が300円になっているから足して半分ぐらいにしてくれんのかという交渉の余地も出てくるかもわからないですよ。だから私は鑑定を全部とる必要はないと思いますけどね。どうしてもとらなければならないということであれば、例えば売る分だけの鑑定料は市が払いますよと、その部分については面積割合で博愛会が見てくださいというふうなことであればですね、そして売却のときにこの鑑定結果は、全然参考にしませんよというような形のものであればいいですよ。でも、今現在、今、買ってもらったら何ぼになるか。そして、その株式会社に売る分だけ売ると。で、10年後また新しく鑑定をとるとかですね。答弁していて、何かおかしいと思わないですか。

社会・障がい者福祉課長

委員に言われますように、そういう手もございまして、現在は博愛会のほうと協議をしているのがそういうふうな状況で進めております。ただ今言われました意見については、また今後協議を進める中で検討したいと思っております。

兼本委員

課長、博愛会にえらい遠慮してから物を言っているようですが、市の土地を。売ろうとしているわけですからね。本来いろんなところで、例えば市の土地を、土地の一部を解体ということであれば分筆費用とかね、そういうものが、例えば買うもの負担とか、何とかいうような形で、細かいことというんですけど、分筆費用はどちらの負担ですか。

社会・障がい者福祉課長

分筆費用につきましては、管財課と協議しまして決定したいと考えておりますけど、先方の事由によるものか、うちの事由によるものかによって決定すると思っております。

兼本委員

博愛会がそのまま療育センターをつくるんやったら売買とかなんとかしないでいいですよ。だから医療法人の定款変更については、賃貸業を入れるときには何か許可がいる、確かだったんですよ。だからかなり寄付行為の変更をするのが難しいからですね、株式会社をつくって株式会社の方に売却して株式会社が建物をつくって、そしてNPO法人のピースが何かに運営委託しようという形でやられようという経緯だろうと思っておりますけど、何でそこまで、その、建物は無償やった、それからなんですか、愛生苑も引き受けてもらったというような形のものがあってもわからないけど、何で博愛会との交渉の上で鑑定料は全部市が持ってやるとか、一事業者に対して税金を、その人たちに恩恵を与えるということになりませんか、このことについては。私はちょっとおかしいと思っておりますけど、これは、担当の部長はどなたですかね、ちょっと部長答弁してください。

保健福祉部長

この鑑定につきましては、市、麻生グループ、それぞれが鑑定をいたしまして、向こうは向こうで鑑定をされますので、市としても鑑定をやって、そして協議していきたいと考えております。

兼本委員

そりゃ売るほう買うほうどっちも鑑定しますよ。だから鑑定の部分は、今課長の答弁では全体といったでしょ、全体か、この売る部分だけかということ聞いてるんですよ。だから全体を鑑定するのと面積の1000㎡を鑑定するのと100㎡を鑑定するのでは、おそらく鑑定料に違いが出てくると思いますよ。違うと思いますよ。だから売る分だけの鑑定をすればいいんじゃないんですか。何で全体をするのか、意味がわからんとですよ、なぜ全体をしないとだめだということが。なぜ博愛会が全体の鑑定をしないと、全体の鑑定をしてくださいとっているのか意味がわからんとですよ。頭があまり良くないから、分かるようにもう一回答弁してください。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:12

再開 13:15

委員会を再開いたします。

兼本委員

鑑定を一部を鑑定する、全体を鑑定する、私はそうだと思うんです。私の推測ですよ。恐らく今度の売却する土地は道路に面している、だからそこだけ鑑定すれば鑑定評価は上がると思うんです。全体を鑑定すればですね、鑑定結果がいくらとでる、それを㎡単価で割って売ればですね、恐らくそっちのが安くあがるんだろうと思うんです。だからそういう意味で一旦全体を鑑定しようやという向こうの話が出てるんだろうと思うんです。そこでお尋ねしますけどね、こういう、療育施設というのは作らないかんというのはだれもわかってるんですよ。必要な施設であり、そして発達障害法に基づいてもですね、地方自治体にもやっぱりある程度援助しなさいというようなことでそういうふうに行われてるんですよ。だからそういうことを考えるとですよ、例えば飯塚市がこの売却する部分だけの鑑定をして、これが例えば坪1000円とする、全体を鑑定してですね、㎡単価で割り戻したら800円だとする。売るのは財審にかけるわけですね、財審にかけた時に例えばもうこういうふうな必要な土地やから鑑定評価は1000円であったとしても、全体で割り戻したら800円だから800円で売却するとした時には、私は売り買いだから、交渉だから構わないと思います。そう私は思うんです。副市長も初めて副市長で今まで一回も答弁したことないからあなた、財務部長でおられて、そういう面では非常にそういうところの詳しいからですね、どうですかそういうところは。

副市長

質問者の当初からの質問主旨については私も十分ある意味言われる通りだと思っています。ただ、最後に言われたように大きな一筆を評価するときに、先に言われたように確地の取り方で評価がポイント評価した場合変わってくることもございます。最終的にはうちの財審にかけて、先ほど言われたようなケースも出てくるかと思いますが、原則うちの方は鑑定評価で単価を利用しておりますけども、そういうことも十分質問者の主旨を踏まえて対応していかなくやいかんというふうには考えております。

兼本委員

部長、ということですからね、鑑定はそういう趣旨で鑑定を取るようにひとつこれはどっちみち決算委員会でこういうものはわかりますからね、決算でまた必ず取り上げますからね。そのとおりやるようにですね、要望して、もうこれ以上言ってもですね、必要な施設であるということは認識しておりますからね、ぜひつくらないかんということも認識しております。そしてNPOがやることですから利益も大して出ないと思います。そういう形の中で、市長自治体それから国、県、それから政令都市やらはつくらないかんことなるとるわけですからね、自体

がつくらないといけないのをそういうことで肩代わりしてつくってもらえるという趣旨はわかりますからね。ひとつそういうところをふまえてこれ以上は申しませんけどですね言った主旨はよくご理解していただいて鑑定に向かうようにね。残ったとしたら残ったいいわけですからね、予算はですね。これ予算ですからあくまで、そういうことで終わります。

委員長

続きまして「記念品料について」安藤議員の質疑を許します。

安藤委員

同じく14ページ。企画費の中の記念品料ですね、これについて質問いたします。まずふるさと応援寄附金の概要につきましてお知らせください。

総合政策課長

ふるさと応援寄附金の概要、仕組みについてでございますが平成20年度の地方税法改正によりまして個人住民税の寄付金制度が大幅に拡充されまして地方自治体に寄付をした場合に、五千円を超える部分につきましては一定限度額、おおむね個人の住民税の約10%でございますが、これを所得税と翌年度の個人住民税から全額控除される仕組みとなっております。

安藤委員

20年度から始まったというところでございますけれども、実際20年21年度の状況についてお示しく下さい。

総合政策課長

平成21年度につきましては50名の方から総額といたしまして5,655,000円の寄付をいただいております。また、20年度は35名194万円の寄附金を受けております。21年度は、第20年度に比しまして371万5000円の増となっておりますがこれらはオートレース選手会からの前年度を上回る寄附があったこと、また市職員から知人親戚等に依頼をしていただいたこと、それと大口の寄附者があったことなどによるものでございます。

安藤委員

本年度は100件で見込み300万円ということで多分、歳入の方に書いてありましたけれども、さらに昨年21年度は560万円ということでしたけれども、それが100名になればもっと多くの税額が見込めるんじゃないかなと思いますけれどもその点はいかがでしょう。

総合政策課長

一応100件、一人当たり個人住民税の関係もございまして3万円を目標と、その100件で300万円ということで計上いたしておりますが、できる限り多くの寄附をいただけますように頑張りたいと思います。

安藤委員

それでは、寄附金を広げる取り組みについてどのようにお考えですか。

総合政策課長

寄附金を広げる取り組みについてでございますが、市のホームページあるいは同窓会でのPRと職員への依頼、オートレース選手会への依頼などは前年度に引き続き、鋭意継続して行ってまいりたいというふうに考えております。また市報を通じまして市民の皆様への寄附者への紹介依頼も検討したいというふうに考えております。また、実際に寄附を受ける際や、制度の問い合わせなどの際に記念品についても検討してほしいという意見も多くいただいております。全国的に見ましても記念品のPRが目立っており本市といたしましても、検討しました結果寄附金増額につながるものと期待いたしまして、今回予算計上を行っているものでございます。

安藤委員

今の御答弁の中にですね、職員への依頼ということがございました。何かのときに1回質問

させてもらったんですけれども、市内に在住と市外に住まれてある職員の方の比率を聞いたことございました。市外の方が20数%おられるというふうにお聞きしておりますけれども、そういう部分では職員の皆さんにそういう働きかけということはされたことがございますでしょうか。

総合政策課長

基本的には市外の親戚知人等の紹介を行っていただくということではお願いいたしましたが、その職員に市外の職員に寄附をとということは、直接には、パソコンの掲示板等に掲げたことございますがその程度でお願いをしたということでございます。

安藤委員

何らかのですね、市にとっては財政に寄与する部分というところがございますんで今後そういうことの方も含めてですね、PRを進めていただきたいということが1点ございます。それから1万円以上の寄付の方には記念品をとるところでございますけれども、その記念品につきましては何をお考えでしょうか。

総合政策課長

現在のところまだ具体的なところは検討しておりませんが、市の特産品等を贈らせていただければというふうに思っております。

安藤委員

いずれにしましたのですね、市の財源に先ほども申しましたけれども何らかの寄与をするわけでございますんでぜひですね、そのPRも含めた働きかけをですねぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

委員長

続きまして「地域力を総合アドバイザー事業費等について」兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

これはですね専門家の派遣による支援を受けというような形で、これに説明がありますが、概要を説明してください。

総合政策課長

地域力創造アドバイザー事業につきましては、総務省の事業でございまして新たに地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことでその地域力を高めようとする市町村に対しまして総務省に登録されたまちづくりのプロフェッショナル、この方がアドバイザーとして市町村に派遣をされまして、市町村がまちづくりをサポートを受け一緒にまちづくりを行うという事業でございます。

兼本委員

総務省に登録されたまちづくりのプロということですけど、例えば飯塚市に派遣される方としては飯塚市の実情とかそういうものを具体的に把握された方とか、これ総務省が派遣するわけですから飯塚市でどなたということではないと思いますけど、その点はどうなってるわけですか。

総合政策課長

総務省の方に申請を行うような形になっております。その申請の中には第3希望までどのアドバイザーがよいかということがありますんで、そこでは総務省が決めることじゃなくこちらの方から要望ができるというシステムになっております。

兼本委員

第3希望ということは第2希望、第1希望とあるわけでしょうが、何方を予定してるんですか。そしてその方たちは飯塚市の実情をしっかりと把握されてる方ですか。

総合政策課長

まだ正式な申請を行っておりませんが、第1希望につきましては、全国64名のアドバイザーの方がいらっしゃると思いますが地域おこしという目的が合致いたしまして、かつ実績もあり県内に会社も置かれてるということで、さらにまた最近発足いたしました飯塚盛り上げ隊と、これの前身でありますまちづくり団体が本年の2月28日にまちづくりシンポジウムというのを開催されまして、その際のコーディネーターでもありましたイデアパートナーズ株式会社の井手氏にアドバイザーをお願いできればというふうに考えております。第2第3につきましてはただいまのところ検討中ということでございます。

兼本委員

第3まで決まるとするような答弁の内容ですけどね、いずれにしてもその方は、飯塚市はですねえ合併して旧飯塚市と旧4町とが合併したわけですね。特に飯塚市の中では中核という形の中で今回コンサル入れてある程度基本計画等いろんなものがあるわけですが、そのところの整合性はどうなるわけですか。

総合政策課長

旧4町のまちづくり計画を策定するためにただいま申しましたアドバイザーの知恵なりをおかりするというところでございますが、旧飯塚につきましては、8つの地区で構成をされておりますが、先ほどの旧4町と同じようにそれでのまちづくりというものは必要であるとの認識は持っております。しかし旧飯塚での中心地は今回中心市街地活性化を行いましてそれぞれの8つの地区も元気になるような取り組みとして活性化を進めたいとしておりますので、ひとまず旧飯塚につきましては全力で中心市街地活性化を行い、また同時に旧4町のまちづくり行うことで新飯塚市として均衡を保てるように努力してまいりたいと、このように考えております。

兼本委員

中活だけでなく旧4町も視野に入れられたということで飯塚市は一つですよという一体感をもたれたようなまちづくりを行うというような姿勢については、これはある程度高く評価できるんですけど、しかし旧飯塚市といっても中心商店街だけじゃなくして旧飯塚市には二瀬の商店もあるし、幸袋もあるしいろいろあるんですよ。中核と旧4町のまちづくりはやると。今言われたように、この予算の概要を見ると4町地区のまちづくりを推進するものというかたちになっとるわけですよ。なら、例えば中活は中活でまた1つの進み方をしてる、今度はこのアドバイザーを入れて旧4町は旧4町のまちづくりをします。なら、狭間に残された二瀬地区とかの商店街は、もう見捨てるということですかね、どのようにするわけですかね。

総合政策課長

質問者おっしゃるような決して見捨てるかということではございません。繰り出しの答弁になるかもしれませんが、旧飯塚につきましてはまず中心市街地をまず行わせていただくと。それで他にもおっしゃいますように地区がございまして、これ活性化策につきましても今後、やはり検討はしていかなきゃならないということは十分に認識をしております。しかしながら、まずは中心市街地の活性化を進めさせていただき、それが波及するというようなことを目指してまいりたいというふうに考えております。

兼本委員

私は代表質問でも申しましたように、このまちづくりとか、そういうものについてはやはり地域の雇用というものが一番大事になってくるわけですよ。地域の雇用なくして、ただ上のほうから、こうやんなさいあやんなさいと言ってですね、まちづくりというのが成功した例はないと思うんです。いろんなところの、黒壁とかああいうようなまちづくりをやったところも、山笠似たようなものがなくなるから、そういうものをつくろうという形の中でまちづくりができたとかですね。いろんな地域の実情にあったものを取り入れながら、まちづくりというものはやっていくわけなんですよ。アドバイザーを入れてやったとしても、これはアドバイ

ザーを入れてやるとすれば、旧4町だけに絞り込んだとした場合は旧4町の地域の方たちとはどのような形を、その手を取り合ってまちづくりを推進するという形になるわけですか。アドバイザーの方と旧4町の、そこに住んでる方と連携しながらまちづくりをやっていかなければ、ただ大所高所から見て、この地区はこういう地区だから、こういうふうなまちづくりがいいですよ、この地区はこういうところだから、こういうまちづくりがいいですよとやったとしても決して成功はしないと思うんです。やはり、そこに住んでる人達の一人一人の意見が、やっぱり取り入れた中でアドバイザーと手をしっかり組み合ってまちづくりをやるということの意識がないとできないと思うんですけどね、そういう点はどのようにお考えになっているんですか。総務省の補助事業だから、国のお金だから、ただ頼んでこうやればいいってもんじゃないですよ、その点はどうお考えですか。

総合政策課長

アドバイザーの支援を受けるようにしておりますが、その受ける団体といたしまして、チームといいますか、まず庁内に職員でワーキンググループをつくります。それと同時に市民の代表の方、これにつきましては地域で積極的にまちづくりに取り組んでおられる、活動されている方。この両方で、チームをつくりましてその中でお互いに意見を出し合いながら、かつアドバイザーのアドバイスを受けるといことで進めてまいりたいというふうに考えております。

兼本委員

ではあの、言葉尻とらえて悪いんですけど、地域で積極的に取り組んでいる方たちのグループっていうのは今つくっているわけですか。今から立ち上げるわけですか。

総合政策課長

これにつきましては、今から立ち上げさせていただいたと思っております。

兼本委員

この事業はいつからやる事業ですか。このアドバイザーを派遣して来てもらうのはいつですか。

総合政策課長

今年度に行います事業につきましては予算の決定をいただきまして、それから進めたいというふうに思っております。

兼本委員

今課長が第1希望の方をお願いしたいという形で、総務省は第1希望の方いいですよということになったときにその方が来るのと、そういうような、今先ほど答弁があった町でね、そういう人たちのグループを立ち上げるのは同時並行でできるんですか。あの簡単にまちづくりに積極的に取り組んでる方たちをと何か何とか、連携をとってというような答弁がありましたけど、できますかそれが。

総合政策課長

事業を進める上で、今質問者おっしゃいましたように、まず庁内のワーキンググループと、それと地域づくりに取り組んでおられる地域の方々、ここをまず組織いたしまして、ある程度学習なりを進めた中でその後に地域づくり創造アドバイザーに来ていただきまして、支援をしていただくと思っております。したがって、アドバイザーにつきましては本年度につきましては単費で来ていただくというふうに今考えております。今内部の体制をつくり上げた後に、その後アドバイザーとしての支援を受けていきたいというふうに考えております。

兼本委員

単体でやると、どこに単費でやるという予算がどこに上がっているんですか。今私が聞いているのは企画費の地域力総合アドバイザー事業費で66万9000円についてお尋ねしてるわけですけど、これについてはいろんな内容、細かい金額のことは、あとで川上委員がいらっし

やるからお任せしようと思っていましたけど、1町に2回しか来ないんでしょ。いくらいくらというような形になっとるわけですけどね。これを単費でやるということになるとどっかまた単費でやる予算はどっかから上げないといけなくなるけど、どこに単費でやる予算があがりますか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:37

再 開 13:40

委員会を再開します。

兼本委員

私が勘違いしていました。私は全部補助で、見ていたら総務省単価とかいろんなものが出てるからですね、全部費用はあれかなと思っておりましたけど、66万9000円が単費ということになりました。そこで一つだけ私ここで問題を提起してきますけどね、こういうものをするときには、やっぱり今回12地区公民館でまちづくり協議会を立ち上げるというような、言っていましたよね。だからそういうものができて、そして地域での問題点がある程度掌握できた時点で、そしてアドバイザーを受けるのであれば効果としては抜群に出てくるんですよ。今、そういうものも何もないのに、ただアドバイザーをお願いしよう、アドバイザーをお願いしようってね、そして、まあ言葉は悪いですが市の職員の方とアドバイザーとがこうした方がいいよ、ああした方がいいよというようなことを聞いたとしても、これははっきり言ってまちづくりに何もならないと思うんですよ。だからそういう意味では、やはり皆さんたちがまちづくりを、中活をやるんだから、旧4町も同じようにレベルアップしなければならないという強い認識はよくわかりますけどね、しかし、やっぱり取り組みについてはそういうふうにはやっぱり準備がきちっとできた段階で、そういうものをするようなことをやらないと、こういうのはただ今までやったように、はっきりいってこれなんかもう事務事業でやった場合には、これはまず見直しの中のまず一番にかかるような事業ではなかろうとか、私は思いますから、そういうところを指摘します。あと細かいことは同僚議員さん質問されると思いますので、お任せいたしますけどそれで終わります。

委員長

続きまして、「地域力創造アドバイザー事業について」安藤委員の質疑を許します。

安藤委員

今兼本委員がおっしゃいましたとおりだと思います。その中で本当にこの先ですよ、アドバイスを受けました、それをどのように生かしていくかというのが、まさしく問われているわけですし、よく事業仕分けの話も今出ましたように、絵に描いたもちでは先に進まないわけです。今までも同じことをずいぶん繰り返してきたというふうに私自身思っています。その中で、今回ここで旧4町ということがございましたけれども、じゃあ都市計画マスタープラン、今4町の色付けというのがございましたよね、そういう部分との整合性というのはどのようにお考えでしょうか。

総合政策課長

都市計画マスタープランも各4町のそれぞれの方針は定めております。それにつきましても、これから設置してまいりますワーキンググループ、あるいは市民と一緒にチーム、この中でその意向、方針も十分に反映したなかでこの計画づくりに進んでいきたいというふうに思っております。

安藤委員

何度も申しますけれども、それがじゃあ現在生かされてるのかということ、実際なかなかそう

いう姿というのは見えてこないわけですよそういう部分では、本当にこの先、本当にこの先が非常に重要になってきますんで、その点を肝に銘じていただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

委員長

続きまして、地域力創造アドバイザー謝礼金について川上委員の質疑を許します。

川上委員

謝礼金が51万9000円ということなんですが、具体的にどんなことをされるのかお尋ねしたいと思います。

総合政策課長

具体的に支援を受けることになるわけですが、まずワーキンググループとそれと地域の方とのチームといいますか、それをつくりまして、その中で議論を重ねていく中で地域力といいますか、人材の育成も含めたところのアドバイス、まちづくりの事例等を紹介していただきながらこの地域ではこういうまちづくりが考えられますよとか、そういうアドバイスを決定していければというふうに思っております。

川上委員

それぐらいの説明で52万円も金は出せないと思うんですよ。どういう、まあ勤務ではないんでしょうけど、いつからいつまでの間、何日、どういう会議に出て行くのかとか、それから市に対する文書提出だとか、

川上委員

そういうのはどうなっているのかね、そのところを少し詳しくお聞かせください。

総合政策課長

アドバイザーの謝礼金の根拠でございますがアドバイスに来ていただく、今申しましたワーキンググループ、市民とのチームですが、旧4町でございますんで、それぞれの旧町ごとに年間通じまして各2回ほど来ていただこうと思っております。その中でアドバイスを受けていくと。この金額でございますが、来年度、この地域力創造アドバイザーにつきましては総務省の採択を受けるために申請を行っていきたいというふうに思っております。その前段として今年きていただくわけですが、そのアドバイザー、1日当たりの単価が総務省の方で決められておましてこれは1日64,800円となっております。それを旧4町×2回、合計8回で組み立てを行っております。

川上委員

1日ということなんですが、その拘束時間どれくらいですか。

総合政策課長

1日8時間でございます。

川上委員

時給幾らになりますか。

総合政策課長

時給8,100円になります。

川上委員

まともな額と思われませんか。

総合政策課長

これは総務省の方で決められた金額ということでございまして国に何でも従うわけですが、ある一定のこれくらいの金額は必要じゃなかろうかというふうに思っております。

川上委員

総務省は決めてないんでしょう、その関係は来年からでしょう。申請するにしてもですよ、

今度の予算は市長が単独で決めてるんでしょう。市長はこのイデパートナーズとは面識はあるんですか。

総合政策課長

この市がお願いしようとしております、イデパートナーズ株式会社でございますが、これにつきましては先ほど申しました、今度起こしました飯塚盛り上げ隊、これの前身でありますまちづくり団体がことしの2月28日にコスモスコモンの方でまちづくりシンポジウムを開催されまして、そのときのコーディネーターである方でございます。そのとき、たしか市長の方も一言ごあいさつをいただいたと思いますんでその程度は市長も御存じかなというふうに思っています。

川上委員

これは謝礼金、報償ということになっていますが、相手は株式会社でしょう、一日で個人で来るんでしょ、1日6万4000円の仕事はいい仕事ですよ。1日8時間、何時から何時までですか。

総合政策課長

時間につきましては1回が8時間ということでございますが何時から何時までということじゃなく、合計して8時間と、例えば市民を巻き込んだ会議とかを行いますんで、それが夜になる場合もあるかなと思っております。その場合には例えば午後3時から午後9時とかそういう1ことになりますから、一概に何時から何時までということは今の時点では言えないかなというふうに思っております。

川上委員

午後3時から午後9時までは8時間じゃないでしょう。まじめにね、考えてるんですか。8時間どんな仕事をするんですか。8時間ずっと会合ということはないでしょ。その方はどこで8時間過ごすんですか。

総合政策課長

飯塚市に来ていたことになりまして、主に飯塚市庁舎、それと会議自体は9公民館、各地区の公民館等で行う場合もございますんで庁舎と公民館内で主に8時間を使わしていただくということになるかと思えます。

川上委員

アドバイザーという名前で飯塚市が何か成功したことがありますか。1日6万4000円時給で8000円、余りにやりたい放題じゃないですか。しかも国が支援するとかいうのは来年からでしょ、私はこういう予算はあげるべきじゃないと何回草刈りができると思えますか。私はもうこういう予算はあげるべきじゃないと申し述べて、質問を終わります。

委員長

続きまして、「自治基本条例検討学習会講師謝礼金について」道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

代表質問でも自治基本条例に関する取り組みについてお尋ねいたしました。その中で、市長マニフェストに制定するというところでありますので今回予算が載っておるということで、制定に向けて、歩き始めたわけでございますが、資料を見る限りにおいてはですね、いつまでにどのような形で設定するということが明確にご答弁いただいておりますので、今回資料を出していただきました。資料の4ページに全国の自治体での自治基本条例の制定状況と制定までの手続、その資料を出していただいておりますけれど、ここで質問させていただきます。今回ですね、説明によりますと自治基本条例の学習会を市民参加で実施するというところで200,000円の予算が計上されておりますけれど、いただいた資料のですね、イメージ図の中にですね、この学習会を位置づけようとしたらどの部分で位置づけられるのか。どのように考えられ

ておるのか、お尋ねさせていただきます。

総合政策課長

自治基本条例制定状況と制定までの手続イメージ図でございますが、今申しました学習会につきましては左側の市民、矢印の中にあります市民で下に意見聴取とございます。それと右側の矢印で内部検討委員会調整と、このあたりに位置づけられるのかなというふうに思っております。

道祖委員

下の段ですね、中野区の例を出していただいておりますが、これではですね、この今回の予算の学習会はどの辺に位置づけられるでしょうか。

総合政策課長

ここにあります中野区の例でございますが、まず最初に庁内プロジェクトの発足とございます。今回の学習会につきましてはこれと、その以前と、ここの中にはございませんが、そのあたり、そこに位置するものというふうに考えております。

道祖委員

ということはプロジェクトチーム発足というところまでですね。という御答弁ですけれど、今後、審議会発足、検討作業、シンポジウム開催、パブリックコメント実施、議会提出、可決、条例施行となっておりますが今度の補正予算は、来年の3月末までに学習会を2回するという予算になってるわけですけど、本会議言ったように市長の任期は4年であります。1年間かけてやるとするならば残り3年になるわけですが、そのような考えで取り組むのか、ここに中野区の例をもってですねやるとするならば、市の考え方は、何時までに庁内プロジェクトチームを発足させ、そして、審議会を発足させ、検討作業を行ってシンポジウムを開催し、ここに書いてるように議会提出までの日程を考えておるのか、考えがあればひとつずつどの辺だどのへんだということを御答弁いただけないでしょうか。

総合政策課長

内部のプロジェクトチーム、うちの方では検討委員会の設置ということにしておりますが、まず市役所の内部検討委員会の組織これの編成を中心にまず作業を進めてまいる予定にしております。その後、市民を中心とする検討委員会の設置に向けての作業になるかと思っておりますが、これにつきましては今年度以降来年度の早々というふうに今のところを考えておるところでございます。

道祖委員

だからそれは審議会の発足が来年度なんですか。よくわかんないから言ってるんですけど、プロジェクトチームを発足させるならば今回の予算だけ見る限りにおいては3月31日までですねと、それはわかりますと。だけど市長の任期は4年ですよ。するとそのあとの3年間の間で、市長はね、公約の中で制定するといって任期は4年だから、4年間の間にできたらいいという考えもありますけれど、その考えで取り組まれるんですか。今のご答弁はそういう考えだということですか。それとも、ちゃんときちんと制定に向けて、やるならば市民に対してきちっと行程表を出すべきだと私は思いますよ。それが任期の満期までの4年間ならここにも書いてるように、あなた方は来年の3月31日までにプロジェクトチームを発足させ、来年度の予算で審議会を発足させると、発足はどのような形のものだと、この上に書いてるような検討委員会、市民を入れて行政も入れて議会も入れるような審議会を発足させるのかどうか。そしてその中で検討していった内容をシンポジウムを開いてそして市民の御意見をお聞きして制定に向けて走るのか。その辺をどういうスケジュールで考えてるのかってお尋ねしてるんですよ。別に市長の任期は4年だから、4年で市長がおやめになるまでに作ればいいという考えなら、それはそれでいいんですよ。どういう考えで、あなた方ここで予算をのせたんですかって聞い

てるんですよ。

企画調整部長

代表質問でも答弁いたしました。現時点ではですね具体的な策定までのスケジュールは立てておりません。今言われましたですね、中野区の例を御説明いたしました。実際にはですねえどこの自治体におきましても検討委員会なり審議会を作ってから2年程度かかっております。嘉麻市はですね、最近議会の方で議決を受けたという記事が載っておりますが、3年弱かかっております。できるだけ早期に勉強会2回開きますが、そのあと早く早期に検討委員会、市民を巻き込んだ検討委員会を早期に立ち上げまして、それからですねできるだけ早く議会、行政、市民の皆さんとですね一体となって、制定に向けて努力していきたいというふうに思っております。また、スケジュールにつきましてはですね、できるだけ早期にたてていきたいというふうに考えております。

道祖委員

この委員会が始まる時に川上議員から市長のマニフェストも知らないで行政評価とかそういうことができるのかということでありましてですね。私はですね、市長はやはりマニフェストをですね、もって市民にそのマニフェストが完璧ではないですよ、完璧とは私は言いませんけれど、ただ公約なんですよ。市会議員の選挙のときと違うんですよ首長というのは。

道祖委員

私は首長というのは、4年間、飯塚市でどういうまちづくりをしたいんだということですね、やはり意思表示をして、そして市民に判断していただいて当選されていると思うんですよ。だから行政の方々がマニフェストを知らないということ自体がやはり私はおかしいと思います。川上議員の意見と私は同じ立場に立ちますけどね、ですけど、私はキチッと市長のマニフェストを見てますよ。それは公開討論会されたんですよ。それでそこには、キチッと自治基本条例を制定と言っているんですよ。であるなら、市長が意思表示をされてるんですから、ここに予算のせてるんですから、あなたがたは言葉を濁すとか、曖昧にするような考え方で物事に取り組んでいったら、市民に対して市長の思いを説明ができないじゃないですか。説明責任ができないじゃない。そこにはないじゃないですか。でしょう。昨年からいろいろな質問させていただいておりますけれど、特にまちづくり協議会の中では企画調整部長やらがきちっと自治基本条例はまちづくり協議会とか、そのものについての補完される、やはりそこには必要な条例だというふうな考えであるということをご答弁されているわけですよ。にしてもね、今の答弁を聞くと、いつまでにするというような明確な目標がないんですよ。それは私はいかなものかと思えますよ。やはり行政評価とかするんだったら、きちっと目標管理を掲げてやらないと、市長は目標を挙げたんですから。それをもって行程を示さないと。今民主党がいろいろ参議院選挙で言われてるのが、衆議院選挙よりマニフェストの中身が下がったと言われているのは、行程表が載ってないからと言われているんですよ。そういうことを考えますとやはり身近な政治をやるんですから、皆さんは、必要でないならば学習会なんてしなければいいじゃないですか。必要があるならばきちっと行程表を示すべきだと思いますよ。これ以上言いません。ただ、今部長がご答弁していただきましたけれど、早期に学習会を早く開いて何のために自治基本条例が必要なのか。そこでご意見をいただいて必要ないものであれば市長の公約は引き下げるとか、そういう判断に立つべきだと思いますよ。必要であるというならば、それは早く制定するために努力していただきたい。そういうことを要望して終わります。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:04

再 開 14:15

委員会を再開します。「川島納骨堂新築工事測量設計委託料について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

通告では川島納骨堂新築工事測量設計委託料についてということで、関連がありますので、用地敷購入費についても質問させていただきたいと思います。まず、この川島納骨堂の新築がなぜ必要になったのかお尋ねします。

人権同和推進課長

この事業につきましては県道鯉田・中線道路建設事業に伴い、整備が行われる関連道路の新設箇所の一部に川島納骨堂の一部が重なったことから移転が必要になったため、新築移転する用地買収、測量設計に係る予算の計上をしたものです。

川上委員

資料を見ると事業は平成22年からの3カ年かかると。総事業費は8340万円円ということなんです。鯉田・中線の道路新設によるということなんです。この納骨堂を避けることができなかつたんですか。

国県道対策室長

事業箇所の鯉田・中線につきましては、長い間道路の位置のことで協議がなされてきたところでございます。本箇所には二つの集落がございまして、本地域はこの道路が一番影響の少ない箇所を通っているわけです。北には川島古墳、南側には集落、国道200号のバイパスの近くにおきましては福山通運等々の家屋がございまして、これを縫うような形で設計がなされているところでございます。したがって今線形決められております鯉田・中線が協議の中で、今の線形になったものでございます。

川上委員

その納骨堂なんです。追加資料の5ページには市管理の納骨堂の状況一覧が出ています。区分飯塚の9が川島納骨堂、ここにデータがあるわけですがけれども市の条例上はどういう位置づけになっているのか。何という条例に位置づけられているのかお尋ねします。

人権同和推進課長

お答えいたします前に、今資料についてのお話がありました資料5ページに1か所数字の誤りがありますので訂正方をよろしく願います。同じく18番でございまして、太郎丸二区納骨堂の位牌段の基数の数が126となっておりますが124の誤りでございまして、訂正してお詫びいたします。申し訳ありませんでした。併せまして今御質問を受けました納骨堂に関連する条例でございまして飯塚市同和対策施設条例という条例がございまして、この条例には納骨堂、農器具倉庫、それに農業協同作業所等が含まれる条例でございまして、そこに条例がございまして、併せて施設の設置目的がございまして、これは社会福祉法の趣旨に基づき住民の生活の改善及び向上を図るため歴史的な理由および社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域に同和対策施設を設置するということで設置いたしております。

川上委員

現在の川島納骨堂の機能というか、規模だとか位牌段の数とかですね、どうなってるか、66基あるんですかね、棚式位牌段と、現状その通りなんですか。

人権同和推進課長

今お手元にある資料にもあります、資料の9でございまして、今言われましたように現況を位牌段66基、建物構造は補強コンクリートブロック造、面積が65.87㎡、棚式の位牌段になっています。

川上委員

66のうち使用していないところがありますか。

人権同和推進課長

1 基使われていない位牌段があります。

川上委員

今問題にしている予算は測量設計委託料と用地敷の購入費なんですが、総事業費は出ておりますのであえてお尋ねしますが、新築工事に本体工事には幾ら予算計上予定ですか。

人権同和推進課長

本体工事につきましてはまだ中身がですね、基数は66あるわけですが、それを基本に今後協議をいたしますが、細かな設計等は今後詳細設計にいたします中で具体的には規模を決めてまいります。現在あくまでも粗い粗い計画でございますが、その中では納骨堂の建設費としては県の方との協議としては1620万円程度の粗い計画ではございます。これは建築費でございます。あと、解体の部分が270万円その他、工事が450万円、総額2340万円程度を粗い計画の中では見積もりをしています。

川上委員

残りは何に使うんですか。

人権同和推進課長

先ほど質問議員が言われました8000万円の残りの部分は、23年度に県が実施する予定であります移転地周辺の造成工事がございます。その関連が4200万円ほどございます。

川上委員

あまり追いかけてもとは思いますが4200万円というのがよくわかりませんね。周辺の造成工事とは何のことですか。

人権同和推進課長

今、鯉田・中線と並行してございます市道の新設をいたすわけでございますが、市道の関係がですね、今回納骨堂がそこにひっかかるということですが、その市道が納骨堂にかかるその周辺および墓地も新たに納骨堂の横につくるような計画がございますので、そういうところを含めて造成を県が一括して行うことになっていきますので、そういうところの予算であります。

川上委員

川島納骨堂新築事業というのはそういう事業だと、納骨堂だけじゃなくて地域ごと、地域ごとというか周辺のことを扱うと。その予算の方が大きいと。半分以上はその予算だということなんですね。そうですか。

人権同和推進課長

現在、あくまでも見込みで8340万位の納骨堂移転にかかる部分の総事業を概算であげていますが、そのうちの4200万ですから、今若干ですが件の事業の方が多いという、委員指摘のとおりです。

川上委員

名前を変えないといけないですね。納骨堂事業というよりは。そこで、用地敷の購入費が1300万円になっていきますね、これはどなたから購入するようになっていくんですか。

人権同和推進課長

個別の名前は出しませんが、周辺にもともと居住しておられる方、また、そこに農地、山林、宅地を持っておられる地元の方の名義の土地を購入する予定でございます。大体今の計画では5筆購入する予定でございます。

川上委員

おひとりですか。

人権同和推進課長

現在。予定しているのは5人でございます。

川上委員

5筆とも単価は同じですか。額はどうなっていますか。

人権同和推進課長

地目が宅地が132.5㎡ぐらいで、全体の購入のあくまでも予定ですが計画上の予定では681.7㎡位を購入予定になっておりますが、この中で宅地が132.5㎡、農地が490㎡、山林が59.2㎡、それぞれ地目が一緒でないので単価は一緒ではないというふうに考えております。

川上委員

それぞれいくらですか。

人権同和推進課長

現段階、まだ財産審議会等で明確に単価は出しておりません。既存の隣接地域を県が大体買収を終えています。その既存の県が買収した周辺の地域では宅地では㎡3万円を超えるところがございますし、農地につきましては1万6000円、㎡ですね、1万6000円を超えるような㎡単価で購入している実績がございます。そういうところにらんだ中でできるだけ安価に購入できるように地権者に申し入れたいというふうに思っております。

川上委員

その5人の方の中に納骨堂を利用されてる方がありますか。

人権同和推進課長

あるというふうに聞いています。

川上委員

5人全員利用されていますか。

人権同和推進課長

5人ともあるかどうかまで、申しわけありませんけど確認いたしておりません。

川上委員

自分たちの利用しているというか自分たちの納骨堂なんですよ、その納骨堂が県道が通るから移転しないといけないということなんだけど、そういう自分たちが利用する納骨堂だということを踏まえた交渉がいるのではないのでしょうか。それと、同和対策施設条例の第1条の紹介がありました、住民の生活の改善及び向上を図るため、歴史的及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域に同和対策施設を設置すると、こういうことになってるんですね。

川上委員

川島は歴史的及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域という御認識ですか。今も。

人権同和推進課長

納骨堂の設置する目的といたしましては、今委員も御指摘いただきました部分の歴史的及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域ということですね、同和地区という形の区域の中で同和事業進めてきたわけがございますから、設置の折は、そういうのを踏まえた上で設置された施設というふうに認識いたしております。現状につきましては、今県道整備等々行われておりますので、地域環境は大きく変わりつつあるというには認識しております。

川上委員

県道が通るから改善されつつあるという認識はおかしいんじゃないかと思うんですね。歴史的及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域かと、そういう認識かと聞いたんです、現在。どうですか。

人権同和推進課長

同和事業法が執行される段階でハード的な生活環境面については一定の成果が得られたというふうになっておることから考えまして、今の川島地区におきましても生活環境につきましては、一定成果が得られた形で改善が進みつつあるという形で認識はいたしております。

川上委員

だから川島地区に同和対策施設があるほうがおかしいんですよ。もともと。だからね、同和地区というものはもうないわけです。あなた方が条例上決めつけているだけです。それで移転新築後もあなた方はこの条例を新しい川島納骨堂に対しても適用する、そういうお考えかどうかお尋ねします。

人権同和推進課長

今適用するかということで、ハード的な部分の今後の整備改善という部分ということであると思いますが、今公共施設等のあり方の第1次実施計画の中では納骨堂につきましては地域関係者に移譲する方向での計画が上がっております。そういう中で、こういう実施計画に沿ってできるだけ地元に移譲するような方向で今後地元と調整していかなければならないという新たなルールもございますので、そういう中で検討してまいりたいというふうに思っております。

川上委員

地元に移譲してしまえば、譲ってしまうということでしょう。そしたら、市の施設でなくなってしまうんだけど、それ以前にこの同和対策施設条例、そのものを改めることによって、要するに一般化することによって当面は市の施設で悪いですか。すぐ移譲できるわけではないわけですから。当面は市の施設であり続ける期間が一定程度続くでしょう。しかし、同和対策施設という位置づけで、主として管理し続けなければならない理由はない。もうそういう歴史的状況にはないでしょう。だからあなた方は追加資料の5ページでも、市管理の納骨堂の状況一覧としか書いていないでしょう。この条例に基づく納骨堂の状況一覧と出してないでしょう。あなたがたの認識と私が言っていることは似通っているところもあるんですよ。だからもうね、施行しても何年ですか。同和事業が。いつまでもこういうことを続けてはならないと思います。私は予算そのものについては、もう少し研究したいと思うけれども、いずれにしても同和対策施設という位置づけは改めて一般化するべきだというふうに思います。以上で川島の納骨堂の質問を終わりますけども、続いていいですか、太郎丸ですね。太郎丸二区納骨堂の改修工事3100万円の予算計上です。現状どうなってるのかお尋ねします。

人権同和推進課長

今回、予算計上いたしました3100万円につきましては、状況等に課題があるということで予算計上したわけですが、基本的には旧飯塚地区では継続的に落とし込みの位牌かんをたなじきに取りかえてまいりました。旧飯塚地区におきましては、平成20年までに取替えがすべて完了し、今回、同様の落とし込み式である太郎丸二区の納骨堂の位牌壇の取替え、および改修工事が必要となりアルミ製の棚式の位牌壇に取りかえ、またあわせて建物の防水、クラック処理、軒天部分のモルタルの剥離補修など改修工事を行うため予算をお願いいたしております。

川上委員

基数は先ほど訂正があって124と言われましたね。予算資料とどちらが正しいんですか。予算資料の3ページに132となっておりますでしょ。現在は124なんだけど、今度の改修を期に132基にするということなんですか。お尋ねします。

人権同和推進課長

お手元資料の下段のほうに、太郎丸二区納骨堂の改修内容ということで挙げております。改修につきましては、先ほど申しました防水等々の改修工事以外に位牌かんの関係が現在124

基でございます。それを新たにその同じスペースの中で、132基納める計画でございます。これまでも飯塚市では位牌壇の取替えを行ってまいりましたが、その時点で不要になったものは減らしておりますし、また増設が必要になった部分につきましては、増設を行いながら改修を行ってきたわけでありましたが、今回は既存が124基、新たに取替えて設置するのは132基というふうに予定いたしております。

川上委員

普通納骨堂の位牌、お寺さんですね、1つ確保しようとする、どれくらいかかりますか。

人権同和推進課長

一般のお寺の納骨堂1基あたりどのくらいの金額で確保できるかどうかということは、大変申し訳ありませんがそういう部分での数字は把握いたしておりません。

川上委員

飯塚霊園はどうなってますか。

都市計画課長

飯塚霊園は墓地ですので、6㎡で貸しておりますが、永代使用料等、管理料で約70何万円かにはなると思っています。

川上委員

それでもともとですね、この改修をしてもらいたいという要望が、どこからか出たんですか。

人権同和推進課長

この改修につきましては、昨年地元から要望が出まして、内容を私ども確認いたしまして、改修するということを計画いたしまして今回の予算計上につながっております。

川上委員

地元とは、どこのことなのかね、文書で出たのかね、それいつのことなのかお尋ねします。

人権同和推進課長

太郎丸の地域ですね、今現在納骨堂が同和事業で設置しておりますので、太郎丸支部というところから回収の要望が出まして1年近くなりますが、検討し今回の予算計上になっております。

委員長

書類で出たのか、いつ出たのかという質問は。

人権同和推進課長

正式に要望書という形でこの地域から直接に出たものではありません。

川上委員

あなたのいう地元というのは、主体は何なんですか。

人権同和推進課長

先ほどもちょっと触れたと思いますが、太郎丸二区の納骨堂でございますので、あくまでも地元と申しますのは太郎丸二区ということでございます。

川上委員

太郎丸二区のなんですか。太郎丸二区というのは地名でしょうも。太郎丸二区の何から市にいつ要望があったんですか。

人権同和推進課長

地元、太郎丸支部の組織、これは同和問題、同和事業の中でたてておりますので、協議の中でこの対象地域、太郎丸支部という組織ですが、解放同盟の中の太郎丸支部のほうから要望が昨年ありまして、今年6月の補正で予算計上いたしております。

川上委員

部落解放同盟の太郎丸支部というのがあるんですね。そこからいつ、どういう要求が出され

たんですか。文書じゃなくて。

人権同和推進課長

昨年、予算時期前に位牌壇、それに建物の漏水、雨漏り、それにクラックがたくさん入っております、それに鉄筋がすでにむき出しになっている軒天の剥離箇所等々、いろいろ現地で指摘を受けまして、そういう要望の中で今回の予算計上につながっております。

川上委員

昨年はわかりました。昨年のいつかと聞いてるんです。どこで言われたんですか。あなた方が、解放同盟太郎丸支部の陳情を本庁で受けたわけですか。市役所で。それかあなた方が太郎丸に出かけて行って、どなたかのお宅で聞いたのか、あるいは解放同盟の市協で、あなた方出かけて行って話を聞いたのか。いつのことですか、場所はどこですか。

人権同和推進課長

あくまでも記憶の世界です、曖昧ですが10月頃、現地納骨堂を見ながらこういう形ということで要望を受けました。

川上委員

3100万円なんですね。記憶の世界で立ち話で口頭で要請を受けて、はいと。それで、概算要求出して、市長ヒアリングまで通って、なぜ3月の骨格に載せなかったんですか。

人権同和推進課長

これはあくまでも政策的な予算ということで6月に計上すべきと判断いたしまして6月の今回の予算に計上いたしております。

川上委員

政策的ですか。似たようなことがほかに骨格でも入ってるじゃないですか。それで実は昨年の6月8日の公共施設等のあり方に関する調査特別委員会で、人権同和推進課長は次のように答弁されたことがあるんです。「太郎丸の納骨堂につきましては私が昨年4月に着任にいたす前から、移転建て替え新設移転をですね、要望が地元から出されております。私の知る範囲はそこまででございます。以上でございます」ということでした。部落解放同盟はですね、新築移転を要求しておったんですよ、それを新築移転しないのはなぜですか。解放同盟がそういう要求を出しているのに。

人権同和推進課長

昨年、今質問委員が言われますように新築移転の話は県道整備の中で補償の関係の協議が行われる中で新築移転の要望は出されておりました。それは今委員が指摘されたとおりでございます。その中では新築移転をしてほしいという話し合いをしましたが、新築移転の対象となる納骨堂が道路にかかっておりませんので新築移転はできないという形で私は断ってきました。そういう状況です。

川上委員

じゃあ、解放同盟は県道がぶつかってるわけでも何でもないのでなぜ新築移転を、しかも県道ですよ、なのになぜ飯塚市に新築移転を要求したんですか。そのことが今度の増設改修につながってきておるんじゃないですか。どうして解放同盟は飯塚市に新築移転を要求したんですか。

国県道対策室主幹

今のお話でございますけれども県道の整備の際に、納骨堂の整備につきましてこの道路計画の協議において、共同作業所が引き屋工法、現状の作業所を平行移動する移転工法がございます。仮にこの移転工法を採用することが福岡県より提案がありまして、その作業所を平行移動すると当然納骨堂を移動することになりますので、この際に新築というような話が出てきたことはありました。

川上委員

人権同和推進課長、今の答弁のとおりですか。

人権同和推進課長

今、引き屋工法の中で新築移転の話が出てきたということは私もわかる存じ上げております。それは昨年の方でお話ししました、そういう話が出てきておるといことにつながるというふうにご理解いただきたいと思います。

川上委員

そうすると解放同盟が要求を変えたわけですね。古いまま引きずるのではなくて、共同作業所を、別の予算になりますけど縮小で新設してもらいたいというように変えて、納骨堂はその代わりに現状のまま位牌段は増やすし、雨漏りをしてるようには見えませんでしたけどね、外装も変えるという要求に変わったわけですね。そうですか。

農林課長

共同作業所につきましては後ほど質問は出ておりますが、共同作業所に県道が一部建物、土地敷地に係るわけでございます。共同作業所の先ほど、お答えがありました県が提案しました引き屋工法ということで、横にずらすという可能性もあったわけでございますが、この共同作業所は、昭和55年に設計をされておましてその年は、現在の建築基準法の耐震構造を満たしておりません。そういった観点から耐震構造を含めた引き屋工法ではとても難しいという判断で新築という形で共同作業所の方は予算を計上させていただいております。

川上委員

いろんな思惑でそういう要求に変わったんでしょうけど、ところが部落解放同盟は先ほど紹介のあった飯塚市同和对策施設条例をよく読んでいなかったんじゃないですか。つまり、落とし込み方を観音開きだとか特別な設備に切りかえると、しかも増設するということになってくると条例の第5条によって自己負担でしなければならないということ承知しておったんでしょうか。あなた方はそれを説明しましたか、お尋ねします。

人権同和推進課長

質問者が御指摘されました条文の5条の2の部分ですがここに定めてある市長は管理上必要があると認めるときは、利用者の負担によって特別の設備をさせることができるという条文かと思っております。が、納骨堂の位牌段は、建設当時から市が設置したもので、今回の取替えもこれまで同様、市の負担で行ってまいります。

川上委員

あなたの決意を聞いてるんじゃないでね。解放同盟にこういう条例とこういう条項があることを説明したかと、向こうが要求してきたときに、それを聞いたんです。

人権同和推進課長

繰り返して申しわけありませんが、あくまでも市が設置した位牌段でございます。位牌段につきましてはこれまでも市が取り換えを行ってきていますので、これまで同様取り換えの要望が出た段階で市の負担で行っていくというふうな判断で今回の予算計上につながっております。

委員長

答弁が違うだろう、説明をしたかどうかを質問されているのだから。

人権同和推進課長

説明はいたしております。あくまでも市の負担ですという考えのもとに予算計上いたしております。

川上委員

非常に積極的じゃないですか。同和对策施設の話をするときに、解放同盟と、するときに条

例も示さずに立ち話で要請されて、はいそうですかと3100万円出すわけですね。この落とし込み方式で、といわれる方式で、何か決定的な不都合なことがあるんですか。

人権同和推進課長

落とし込みは上にひとつ穴が開いていまして、その中に順次上から入れていくという形で、下の部分の取り出しということがですね、大変にくい旧筑穂町の納骨堂あたりは設置時期が昭和53年ごろですが、そのころからすべて柵式の位牌段に全部なっております。なかなか使いづらいということですね、旧飯塚市も柵式に取り換えを行っております。

川上委員

決定的な不都合はないわけですね。答弁求めます。

人権同和推進課長

決定的なという表現がどういう意図で言われてるか私はわかりませんが、あくまでも現在の落とし込みでは使いづらいということで、すでに取り換えを過去に実施してきておまして、その実績に基づきまして太郎丸の納骨堂も取り換えを行う予定でございます。

川上委員

納骨堂として機能しないというのが私のいう決定的ななんですよ。それで、これまで取りかえてきたというのは基本的に同和对策事業中のことではないんですか。飯塚市の場合は逸脱してね、旧飯塚で幾つかやっていますよ。共産党は反対しましたけどね。それで、つまりね、特別な設備になるわけですよ。現状で納骨堂としての機能を果たせないということはない。それなのにプラスアルファを要求するわけでしょう。条例のいう特別な設備ですよ。だから市長は管理上必要と認めることを利用者の負担において特別な設備をさせることができるというのに該当するんです。これをなぜ解放同盟に説明しないんですか。この条文があること自身も言っていないでしょ。なぜ解放同盟にこれを示さないんですか。

企画調整部長

課長が答弁いたしておりますが、納骨堂の中で位牌段というのは当然必要な設備だということで、特別な設備という認識は持っておりません。

川上委員

今のような答弁が出るのはね、全然質疑と答弁を聞いてないからですよ。落とし込み方式を観音開きに変えると、落とし込み方式も普通の設備でしょ。それを観音開きという特別な設備に変えようとするわけだから、質疑聞いてなかったでしょ。わざわざ部長が手を挙げるのなら、それを踏まえた答弁をしてくださいよ。解放同盟にこの説明をしてないんじゃないかということ聞いているわけですよ。なぜしないのかと、答弁求めます。

人権同和推進課長

観音開きであるか、それが落とし込みであるかということで、特別な設備であるかないかということは私は考えておりません。あくまでも位牌段という設備そのものが特別な設備でない、あくまでも納骨堂に位牌段は当然必要なものでありまして、その使いづらいか、使いづらくないかということで、当然不便をきたしている部分については過去の実績に沿って改修を行うという判断でございまして、改めてこの条文を地元知らしめて、説得するという形には考えておりません。

川上委員

解放同盟との関係では立ち話で3100万円の方を要求を通すということはよくわかりました。しかも、引き続き行っていくんだってことですよ。この5Pの資料を見ておるとね、これが何億円かかるかわかりませんよ、あなた方の発想からいえば。私はね、先ほどから観音開きにしちゃならんとか、そんなこと言ってませんよ。利用者の負担においてしたらいいと言ってわけですよ。川島の納骨堂とはまた違うでしょ、話は。だから雨漏りの問題もそうです。雨

漏りについてはね、

川上委員

どれくらい予算を組んでるか分かりにくい部分もあるけど、私、現地調査をしたけど雨漏りとかしてないでしょう。雨が穴から少し降り込んでくる程度でしょ。雨漏りなんて言うものじゃないですよ、見たんだから。立ち話で正式の文書もない、誰からの要請かも何べんも聞かないと言わない。齊藤市長が2期目の市長選にあたってね、部落解放同盟市協議会から推薦を受けていますよ、で、委員長は別の候補者を応援しているんですね。こういう解放同盟を特別扱いするような予算を私は認めることはできません。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:01

再開 15:12

委員会を再開します。「旧愛生苑納骨堂遺骨移設保管委託料について」兼本委員の質疑を発言を許します。

兼本委員

納骨堂やら遺骨やら盆が近づきようからですね、そういう質問が重なるようですけど、愛生苑の遺骨に件に関連して質問させていただきます。これは旧愛生苑が先ほど言った移転したのに伴っての跡地整理という中で整理をするんだらうと思いますけど、これはちょっと概要説明の中でもあったんですが、遺骨をどのように、お寺に預けて永代供養といいますかね、なにかそういうことになるんだらうと思いますけど、ちょっともう少し御説明ください。

高齢者支援課長

遺骨につきまして採骨、焼骨いたしまして骨つぼに合葬いたします。その保管を委託します。委託先は葬祭業を営む者を予定していますので、その業者の方が他の納骨堂に安置保管することになると思います。

兼本委員

一体一体を全部まとめて焼いて、小さくしてするということですか。これは将来的にはこの跡地利用とですね関連してくるわけですが、これを将来的には恐らく財政的にですね売却の方も検討されてると思いますが、その点についてはどうなっていますか。

高齢者支援課長

旧愛生苑建物についてですが、国県から社会福祉施設整理補助金を受けて建設していることから、建物を処分した場合の補助金返還について県の方に確認をしてまいりました。建物を取り壊しやあるいは無償譲渡とした場合には補助金の返還は発生しない。有償譲渡の場合には経過年数に応じて補助金の返還が発生するとの回答を得ました。旧愛生苑の敷地及び建物の有効利活用については、今回納骨堂の問題の解決いたしますので、公有財産利活用検討委員会に審議をお願いし、事務処理を進めてまいります。補助金の返還の件でございますが、売却処分となれば、鑑定評価の関係も出てまいるのでないかと考えますので、関係課と協議しながら事務を進めてまいりたいと考えております。

兼本委員

これは、あれですか補助金の返還年度といいますかね、これについては何年間であと何年くらい残るとということになるわけですかね。

高齢者支援課長

有償譲渡の場合は処分年限61年と当初はなっていましたが、現在適用されるのは50年というふうになっています。県の方から厚労省にどちらが正しいのか確認していただいているところでございます。

高齢者支援課長

建物の経過年数は36年となっています。

兼本委員

61年であれ50年であれ36年ということですから、14年分のということでありまして、補助金の額は、一番最初は2市8町でつくられた建物だと思いますけど、当初の補助金の額と、これを例えば50年でということでした場合、どのくらいの額になるのか。分かりましたら示してください。わからなかったらあとからでも結構ですから教えてもらったら結構ですが、どうでしょう。

高齢者支援課長

先ほど61年と申しましたが、65年の間違いです訂正させていただきます。65年で計算しますと50年当時1億9596万7500円の補助金を受け取ります。経過年数を今年の経過までいれて37年経過しますと返還金が8441万6000円余の返還金が発生すると試算をさせていただいております。65年で計算した場合です。

兼本委員

いずれにしてもですね、65年ということなら8400万、50年ということになれば多分、もう少し下がってくるだろうと思いますけど、いずれにしても返還金というのが何千万円単位かの返還ということになるわけですね。そういうことになればあの土地は敷地面積はどの位あるわけですかね。

高齢者支援課長

敷地面積は3,830.37㎡でございます。

兼本委員

大体1千坪ちょっとの土地ですね、住宅地の一角ですからね、非常に地域としては非常にいいのではなかろうかと思いますが、今言われるように建物を取り壊して売却、取り壊しあるいは無償譲渡した場合の補助金の返還は発生しないということですから、取り壊ししての返還金が65年ということが正しければ8400万円ですから、取り壊した方がもう少し安くなるかと思いますが、いずれにしても今後、公有財産利活用検討委員会で審議をするということですけどね。こういう不動産を売却する時にはきちんとオープンにちゃんと入札とか何とかいう形のオープンにですね、私がいうことわかるでしょ、前のようないろんな形のないようにですね、きちっとした形で処分していただいとということですよ。同時に65年の8400万円なら建物壊すのにどれくらいかかるかわかんけど壊した方が返還しなくていいなら壊したらいいですね。建物を建てたままで譲渡したとしてもおそらく壊し賃を引いたりすればどっちが得かは言わずもがなだと思いますので、いずれにしてもここでお亡くなりになられた遺骨をきちっとされるということは、非常に大事なことでですのできちっとやってもらいたいということと、売却する時にはですね、きちっとオープンに売却してもらおうということを要望して終わります。

高齢者支援課長

恐れ入ります。3,830.37㎡と申ししたのは、建物面積です。敷地面積は9,670.98㎡でございます。申しわけありませんでした。

委員長

道祖委員の発言を許します。

道祖委員

今、纒々兼本議員がお尋ねしておりますので、特段私のいうところはないんですけども、ただ財産ですから取り壊した方が市のためにいいのか、取り壊さないでそのまま無償譲渡した方が市の財政的にいいのかは、きちっと判断してからという形で一番いい方法を選んでいただきたいというのが1つ。それとですね、ただ地元としてはですねもう今年の4月から閉鎖され

ていおるわけですね、それで一番心配しておるのが無人の建物をそのまま長く置いておくといういろいろな問題が生じますので早く土地だけにするのか、上物付きで売却するのか、無償譲渡するのか、どんな方法でも結構なんですけど、ただ早く処分していただきたいと、そういう願いがっておりますので、これ今からいろいろやられるんですけど、処分をについてはですね、どの時点で処分するのかご考えがあればお示しいただきたいと思います。

高齢者支援課長

明確な時期についてお答えできませんが、公有財産利活用検討委員会の方に早急に方向性を示していただき、土地建物の処分の方向を進めてまいりたいと考えております。

道祖委員

そこにホームレスの方々がですね、時々多くいらっしゃるんですね。年に何回か、夏場ですか、私どもも巡回に入るんですけど、やはりあちらこちらでやっぱりホームレスの方がいらっしゃるって、特に無人の家に入られてご近所の方が心配してるという実情があります。それで、ああいう立派な建物がそのままあれば幾ら管理されてると言っても、行き届かない点も出てきているんな方が入られたり、入ることによって事故なども起きかねませんので、できるだけ早くですね、方向性が決まっておるなら処分をよろしくお願いしたいと思います。

委員長

続きまして「シルバー人材センター商店街活性化事業費補助金について」の質疑を許します。

兼本委員

シルバー人材センターの件についてお尋ねします。高齢者ですね目線によって空き店舗を利用しながら物産販売とか憩いの場とかを実施するということが概要説明でなされました。非常にいいことではなからうかというふうに考えております。その割にはですね、予算が50万円ということで非常によい制度にしてはちょっと50万程度でほんとにできるのかなと、総事業が200万円ですけれどもね。国が50万、市が50万、シルバー人材センター自己負担が100万という形ですね、その程度で本当にできるのかなという観点からお尋ねしますが、この空き店舗をですね、今空き店舗になっとるやつを店舗として開設するためには、今ここに書いてあります物産販売とか憩いの場の提供とか体験教室とか3つほど書いてありますけど、こういうものをしようと思ったときにはやっぱり今の現状の建物を改築したりしないといけないと思うんですね。今予定している、どこだというのは言わないなら言わなくていいですけど、どのようにしようかといった時に、店舗として利用するためにどのくらいの初期投資が必要になりますか。

高齢者支援課長

店舗としては福銀本町支店横の和多屋という店舗を活用されて、まず計画されてある年間経費としては通年としては350万円程度計画してありますが、今年度は9月1日オープンを予定され半年間の計画となっております。今年度の200万円につきましては店舗改装等を含めまして計上されております。

委員長

初期投資が幾らだって。

高齢者支援課長

初期投資としては、この中に通年分としての資料しか手元にありませんので、初期投資の分についてはちょっと今手元にございません。

兼本委員

空き店舗を利用するというので、私は非常にいい事業でありますけど、ほんとの店舗として利用するためにはね、これは継続した事業として続けなければ意味がないと思うわけですけど、今何か半年分とか何とか言われましたけど、もう少しこう具体的にはっきり、ゆっくり

落ち着いていいから。あとで訂正しないように、ゆっくり落ち着いて答弁してください。

高齢者支援課長

今回の事業は、今年度が9月1日から3月までの半年間と23年度以降が通年となります。シルバー人材センターはこの事業を継続していきたいというふうに考えておられますので、市の方としても支援をしていきたいというふうに考えております。

兼本委員

ということはこの予算案については9月1日から3月31日までの予算がこの程度だということで認識していいわけですね。この中に初期投資も入ってるということですね。シルバー人材センターとしては継続してこれをやりたいということですけど、当然シルバー人材センターも店を開くということになれば利益を上げないと継続してやれないんですよ。今この具体的にどういう形の、どういう形のと上がっておりますけども、これは飯塚市も補助を50万円するということですから大体具体的な事業内容は聞いとると思いますけど、どういうことをやられるということとやられてるんですか、さわりの部分だけでも結構ですからちょっと示してください。

高齢者支援課長

事業の内容としましては、シルバーショップというふうに店舗を開設されまして、小物の物販、竹細工教室の開催、それとたこ焼き、焼き芋の販売、通行人に抹茶やコーヒーをふるまうなどの事業をされるということになっております。このたこ焼き、焼き芋の販売により一定の収益を確保されたいというふうに計画をされたとのことなんです。

兼本委員

今から冬になるから焼き芋はいいかもしれませんけどね。たこ焼き、焼き芋くらいでそのぐらいの、利益があるかなというような気もするわけですよ。いずれにしてもシルバーがありがたい事業としてこういうものをやりたいと。そして商店街の活性化にですね、一役担いたいという気持ちはですね、すばらしいことだろうと思いますので、市の方としても応援、できれば、応援してやることについては異存はないわけです。ただね、ただですよ。一つだけ言いたいのは、補助金については第三者機関をつくって、そしてその補助金が本当に必要かどうかというのを見直すということ、ちゃんと補助金制度で言うところのわけですよ。今年はこのはそういうことないから行政側がそういうことの要望があったときにはいいだろうという形で補助を出しました。確かに補助を出してシルバー人材センターの雇用もできるし、それから商店街の活性化にもなるし。そしてまたそういうものをしながら、おそらく子どもたちの見守りとかもできると思いますからね。非常にいい事業だろうと思いますけどね。これは例えばいつも言われる補助金を第三者機関が審査して、これは必要であるか必要でないかということを検討して、次年度の補助金は出すというようなことが前提として答弁があとりましたよね、代表質問でね。そここのところのからみとはどんなふうになるんですかね。これは非常にいい事業ですからね。例えば第三者機関にはもうこういう政策的なものについてはね、第三者機関に諮らなくて、3年間なら3年間くらいはもう無条件でやるとかですね。事業に対する援助ですからね。運営じゃないからね。そういうふうなものについて第三者機関を設けて、補助金を見直そうとする行革と、それからそういう人達が来たからぜひやってください、市もぜひ継続して応援したいというその反面、矛盾したような形になっておるわけですよ。その点は行革の立場としてどう考えるのか。おそらく課長の立場としては継続してやりたいということですから、継続したいということと出すと思いますけどね。行革はどのように考えますか。

高齢者支援課長

先に高齢者支援課のほうから答弁させていただきます。シルバー人材センターの補助金につきましては従来の補助金依存型ではなく、この事業に対して数値目標を立てさせて・・・

行財政改革推進室主幹

補助金につきましてはすべての補助金を審査の対象としておりますので、この補助金につきましてもその有効性、必要性和そういった観点からきちっと評価をして、審査をしてきちっと使われてるかを審査の対象としてやっていく必要があるかと思っております。

兼本委員

後ほどの市場開拓支援についても補助金が出ております。これは後でまた聞きますけどね。こういう事業はね、単年度で、例えば今年ですよ、9月1日から3月31日までやって、そして第三者機関に諮らたって、これがいいか悪いかというのを分かるのには、分らないですよ、はっきり言って。そしてせっかくシルバー人材センターが自分のところで今までいろんな仕事やってるけど、シルバー人材センターもいろんな形で運営費もなかなか大変だという形の中で、自分達も資金集めにこういうものをやりたいと。そして、それが商店街の活性化事業にもつながるからということでやられてるわけですね。となると、9月1日から3月31日までやって、来年のもしも8月くらいにつくるって言ってたね。つくってやったときにこれ、いやこんなのはまだたったそれくらいじゃ効果ないからやめたほうがいいよという話が出た場合にね、じゃあこれはある意味でいうと、ある程度市長もこれ政策的にこれはぜひこういうものを作ってシルバーの雇用とそれから商店街の活性化と合わせて両方の効果も出るし、子どもの見守りにもなるからいいじゃないかという形で私は出されてるんじゃないかなと思う。そうなってくると、行革ではもう血も涙もなく第三者機関に諮って、だめだということでバスッと切った。私はそのところに矛盾があると思うんですよ。だから、補助金の見直しといってもね、そのところのきちとしたものを持っておかないと、何でもかんでもが第三者機関に諮ってそしてだめか、イエス、ノーという形でね、ペーパーテストやないわけですからね。血の通った政策ですからね。もうそのペーパーテストみたいに、さっきの行政評価みたいにとか×とかでやる制度とは若干違うと思うわけですけど、どうですか。

財務部長

今質問者が申されますように、補助事業につきましては政策的に取り組んでる事業とかいろいろありますので、先ほど申しましたように評価の部分もございまして、内部での評価なり第三者機関に評価をしていただくときには、その辺を十分に説明した中で判断をしてもらうように取り組んでまいりたいと思っております。

兼本委員

私はこの補助事業の見直しということは非常にこれもいいことだと思うんですよ。両方ともいいんですよ。両方ともいいけど、どっち取るとこっちは落ちるとい形になりますからね。ある程度やっぱり指針を決めて、こういうふうな新しい、例えば政策的な事業に対する補助制度というものは、例えば2年間なら2年間くらいは結果を見て、そして第三機関に諮るとかね、何かある程度のものを、基準というものを定めとかないとね。担当者の考え方考え方でもすぐ切る、すぐ切らんということになってくるとね、やっぱり整合性というのもなくなると思うんですよ。だからそういうものを今度補助金の見直しを、当然見直しすることも非常に大事なことからね、行財政改革の一環として大事なことなんですよ。だけど、何でもかんでも、後にまたもう一つ物品の市場開拓の支援とかも出てきますけど、これも同じようなものですけどね。だからそういうふうな意味でね、やっぱり何でもかんでも行革だからね。もうとにかく第三者機関に諮ってだめなものは全部だめだぞというような、本当に少し情けを持った補助見直しをやってもらわないと。むかし大岡越前がちゃんとやったということもありますからね。一つそういうことを要望して終わります。

委員長

続きまして、「療育関連通所施設備品整備助成金について」、川上議員の発言を許します。

川上委員

予算書15ページの民生費、障がい者福祉費、療育関連通所施設備品整備助成金についてです。私は最初に少し、質問内容の立場を申し述べますと、もともと療育機能を持つ施設については、療育センターとして福岡県がこの筑豊の地にですね、責任を持って設立して運営していくべきだというふうに思うわけですね。そうした状況の中で本市が合併とともに持つことになった潁田病院あるいは愛生苑を麻生グループに渡すということで、そのときの条件としてこの療育関連通所施設というのが出てきているわけですね。県に対して療育センターをきちんとつくれという要求を、引き続き持つ必要があるのではないかと、飯塚市としてはですね。それと同時に、麻生グループが、先ほど兼本委員が質問されておりましたけれども、いろいろ理由をつけて当初約束を変形させていくと。市に別の形の責任を要求してくるというもおかしいなと思うんですね。県の責任、それから飯塚市の責任、それから博愛会の責任、そここのところをきちんとしていく必要があると思うんですけど。そこで質問ですけど、備品整備助成金ということなんですが、どういう備品を整備しようとしておるのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。この助成金につきましては、現在予定しております潁田病院併設の療育関連通所施設を地域の中核的な療育施設としてできるだけ充実したいため、療育訓練に必要な備品類としてマット類とか歩行訓練器具、姿勢などの歪みなどを測定する体圧測定器具、またコミュニケーション器具や言語聴覚器具、こういう物に併せまして、この他に発達障がいに関する検査測定器具類を整備したいと考えております。

川上委員

その845万円になることが分かるような内容が答弁できますか。

社会・障がい者福祉課長

内訳といたしましては、療育訓練に必要なマット、これ非常にたくさん必要なんですが、約168万6000円、それから先ほど言いました発達障がいの判定用の器具、これが約160万円、それから、コミュニケーションの訓練器具として42万9000円、それから、歩行訓練器具として56万円、それから、先ほど言いました体圧測定器、これに非常に高額で144万1000円、それから、感覚を養うための訓練器具、これは力加減というのが分からない障がいを持つ子どもさんがいらっしゃいます。こういう訓練のための器具が113万円、その他言語聴覚士が使う療育器具などが含まれております。以上が内容となっております。

川上委員

その財源についてなんですが、追加資料集の6ページにですね、資料をいただいております。助成申請手続ということなんですが、福岡県の子育て応援基金、地域子育て活動支援費補助金と、こういうことになっております。この関係という流れは分かります。それで少し1問だけ横にそれるかもしれませんが、筑穂の保健センターのほうにはこの基金は適用にならないんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。いま質問委員言われますように、療育関連備品の整備につきましては県の地域子育て創出事業費補助金、10分の10を財源といたしております。これは国の安心子ども基金創設に伴い福岡県に子育て応援基金が設けられておりますが、今回、地域の実情に応じた創意工夫のある取組みといたしまして、療育関連通所施設の計画を県のほうに提案しました結果、採択されたというところでございます。

川上委員

ですから筑穂のほうには申請をしていないんですという答弁ですか。

社会・障がい者福祉課長

はい。現在のところいま言われますように、潁田病院の療育関連通所施設の整備事業として計画を提案いたしております。

川上委員

潁田の療育関連通所施設は今度845万5000円ということで揃えるんですが、それは大体充足必要な分は揃ったわけですか。

社会・障がい者福祉課長

備品の整備につきましては現在860万円という予算を上げておりますけど、また今後は運営主体と協議いたしまして、必要な備品が出てくる可能性は十分あります。

社会・障がい者福祉課長

特に重度心身障害の事業を実施するようにはいたしておりますのでそれに伴うバイタル面の器具が必要になってくることと考えております。

川上委員

私は今取り上げている通所施設と同時にですね、併せて筑穂についてもきちんと必要な備品をそろえる努力をするべきだと思います。ところでこの療育関連通所施設ですが、利用者についてはどのように見込まれておりますか。

社会・障がい者福祉課長

現在の計画として考えておりますのが3つの事業を柱に計画しておりますけど、その中の療育事業として、まず児童デイサービスによる対応を1日10名、もう1つあります重症心身障害児の通園事業を県の委託事業として今、計画をいたしておりますけどもこちらの方が定数として5名となっておりますので、全体としては15名、1日当たり15名ということになります。

委員長

続きまして同じく「療育関連通所施設の備品整備助成金」について、田中裕二委員の発言を許します。

田中委員

同じく療育関連通所施設備品警備補助金についてお尋ねいたしますが、この備品の中で1点だけ確認させていただきたいんですが発達障害検査測定器具でしたかね、というのが備品の中にあるということですが、大体で結構です、どのようなものかだけ、これは発達障がいの、ある程度認定ができるような器具などかどうか、この点だけ、このまずお尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

現在、予定しております発達障害の判定器具につきましては、各メーカーいろいろ出しておりますけど、1つとして自閉症発達障害児教育診断検査器具用具ですね、それから心の心理課題発達検査セット、小児自閉症評定尺度計とか言語学習能力診断検査用具などこういう、いろいろなメーカーが出しておりますので、こういうものを整備したいと考えております。

田中委員

それでは、この療育関連通所施設の機能についてお尋ねいたしますが、どのような機能の施設になるのかお尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

現在療育関連通所施設で実施する事業につきましては先ほもの幾度か答弁いたしましたけど、大きく分けまして三つの事業を柱として計画をいたしております。1番目は施設の運営主体は自主事業として実施します児童デイサービス事業で、これにより比較的障害の軽い児童等に対する療育訓練を行いたいと考えております。また2番目の事業といたしましては療育相談支援センターの設置を計画いたしております。現在障害の特性に応じたさまざまな相談や支援に対

応するため障がい者生活支援センターを市内に3箇所嘉麻市に1カ所設置し、2市1町の共同運営により実施いたしておりますが、5番目の支援センターとして発達障害や心身障害など主に児童を対象としては相談支援センターを療育センターに設置し保護者からの相談窓口として早着支援への適切な対応を図ることを目的といたしております。三ツ目の事業といたしまして重症心身障害児者の通院事業計画をいたしております。この施設が地域の中核的な療育施設として重度の知的障害と身体障害を併せ持ついわゆる重度心身障がい児等についても、ある程度は対応できることが必要と考えておりますが重度心身障がい児の通園事業は看護師や保育士に理学療法士。情報誌など専門のスタッフの配置が必要となり、人件費など多額の経費を要することから極めて採算が引きとりにくい事業となっております。このため現在福岡県では重度心身障害児等を対象とした通園事業を小郡市、柳川市、直方市、及び久山町の県内4つの事業所に委託しておりますが、この県事業をぜひこの療育センターに受託したいと考えております。これまで、県と協議を進めました結果、昨年度、福岡県の障がい者福祉計画の見直しにおいてあと1カ所を追加設置する計画としていただいております。このため2市1町共同による要望書等を県知事に提出いたしまして平成23年からの受託に向け現政県の担当課の方と協議を進めているところでございます。

田中委員

それではこの施設を利用される方の対象者は、どのような方が対象者となられるのか、また併せまして北九州市とか久山町にあります、大きな療育総合センターと言うのでしょうか。この総合センターとのすみ分けといたしますか。それはどのように考えられていくのか、お尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

頼田病院併設の療育関連通所施設は通所が前提となりますので当然入所や入院等が必要な方は対象外となります。また、医療や療育訓練等において療育総合センターのような専門的かつ複合的な機能等は有しませんので、より高度で複合的な医療や訓練等の必要があると判断される場合は療育総合センター等を紹介することといたしております。また、発達障害につきましても、県の専門機関である発達障がい者支援センター等と連携をとる必要があると考えております。御質問の療育施設の位置づけといたしましては、療育総合センターのような規模や機能は有しませんが一定のスタッフを配置し、一貫した療育と相談窓口として保護者の方が身近に継続的に利用ができ保護者間の情報交換等の行えるような療育における、この地域の核となる施設を目指しております。

田中委員

代表質問の際にもお尋ねいたしましたが、この開設時期、平成23年度から開始ということでお答えをいただいておりますが、再度確認をさせていただきます。

社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。現在、平成23年4月に開所することで、関係機関、関係団体及び関係各課と協議を進めているところでございます。

委員長

次に、「小学校1年生から3年生医療費負担軽減事業費について」兼本委員の発言を許します。

兼本委員

これは本市独自の制度ということですが、近隣の嘉麻市それから桂川町も同じようにこの制度をとるようでございます。一般質問にもありましたですけどね、この対象事業はどの程度になるかですね、対象人員だけ教えてください。

健康増進課長

対象人員は小学校1年生から3年までで3,539人のうち他方で見られてる、補助を受け

られてる方は除きまして3,134人というふうになっております。

兼本委員

3,134人が対象になるということですけど、これは国から何か特別な補助制度とか何とかいうのはあるわけですかね。

健康増進課長

今回の分につきましては全くございません

兼本委員

国保会計は単独で自治体が出した場合にはよくペナルティーが科せられるわけですけど、どのくらいを想定していますか。

健康増進課長

今回の拡大の影響額といたしましては170万円ほど見込んでいます。その内容といたしまして補助率の割落とし分が大体8.47%ほどを見込めますので170万円という金額を算出しております。

兼本委員

年間170万円ということですか。年間その程度なら、これやることによって近々のうちに国保料金を上げるということはないということで認識しておいて結構ですかね。どうですか。

健康増進課長

この影響額で税率の改定ということは考えておりません。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:58

再 開 16:09

委員会を再開します。「乳幼児医療費について」から「子育て支援ガイドブックの作成委託料について」まで、川上委員の発言を許します。

川上委員

私は子どもの医療費は国の責任で無料にするべき時期をもう既に迎えておると思います。とりわけ、せんだっての新型インフルエンザはああいう形になったわけですけども、また新たなインフルエンザが発生するような事態になれば非常に深刻ということになりますので、そういう意味では、新型インフルエンザ夏でも冬でも流行するということですけども、特に体力の弱い子ども、高齢者についてはなおさらだと思います。そういう意味から言って、市長が今度の肉付け予算で小学3年生までの医療費の助成をするということは重要だと思うんですね。しかし、自己負担がついてきてるんですね。選挙公約では市長はどういうふうに書かれていましたか。

健康増進課長

マニフェストの中では小学校1年生から3年生の医療費を無料ということで表現をしていました。

川上委員

そして最終的にはどうすることになってますか。

健康増進課長

小学校1年生から3年生までの医療費の助成につきましては、県の一部負担金と同様に、通院が月600円入院が1日500円の7日を限度として3500円の負担を求めるようにしております。

川上委員

市長の選挙公約では小学校3年生までの医療費を無料化するという事なんですね。最終的

にはどうすることになってますか。

健康増進課長

6年生まで拡大するということになっています。

川上委員

そのとおりですね。最終的に6年生まで無料化を目指しますと。今回小学3年生まで医療費を相当程度を助成するということなんだけども、これは無料化とイコールではないでしょ。どういう御認識ですか。

健康増進課長

今回の医療費の助成につきましては限られた財源の中でできる範囲の助成をということで最終的には一部負担を求めるような結果となっております。

川上委員

一部自己負担の総額は平年でどうなっていますか。

健康増進課長

約1900万円となっています。

川上委員

現在は公約まだ道半ばということなんですね、1900万円足りないと、負担を市民に子どもに求めているということですから、市長、これは小学校3年生までの無料化というのは何時から完全実施になりますか、お尋ねします。

保健福祉部長

小学校3年までの医療費助成につきまして、今年度1月からですけれども導入させていただくことになっております。ただ、委員おっしゃるように一部負担金をいただく、出している中での実施ということになっております。これにつきましては、やはり市の財政状況非常に厳しいということで、このような形になったものでございます。また、拡大、もしくは無料化につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

川上委員

市長の選挙公約には、今後の検討課題にしたいとか書いてないんですよ。部長は市長の選挙公約は読んだことがありますか。

保健福祉部長

選挙公報等は見させていただいております、前にもパンフレットはやはり拝見いたしました。

川上委員

ですから、無料化すると3年生まで、まずはね。そして1900万円の自己負担を市民に求めてるわけでしょ。だから、頭からだめだというふうに言っていないわけですよ。これをいつ解消するのかと、この1900万円の自己負担を。どういう考えかということ聞いてるわけです。

保健福祉部長

今から推進していく事業でございます。たび重なる同じような言葉で申しわけございませんけれども財政状況の厳しさからこういうことになっておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

川上委員

最終的に6年生まで無料化を目指しますと市長は言われてるわけですね。この最終的にはというのはいつから実施のお考えでしょうか。

保健福祉部長

いまのところ予定はいたしておりませんし、今後の状況によって判断させていただきたいと

考えております。

川上委員

市長がお立ちにならないので、部長が矢面に立ってるんだけど、最終的に6年生まで無料化を目指すというふうに市長が言った場合、それはいつから実施するという意味だと思いますか。

保健福祉部長

申しわけありません。何度も同じことになります。現状といたしまして、いつからとお答え申し上げるわけにはまいりませんので、御了解方よろしく願いいたします

川上委員

じゃあ市長に立ってもらえないですね、市長に答弁求めます。

市長

今の部長の答弁とまた同じようになりますけども、実際に数字の中はですね、1つのことだけじゃなくしていろんなものを見たときに、できないこともあったり、やりたいのにと、出来ないかと言ったり、私の思いを部長の方にもぶつけましたし、財政の方にもぶつけましたけど、トータルを見ながらさせていただきたいと、いつごろというのは気持ちの上では今年でも来年でもという気持ちがありますけれども、財政の状況を見ながらできる範囲の中で極力前に進むようなやり方でやって行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

川上委員

じゃあ市長、どうしてこういうことわざわざ書いたんですか。最終的に6年生まで無料化を目指すという、どうしてわざわざこういうこと書いたんですか。

市長

わざわざという表現 じゃあ施策のときに何も出さないで、こういう方向というのはある程度の議員の皆さんまた市民の皆さんには方向性を示すためにもですね、私は、逆に全くしないことを書いちゃいかんとは思いますが、ある部分の方向性だけはやっぱり見てもらいたいという思いの中で書かしていただいているわけですから、それが全部できないから書くべきじゃないというようなですね、私は思いは持っていたきたくないと思っております。

川上委員

質問の仕方が悪かったんでしょうけど、書くべきでないとか言ってないんですよ。共産党と齊藤市長はここで一致したと、98パーセントくらい一致したわけですよ。本当ですよ、最終的にというところは2%一致しない。最終的に6年生まで無料化目指しますと言った場合、遅くともですね、2期目の公約なんで遅くとも2年後くらいまではしようというふうに思われるわけですね。だからそうは待てないと、そういうふうに、きょうは言いたかったわけです。それで財源についても市長は市長なりに示されているわけですよ。むだゼロとか、コスト管理とか、補助金のこと書いていますね。私はね、立ち話で要請を聞いて1300万円もぼんと出すようなことをしないで1900万円でしょ、さっきの自己負担は。よくよく考えてみたらいいと思うんですよ。何を優先するべきかどうかと、だから金額が大きい少ないというものもあるんだけど、本格予算なんですよ、市長の。政策があらわれた、市長の政治姿勢が現れた予算ですから。そこで、いろんな都合で今回は1900万円の自己負担を求めざるを得ないと、年間に直せばね。これについては首長自身が公約をして1744票差で当選したわけですよ。その立場から自分はこうだということを答弁してしかるべきだと思うんですよ。書かなきゃよかったかというような、そういうことじゃいかんと思うんですけど決意はないですか。完全無料化へ、こうしたい、ああしたいという、答弁を求めます。

市長

ありがとうございます。98%一緒だということで感謝しますが、まだ正直言ってやりたいことはたくさん、あるんです。もっともっとあるんですけども、やはりすべてそこに

伴うものは財源がいるわけですから、その辺をですね精査しながら私は進めていかないと、やはりすべていいことをばかり書いて、それがやれるということじゃなかったら、もっと怒られるんじゃないかと思えますんで、今、川上委員の質問者の言われるのは任期中にはやるべきじゃなからうかと、書いたんだっただけというところも私もその思いの中ではございます。また、いろいろそういうこれからのこと、子育て、こどもは地域の宝でございますからそういう意味ではですね、やらなきゃいかんことがたくさん出てくるとは思いますけども、そういうことをしっかり見ながら進めていきたいと思えますんで、よろしく願いいたします。

川上委員

共産党が2年のうちにやればいいということを書いたわけじゃなくって共産党はすぐやるべきだと。しかし、市長のこの書き方からいってもね、あと2年後ぐらいまでには、やはり2期目の公約だからやらないといけないでしょうということを書いただけでね、いずれにしてもこの予算との関係で言えばね自己負担が1900万円になるというのはいかなものかというように思うわけです。次に、進んでいいですか。次はですね、16ページの児童措置費、病児病後児保育施設整備事業費の補助金ですね。今回、対象施設をふやそうとするのはなぜなのかお尋ねします。

保育課長

合併後も旧飯塚市以外からの広域での利用ニーズに対応する必要があるということで、これまでいろいろと医師会等通じまして関係課とも調整を図ってきておりますが、今あります既存のもりたクリニックにあります分についてはですね、利用者等についても旧飯塚市エリアの方が大体8割程度を占めてあるというふうな状況でございますので、ぜひ広域的な利用を考えた上においてそのエリア旧4町の中でも考えていくべきではないかということも含めまして取り組みを進めてきたところでございます。

川上委員

場所が悪いということをお願いしたいわけですか。その合併したんだけど、今の場所では場所が悪いと、それでもう1ヶ所、いい場所につくりたいということなんですか。

保育課長

場所が悪いということではございませんが、やはり飯塚市全体を考えたときに広域的に利用できる箇所について新設していきたいということでございます。

川上委員

どこにふやそうと考えてますか。

保育課長

広域的な利用を考えた上で旧4町のエリア、旧飯塚市以外の部分にできればということで、いまのところ考えております。

保健福祉部長

旧4町と言っても広いじゃないですか。どういったところにと考えてるんですか。

保育課長

現在ですね、そういうものも含めまして、医師会とか関係機関と話を進めているところです。具体的にどこというような具体的なものについてはまだ結論が出ておりません。

川上委員

医師会と相談するのもいいんだけど、7ページ資料だしていただいておりますね、利用者の状況がね、旧飯塚時代からね、平成13年度の268人が21年度はですね半分以下になってるわけですね。これはどうしてこんなに利用人数が減ってるんでしょうか。

保育課長

今既存の施設につきましては、たしかに委員の御指摘のとおり開設当初の298人をピーク

に昨年まで117名ということで約半分ほどに減っております。この13年間の平均利用者というのは約180人ぐらいになるかと思いますが、特にここ3年ぐらいが平均145人程度ということで減ってる状況がございます。その要因の一つとして考えられますのが、その受け入れ施設の関係でインフルエンザ等の感染症が発生した場合におきまして、その一人の子どもを受け入れた場合についてほかのあとから来るお子さんについては受け入れができないというようなこともございますので、そういう面でも利用者が減少した1つの要因とも考えてます。これにつきましてもこれは当初予算のほうで計上したかと思いますが、既存の施設についてこの感染症対策としまして部屋の改造、空調の設備改善等、そういうものについて考えところですが、PR不足等のあるというふうに思いますので、これ前にもご指摘を受けておりましたけど、市民への周知ということで今後も考えていきたいというふうに思っております。

川上委員

今のあなたの説明だと、もう1つ造る必要ないという感じがしてくるけど、人数は込み合うようなことはないでしょう。感染症対策もするということでしょう。そうしたらどうしてもう一つ造らなきゃいけないということになるんですか。

保育課長

施設の運営されてる方ともお話は月1回実績報告を出していただくときにお話をする機会があるんですが、そういう中でもやはり広域的に先ほどいいましたように今の既存施設には、旧飯塚市の方が8割ぐらいふえてますが、それ以外の方も利用がされてるということで、やはりそういう地域についてはやっぱり今後ふやしながらそういうふうな方の利用者のニーズにこたえるということが必要であるというふうに考えております。

川上委員

人数が減ってることについてもっと調べたらどうですか。利用者の声は聞かれたことがありますか。利用料についてね、利用者がどのように言われていますか。

保育課長

利用者で直接お話ししましたことはございません。委託先のもりたクリニックとはお話をしたことがございますが、それも利用料金についてはいかがかとお聞きした時に、それについてはさまざまな回答でそんなに高くないと言われる方もおられますし、それなりに若干高いのではということと言われる方もいるということですが、基本的には今の料金について値下げをしてくれというような声は余りないというふうなことは聞いております。

川上委員

だから接遇アドバイザーの話の聞いたりするよりはね利用者の、市民のお話を聞く方が大事だと思うわけですよ。職員研修とかね、それは大事な面もあるかもしれないけど、大学の先生の話をお聞きするのも大事かもしれないけど、利用者の話をなぜ聞かないですか。そうするとね、もう1つ施設をつくと同時に利用料金についての引き下げという声は必ず聞こえてくると思います。こういう時代にね、この利用料はちょっと下がってきた時代、子ども貧困、家庭の貧困が集中してきた時代じゃないですか。皆さんだって給料が減ってる時代だけど、所得税課税世帯で2000円というのは安くないですよ。医療費も係るわけだから。だからですね、私はこの予算計上には賛成ですが同時に心をもってもらいたい、本当に子ども、特にひとり親で子どもを抱えてる方がくるわけですよ。親も病気、介護が必要という人たちがくるわけですよ。その方たちの経済状態を少し考えてみたらいいじゃないですか。そしたらね、横並びで宗像が2500円になってますけど、東京なんかでもね、もっと安いところあるんですよ。だから利用料金についてもね、きちんと引き下げる方向で検討してもらいたいと、この際要望しておきたいと思います。質問終わります。続けて16ページですね、民生費、青少年対策費ですね。行財政改革の流れの中で青少年係を課長補佐が兼任するというような姿にね、あり様になって

いるんだけど、この子育て支援ガイドブックを今の飯塚の子どもたちのためによりよいものにしていくことが大切だと思うんだけど、その点からいうと今度は県事業ということですね、心配してるのは県のお仕着せのとおりになっていくのではないかと、飯塚市の子どもたちの姿、保護者の状態にあった形になるのかが気になるわけです。それで、この県事業はどのような形なのかですねお尋ねをしたいと思います。

児童育成課長

今回、地域子育て活動支援補助金の事業の中で地域の実情に応じた創意工夫のある事業ということで、このガイドブックを県の方に提案いたしまして採択されたというところでございます。

川上委員

資料があるから勉強しなさいということかもしれませんね。スケジュールはどのようになっていますか。

児童育成課長

予算が通りましたら入札を行いまして業者を決めます。それとその中で、あと子育て中の方や子育て支援団体、それから近隣の大学の子育ての情報誌等を研究されているところもありますのでそういうところに声かけをして市民の皆さんと一緒にやっていきたいというふうに考えております。

川上委員

まずですね、委託料に対して県から補助があるんですか。それとも委託をしなくてもかかる費用に助成があるのか、お尋ねします。

児童育成課長

どちらでもいいということです。

川上委員

保護者だとか、大学の先生だとかの、みんなの声を聞いてつくり上げたいと言われましたけど、それはいいんだけど、どういう形でつくり上げるわけですか。

児童育成課長

コンサル会社に委託しまして、そこに核となっただきましてその中で皆さんの意見を反映しながら作っていききたいというふうに考えております。

川上委員

いつ頃までにできるんですか。

児童育成課長

一応3月までにしております。考えております。

川上委員

そうするとコンサルタントが、皆さんと一緒に何度か会合をもって出来上がりということになるんですね。しかし、そうしなくてもいいわけでしょ、つまりコンサル抜きで皆さん方が中心になって関係者の声を聞いて練り上げていくという方法もあるわけですね。それでも県の応援はあるわけでしょ。それをしないでコンサルにぼんと任せて、コンサルを核にと言われましたね。コンサルを核にしようという発想はどこで決めたんですか。自分たちでつくるんじゃないくて、コンサルに渡して、コンサルに核になってもらうという発想、どうしてそういう発想で決めていくのかなと思うんだけど。

児童育成課長

ガイドブックを作るには、一応私たち素人だけでは難しい面もございます。そのあたりで一応コンサルに業務は委託しますが、十分に市民の方の意見、子育て中の子どもさんを育てている方や皆さんの意見を十分に反映して作成したいと思っております。

川上委員

そういうやり方を続けているとね、飯塚市の職員の中には力が残っていかないですね。経験が蓄積していかないですね。いつでもコンサルに任せてコンサルには蓄積していくかもしれないけど、市の職員、幹部のところには力が残っていかない。若い職員にも力が残っていかない。そうこうしているうちに異動もする。全体としてお金を出す割には行政の力というのは枯渇していくのじゃないかと思うんですよ。いつまでこんなことを続けるかというふうに思うんですね。私はポンと委託に出すよりはね課長は自分で素人と言われたけど、そんなことないでしょう、そんなこと言ってほしくないプロですよ。給料もらってるじゃないですか。職員研修してるみたいですね。プロなんだからプロ意識を持ってねがんばってもらいたいと思うんですよ。それでね、コンサルはサブで応援してもらおうということですよ、あなた方がどういう内容のものにするかね、今どういうこと考えてますか。

児童育成課長

子育てガイドブックに掲載する内容といたしましては、妊娠、出産、施設、医療、各種制度など子育てに関すること、生活の情報をまとめ、その中で就学援助や各種減免することなどの情報も掲載し内容の充実に努めたいと考えております。

川上委員

後段ところは12月議会の一般質問で私も述べましたけども一致しますね。ただ、どこそこに電話をかけるということだけじゃなくて、就学援助の申請用紙とかも閉じ込で入りませんか。

児童育成課長

どちらにいたしましても現状では窓口の申請になりますので、制度の内容や関係窓口の案内を掲載したいと思います。

川上委員

今の答弁でわからなかったんだけど、今申請主義でしょ、なんでも。就学援助っていうのは法によると申請しなくても行政の側からね大丈夫ですかと言って適用することができるようになってるんですね。だけど全体としては申請主義だからしかも口頭申請は生活保護でも有効なんだけど申請書を書かないと申請受付しないでしょう。口頭でもいいんですよ。法上は。だから、閉じ込で申請書を入れた方がいいと思うんですよ。そういうことを12月議会でも要望したんですよ。それをしないということでもないんですよ。そういう考えはありますか。

児童育成課長

そのあたりは今子育てをしてある方や関係団体とかの御意見も聞きながら検討させていただきたいと思います。

川上委員

ぜひ入れてください。きっと役に立つと思います。生活保護の申請書もね、それにつけて悪いことないんですよ。手で破れるようになってるのがあるでしょ、切ってみたいに、それですぐ申請できるように、就学援助の方も1枚だけじゃなくて2枚、3枚ととじ込むとかねもう実践的に使えるようなものにする必要があると思います。質問終わります。

委員長

続きまして「食育推進計画策定委託料について」兼本委員の発言を許します。

兼本委員

食育基本法というのはもう国の方で、ばたばたつくりましてね、18年度から22年までの5年間で基本計画を国民運動として食育に取り組みなさいと、そしてその流れとして自治体で食育推進計画を策定しなさいという形になっておると思います。で、これ具体的にこれを、食育推進計画を策定してどのような効果を期待してるのか。これは民主党さんが参議院でばたばたあげてやった法案ですけどね、食育がいろいろ、一般的には市民からいろいろ問われていま

すけど、国民運動としてまで取り組みというような大きな、今後の課題として上がってるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。この推進計画を立てることの意義そしてどういう効果を狙ってるのかということについてお尋ねいたします。

健康増進課長

食育基本法では、先ほど委員が申されましたように食育に対する計画を作成するように努めなければならないという規定があります。その中で基本的な政策いたしましては家庭における食育の推進、学校保育所における食育の推進、地域における食育改善のための取り組みの推進等がございます。今一般的に言われています食生活の乱れとか、あと健康増進のための食生活の改善とか、そういったもの全般的に、各年齢層に関係するような形で食育の推進をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

委員長

いずれにしましても家庭、学校、地域それから生産者と消費者の問題とかですね広く言えば地産地消の問題とかいろんな意味でこの食育の推進計画の策定の中には多種多様入っております。国の方で作りなさいということですけど、それに基づいて県からの補助も100パーセントの補助が出るとなるとは、この協議会委員ということが12人の5回という形になっていきますよね、この協議会の委員の構成と、選定方法というものについてはどのようにお考えでしょうか。

健康増進課長

現在のところ食育推進会議の委員の方につきましては15名を予定しております。その中身といたしましては大学の関係者、小中学校のPTA連合会各1名、生産者の代表、JA嘉穂の代表、飯塚市食生活改善推進会から1名、小学校校長会、中学校校長会から各1名、保育所連盟嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の栄養士1名、私学幼稚園連盟、それと老人会、公募による市民の代表3名を考えております。ただ、厚生委員会の方でも、これに関してご意見を賜っております、今後その分も含めまして検討していく予定にしております。

兼本委員

この中には12人の5回と書いてありますが、いま15人といわれましたね。それでこの3名の差はどのようになってるんですか。

健康増進課長

校長会の2名と、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の栄養士を除くというふうに考えております。

兼本委員

公募の方も入れてということですので、選定方法についてはこちらから推薦するのと公募の方ということで。それから、臨時職員雇用経費というのがありますけど、これは具体的にこの協議会の何か、協議会をするためのお手伝いとかいうふうな形で臨時職員を採用するということですか。

健康増進課長

臨時職員1名1カ月の分につきましては、アンケート調査を出しますのでその関連の業務をさせることにいたしております。

兼本委員

アンケート調査を1カ月で出して、それから返って来るまでさせるわけ。

健康増進課長

その予定にしております。ただ分析にしましては委託のほうで業者のほうに分析のほうは任せる予定にしております。

兼本委員

この分析というのはアンケートを送って、分析が委託ということですけど、176万400

0円、これが結構高いんですよ。この委託というのはどこに委託するわけですか。

健康増進課長

コンサルのほうになりますけども、これは最終的には入札で決めるようになると思います。それで、中身の先ほどの分析と申しましたけども、分析だけではなくて実際、協議会を5回予定しております。その内容の議事録等の取りまとめもやってもらいますし、最終的には、今ワーキンググループで素案の作成をすでにしております。その分を協議会のほうにかけまして、その内容をいろいろ協議していただいて、最終的な素案作りというところも含まれております。

兼本委員

何でもかんでもコンサルじゃなくしてね、例えば170万円だったらいま臨時職員1人がこれ1ヵ月分で13万2000円上がってますよね。集計とか分析というのはおそらく印か何かで付けていくんやろうと思いますからね。トータルで出せばそういうふうな専門職じゃなくてもそのくらいの仕事はできるんじゃないですか。そしてあと計画案の作成というのはそういうふうなコンサルを入れてやらないと作成というのはできないんですか。作成というのはこの食育の推進計画というのもよその自治体でつくったやついっぱいあるんですよ、いっぱい。ほぼ似たようなやつですよ、全部、ほとんどどれ見ても。その特色ある、地域によって特色のある推進計画じゃなくして、国がもうこういうふうにやりなさいということでやってるわけですから、計画の中身はだいたい似たようなものですよ。分析とか何とかやるのに170万円委託をしなくてね、印刷でもしかしたら安くなるかも分らんけど、それよりも雇用の創設とか何とかいう意味で雇ってやれば、できんことはなかるうと思うんですけども、どうしてもこれやると、支障があってコンサルを入れんとだめですかね。

健康増進課長

当初の段階の策定する段階でこのようなコンサル入れてということで、170万円計上しておりましたけども、先ほど言いましたように既に素案もワーキングのほうでだいぶできております。ですから、最終的にはこの170万円から必要のない部分は削っていくような形になると思います。ですから、いま質問者おっしゃいますように、分析とかそこら辺もできるんじゃないかということでございますので、ここをできるだけ自前でできる分は自前でやっていきたいとは考えております。

兼本委員

非常に前向きな答弁でありありがとうございます。ただ県の補助金10分の10をいただいて、264万9千円いただいております。これ少なくなっても戻さないかとやろうと思うんですよ、おそらく。もらっておいていいんですかね、余った分は。だめでしょう。そんなことはいけませんけども。その分臨時職員でも雇ってですね、雇用を確保してあげた方が市の景気対策にもなりますしね。できるものは自前でやる。そしてお手伝いという形の中で臨時職員を採用するのであればね。何もかもコンサルに委託したって似たようなものですよ、本当に。ワーキングでつくれると思ったらもうよその自治体いまパーツと出せばパーツと出てくるでしょうが。似たようなもんですからね。そういうふうな形でぜひ自前でつくったほうがいろいろ人から言われてもパッと答弁もできるしですね。自前でやったほうがいいと思いますので、ぜひそういう形の中で雇用もつくりながらですね、そしてこの予算は10分の10いただいた260万円が消化できるようにですね、一つがんばってやっていただきたいということを要望して終わります。

委員長

続きまして、同じく「食育推進計画策定委託料について」、川上委員の発言を許します。

川上委員

私も、コンサルに何でも頼んでしまうというやり方についてはですね、本当の飯塚市の顔を

した計画にならないと思いますので、できる限り自前でというふうに思うわけです。意見を述べて質問を終わります。

委員長

次に、「環境基本計画策定委託料について」、道祖委員に発言を許します。

道祖委員

何点かお尋ねしたいんですけど、これについてはですね。まず質問通告の中で、太陽光発電に対する補助金制度というふうに言っておりましたので、これについてまずお尋ねしたいと思いますが、また資料については10ページで出していただいております。県下ではこのように既に太陽光発電装置の補助金制度が導入されております。これ見ますとね、例えば田川郡香春町とかいうのを例に取ったらいけないのかも分かりませんが、10件なんですよ、募集件数。ちっちゃな、香春町おそらく1万人もない町だと思いますが、そこでも補助金制度を設けて環境に対する意識の啓発等を考えて予算を組んでやられてきておられると思うんですが、市長はマニフェストでこれについても取り組んでいくんだというふうに言われておりました。これ質問は、代表質問をする予定でありました内容が時間の関係でできませんでしたので、それをお尋ねしてるわけでございますので、もう簡単に答弁が、難しく答弁はないと思いますけれど、取り組まれるのかどうかということをまず一点ご確認させていただきたい。

環境整備課長

お答えします。現在環境という問題は大きくクローズアップされる中、本市としましては各取組みに積極的に取り組んでいかなければならないというふうには考えております。この太陽光発電の推進にも当然取り組んでいかなければならないことだと考えておりますので、今年度、実施3カ年計画に計上しまして、実施時期等を含め関係各課と協議をしながら取組みを進めてまいりたいと考えております。

道祖委員

それで3カ年計画を持ってから取り組まれる、取り組まれるのはね、再三言いますが、市長の任期は4年間で、4年間の中でマニフェストどおりやれば、それはそれで結構なんです。だから3カ年計画を組んで、今年度から。市長がいる間にできればマニフェストは完了と、言ったことは、それは納得するんですよ。やってください。お願いします。ただ、私思うんですけども、どのような形でやるのかなというのがあるんです。ものの考え方を一つ言わせていただきたいんですよ。金額はマニフェストで確か10万円以内、限度というふうに言われておりましたけれど、それはご検討の中でいくらがいいのか検討していただきたいんですけど、私、定住策についても後ほどですね、歳入の部分でお聞きいたしますけれど、1つの事業をやるときに、代表質問でも言いましたけれど、他の部門の政策と一緒にして取り組んでいけば、ただ1つの補助金をつける、例えばこの太陽光発電の補助金をつける、これつけることによって、つけ方によって、違う政策が生きるようなことも考えていくべきではないかというふうに思うわけです。例えば、定住政策のものを言いますと、旧庄内町の青葉台が売れないわけですよ。なかなか売れません。そのとおりでしょ。あれについてもですね、後ほど質問させていただきましますけれど、定住政策の中で、青葉台をどうやって売るかというふうに考えていったときに、あそこに家を建てていただいたら太陽光発電の補助金を10万円とはいわず20万なり30万円もつけますとかね、いうことを言ったら、それは一つのプラスではないかと思うんですよ。建てようかと思った人が検討に入ったときに、それが後ろから押すような力になってくるんじゃないかと思います。それと、いま香春町は10件だと言いましたけどね、飯塚も100件とか200件しろとかいう考えはないんです。そういう形で20万なら20万で、30万なら30万で5件なら5件でもいいんですよ。やるんだと、定住政策と環境政策をやるんだと。そういうことを考えていったときに固定資産税が入ってくるとか、それとそこに市外から入ってき

てもらったら、いつも言うように国からの交付金の年間の金額も入ってくる。それで市内で消費が増える。そういうことをトータル的に考えてですね、やっぱり取り組んでいただきたいと思うんです。だから3カ年計画で考えるということですが、3年もかけて考えるんだったらじっくりそういうことも考えられるんじゃないかと思います。しかし環境は年々悪くなっていきますから、他の都市でちっちゃな香春町でもやってるのに、飯塚市は県下4番目とか言われておりますけど、何もしないで3年も待つのかということもあるかと思います。市民にいろいろ計画を持って環境についてお願いするときに、考えてやると市民啓発は進むのではないかと思います。私はこのように思いますけど、担当課長なり担当部長なりどういうふうに思いますか。

市民環境部長

質問委員が言われてるとおりだと私も聞き入っておりました。実施計画3カ年と申しますけども、市長とも打ち合わせした時期がございまして、できるだけ早い時期に取り組みたいと考えております。質問委員言われることを踏まえまして、関係部署と早急に、また具体的になるように努力したいと思っております。

道祖委員

よろしく願いいたします。それと、これもいらぬことをいうのかも分かりませんが、環境基本計画を策定するこの委託料ですけれど、いろいろな形で委託料の問題が、コンサルタントに出すということでいろいろ言われておりますけれど、どうなんでしょう。大学が市内にありますね。近畿大学のほうとか九工大のほうで環境について、やはり専門的な分野で勉強されている先生、もしくは近畿大学、九州にもありますけれど、近畿大学の本学のほうですね、本校のほう、本学というんですか、関西のほうには当然総合大学ですからその旨の勉強というか、学科もあるのではないかと思うんです。せっかくここにそういう関連のある大学があるんですから、そういうところに一つ一緒になってやっていただけないか、いくことができないのかそういうことを私は考えるんですけれど、どう思います。

環境整備課長

環境基本計画策定に関しましては、委託料ということで組んでおります。しかし、コンサルにすべて任せるということでは、私どもとしては考えておりません。やはり飯塚環境会議とかいろいろな市民会議がございまして。そういったところも当然入っていただきながら知恵を出していただいて、その中で飯塚市の基本計画を策定すると。ですから当然業者としましては、それなりに知識、情報を持っているところにお手伝いいただくんですけど、私どもとしてはあくまでコンサルの部分については手足と、やはり頭の部分につきましては、私どものほうで考えていくということで考えております。

道祖委員

私が何で大学というふうに言ったのかといいますと、今課長さんがご答弁にあったように飯塚市の環境政策をつくるんですね。だから市民会議とか、そういう人たちと一緒に作っていくということですね。だから私は幅広く市民が参加して市民に啓発できるようなものをつくっていかないといけないと私も思いますので、その点をご理解いただきまして、立派な計画をつくっていただきますようお願い申し上げます。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:02

再 開 17:15

委員会を再開いたします。「環境基本計画策定委託料について」川上委員の発言を許します。

川上委員

17ページ環境対策費、環境基本計画策定委託料についてお尋ねします。コンサルの仕事はどのような仕事をするのか、まずお尋ねします。

環境整備課長

2年間でこの環境基本計画を策定するようにいたしております。その全体スケジュールの若干の内容についてご説明させていただきます。まず、各主体の環境意識、行動等調査という部分でございます。市民アンケート調査、それから事業所のアンケート、それをまた分析、まとめと。当然既存の環境基本計画がございますので、そういった部分の中の状況等もございます。また温室効果ガスの排出量の調査と、これは現況、それから将来推計といったことを考えております。また飯塚環境会議、こういったこと、先ほど言いました市民関係のところを持ちまして会議の開催といったところを考えております。また2年目になりまして、こういったところで情報をいろいろ集め企画立案等を考えまして、計画書等の作成に入るということでございます。当然計画書骨子の作成、関連施策、事業所等調査、数値目標の設定等々。それから地球温暖化対策実行計画、これもつくってまいりますのでこの素案の作成等、こういった内容で最終的に基本計画の策定というような形で考えております。

川上委員

予算的には722万4000円ということなんですか。

環境整備課長

720万円、今年度予算をあげております部分につきましては、情報収集、それから政策の立案関係でございますので、先ほど申しましたアンケート調査、それから温室効果ガスの調査、それから飯塚環境会議等、市民団体との会議等でございます。

川上委員

だから予算は722万4000円ですかと聞いておるんです。

環境整備課長

2年で策定いたしますので、1年目700万円弱、2年目500万円弱だったと思いますが、予算書の中で債務負担行為であげておりますが、全体で1200万円程度というふうに考えております。

川上委員

それはどこに委託するんですか。

環境整備課長

まだどこに委託するということは決めておりません。

川上委員

それは随契じゃないんですね。過去はどこが担当してますか。

環境整備課長

財団法人九州環境管理協会でございます。

川上委員

そうすると今回の補正は784万円と、これは全額環境保全推進基金に充当ということなんだけども、債務負担行為分も基金なんですね。

環境整備課長

そのとおりでございます。

川上委員

現在、基金はいくらあって、これで使うと幾ら残るのかお尋ねします。

環境整備課長

現在基金残高、平成21年度末で9749万9711円でございます。ちょっと申し訳ございません。引きますと、今年度、平成22年度末で9026万円になります。また来年度50

0万円がそれから差し引かれるということでございます。

川上委員

あとは自分で計算せよという答弁なんです、いいんですよ。それでこの基金はもともと何から生じたものなのか、覚えてありますか。

環境整備課長

ごみ袋の売払い収入の一部を積み立てたということでございます。

川上委員

99点。12年前までは旧飯塚市でもごみ袋代って取ってなかったんですよ。行財政改革の名で当時の市が800円にしたいと、大きい袋10枚を。というのを議会に提案したんですよ。それはないだろうということで、修正を受けて700円ということになったんですよ。0円から700円になったんですよ。すごいでしょ。そうしておいて毎年2000万円、1000万円というお金を積み立ててきたわけですよ、覚えてあるでしょ。副市長はね。それで合併にあたって、合併に至るまで基本的に実のあるものにお金を使ってないですよ。このお金、環境保全推進基金と言いながら。要するに必要ななかったお金なんです。必要あったら使う分けですから、1億円というお金を残したんですよ。0円が700円になって毎年2000万円とか1000万円とか積み立てて、1億円に達した。だから、そういう意味では合併前に環境保全推進基金の目的に沿って、無料のごみ袋にして、そして分別収集重ね合わせてごみ減量化に資するようにはどうかという議論もしてきたわけです。共産党は。合併後もしてきたわけですよ。今の部長が環境整備課長をされているときに、その研究もされたんだけど、それから先は足が踏み出されなかったわけですよ。それで私は資料要求でこの環境保全推進基金の、というのは何になら使えるのかということを知りたいと思って使途基準があるかと聞いたんですよ。皆さん、ないということなんです。思いのままに使うということなんです。こういう環境基本計画策定経費にこの基金は使えるんですか。

環境整備課長

この基金につきましては、環境保全推進基金条例というのがございます。その中で環境保全推進事業の財源に当てるとということで環境基本計画につきましては、以前も委員会の中で答弁したかと思いますが、環境基本計画の策定につきましては環境保全の一番重要な部分の事業に供するというので私どもは考えておりますので、これには使用できるというふうにとらえております。

川上委員

先ほどコンサルタントに頼るんじゃなくて、自分たちがコンサルを使うんだというふうに言われましたね。温室効果ガス排出量調査を行うということなんだけど、現況と将来推計を把握したいということなんだけど、温室効果ガス排出量の現況はどうやってつかむんですか。それから、将来推計というのはどうやって捉えるんですか。お尋ねします。

環境整備課長

現況と申しますのは、今現在市におきましても各温暖化におきます光熱関係の調査等もやっております。今回基本計画を策定する上で、各事業者関係等々に調査をしまして、そここのところは進めてまいりたいというふうを考えております。またそこから将来推計という分につきましては、ここはもうコンサルあたりにですね、コンサルにそここのところを、知識、情報をいただきながら飯塚市においてどうかというところを考えていきたいというふうに思っております。

川上委員

コンサルを手足に使うことはできませんね。それでね、これは基本的な作業なんです。基本計画というぐらいですからね。この基本的な、行政の最も基本に関わることに環境保全推進基金という、先ほど言ったようなことでため込んだお金を充てるのは正しくない。環境基本

計画策定経費は、私はこの基金に頼らずにつくるというなら節約しながらね、身を削りながらつくるべきだと思います。それで温室効果ガスの排水量を計算するとか簡単じゃないでしょ。簡単じゃないからコンサルに出しますということが続けておったら、どういうことになると思います。市は本当に先ほどから言っているように、政策能力がもうなくなってしまいますよ。そうしたら皆さん要らないということになるわけですよ。これからどんどん人を減らすからちょうどいいというふうに思う人もおられるかもしれないけど、私は困るわけです。皆さん方が力を持った、ハートもあれば力もあると、政策能力もあるという幹部が育っていかないといけないでしょ。それから言うと、こういう基本計画をつくるというのは最高なんですよ。30代の職員がこれに関与してつくったらどうなります。自分がつくった仕事をずっとやれるわけですから。最高じゃないですか、市民のためになりますよ。そのお金を人から無理やり高いごみ袋を押し付けておいてね、集めたこのお金でまかなおうとするようなやり方はためだだと思いますので、意見を述べて質問を終わります。

委員長

続きまして、同じく「環境基本計画策定委託料について」田中委員の発言を許します。

田中裕二委員

環境基本計画策定委託料3人目でございますので、温室効果ガスの件、そして太陽光発電の件を聞かれましたので、1点だけ質問をさせていただきます。この旧飯塚市の環境基本計画は平成13年度に策定をされまして、平成23年度までの10年間の実施計画であったとこのように思います。この環境基本計画はほんとはすばらしくて、100点満点中120点ぐらいのものではなかったかと思います。あんまり立派過ぎてそれを実行に移すのは、非常に難しい計画であったと私はそのように思っております。そこで今回の基本計画は平成24年度から平成33年度までの10年間を策定すると、このようなことでございますが、私は実行できる計画にすべきだとこのように思っておりますが、どのような内容の計画を考えられているのか、お尋ねをいたします。

環境整備課長

まさに委員のおっしゃるとおりでございます。平成14年に作成しましたものにつきましては、当時いろんなものを網羅しながら市の取り組みとして考えておりました。この10年間の中で、それなりの実績は当然上げております。そこで今回の基本計画につきましては、当然その今ある基本計画を踏まえて、その中を精査しながら進めていくと。前回の、今ある基本計画は合併時に平成19年度の改訂版というのを作成いたしました。そういった中で、この基本計画の中を精査し、新たなものを加えて考えるというふうにしております。先ほどから申しております部分の中で、新たに申しますと、地球温暖化対策の実行計画、今回一緒に作成するようにしております。こういったものを第何章という中で、今回大きくクローズアップするといった形も考えております。また当然住宅用太陽光発電事業こういったものにつきましても当然環境基本計画の中で織り込むといったことで、やっぱり時代に即した、また実行できるものを今後10年計画というところで進めてまいりたいというふうに考えております。

田中裕二委員

ぜひとも実行できる計画、そして確実に実行できるような取り組みをお願いして質問を終わります。

委員長

続きまして、「電気計装設備に関する全般について、総事業費に対する事業内訳について」小幡委員の発言を許します。

小幡委員

17ページですね、衛生費ごみ処理費、清掃工場の電気機械設備等を保護の更新委託料とい

うことですね。あの何点かちょっと質問させていただきますが、なにせ久々の質問ですので前後しますけども、どうぞよろしくお願ひしますまずは溶融炉、飯塚市におけるごみの焼却はそのように聞いておりますが、焼却炉の操業開始年度ならびにですね、そのときの初期投資がわかりましたら教えてください。

環境施設課長

飯塚市クリーンセンターの操業時期につきましては平成10年4月1日でございます。全体のクリーンセンターの建設費でございますが約170億程度と考えております。

小幡委員

平成10年の4月ですね、もう12年目、創業12年ということですね。この間にですね、もちろんあのような設備施設にはメンテ費用、維持管理費がかかっていると思いますが、この12年間で機械計装関係でメンテ費用は合計でどの程度飯塚市はかけております。

環境施設課長

基本的に今現在、運転管理及び点検整備等を日鉄環境プラントソリューションズというところに委託しておりますが、平成10年から平成22年まで直近でいいますと平成21年につきましては約2億8245万円と、これが大体2億程度かかっておりますので、約10年分で約28億程度かかっているんじゃないかと考えております。

小幡委員

初期投資が170億近くかかっている、メンテ維持管理が28億、もう既に20億かかっているということですよ。あの俗にごみの飯塚市本市における総トン数、処理能力といいますが、1年間どれぐらいの処理をやっていますかね。

環境施設課長

平成21年度の年間処理量でお答えさせていただきます。年間処理につきましては約2万7022トンでございます。

小幡委員

そのごみを処理するにあたってですね、かなりのメンテ費用をかけておりますけども、市ですね、ごみ処理に対する収入源となる内訳、金額じゃないですよ、何と何が収入となり年間どれぐらいの収入があるかわかりましたら教えてください。

環境施設課長

飯塚市におきましての収入でございますが、ごみ袋等の売上収入、それから窓口業務のところでごみ処理手数料をいただいておりますので合計いたしますと約5億3000万程度のごみ処理手数料が入っているという状況でございます。

小幡委員

年間5億3000万。俗に各自治体のごみの処理トン当たりの費用というのを出してありますけども、本市におけるトン当たりのごみ処理費がわかりましたら教えてください。

環境施設課長

クリーンセンターでお答えさせていただきます。クリーンセンターにつきましては平成21年度のトン当たり経費でございますが、約2万円ということになっております。

小幡委員

トン当たり2万円の方程式は、どんな方程式になるんですかね。かかる経費に対して収入源、どのようにしてトン当たり2万の費用というので出ますかね。

環境施設課長

年間維持経費が約5億3000万かかっておりますので、それを年間処理量で割り戻すと約2万円程度ということでございます。

小幡委員

もう一回、ちょっとわからない。収入がごみ袋他の一般の持込で5億3000万ほどあるんでしょう。処理費は幾らかかっているんですか。

環境施設課長

平成21年度のクリーンセンターのごみ処理経費でございますが、欠損見込でございますが約5億3200万円でございます。

小幡委員

5億3000万かけて、収入も5億3000万あるということでもいいですか。

環境施設課長

飯塚市につきましてはクリーンセンターが1カ所ですね。それから各施設組合等々にですね、それぞれ桂苑それから福岡県央施設組合とございますので、基本的にはこの売り払いというのは飯塚市全体の本庁及び4支所管内の分の全体でございます。先ほどの維持管理経費につきましては飯塚市クリーンセンターの分の経費でございます。

小幡委員

とりわけここで聞きたいのはですね、ごみを処理する費用が今の収入で賄えてるかどうかをお聞きしたいわけですね。そのところを明確に教えていただけます。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:37

再 開 17:38

委員会を再開します。

環境施設課長

大変申し訳ございません。比較の対象が若干違っていたようでございます。飯塚市全体でごみ処理経費に係る経費につきましては約190億程度かかっています。これにつきましてはそれぞれ収集運搬経費、それから施設関係の飯塚市クリーンセンターそれから福岡県央それから庄内額田から桂苑ということで見込みでございますが約190億程度かかっていると。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:39

再 開 17:39

委員会を再開いたします。

環境施設課長

すいません。単位が間違っておりました。約19億程度かかっております。

小幡委員

こういう計算でいいですかね、19億かかって5億3000万近くの収入があると。その差額は一般財源から補っているということでもいいですかね。

環境施設課長

そのとおりでございます。基本的に一袋あたりで換算いたしますと大体ごみ処理経費が約280円程度かかっております。その中の約70円程度を市民の皆さんから負担していただいているという状況でございます。

小幡委員

先に答えてくれました。ありがとうございます。70円を負担していただいているけど280円かかっているということですね。その件を一般市民に周知されてます。

環境施設課長

この件につきましては、ごみ袋の値上げの各地区の説明会にあがってきております。その折

にも飯塚市のごみ処理経費がどのくらいかかっているのかなかなか見えないってことございます。今後環境整備課と協議した中で、市民の皆さん方に飯塚市のごみ処理経費がどれくらいかかっているかということを啓発してまいりたいと考えております。

小幡委員

その点なんですね。ごみ袋が高いという一般的な意見がありますけど、諸問題は別にして、ごみ袋の実際の価格が適正かどうかは別問題として、投資がかかっているごみの処理費が4倍ですか約、70円負担してもらって4倍の280円かかっているのをはっきりと周知されるべきだと思います。考え方は市民によって違うと思いますけど、それによってごみをやっぱ減量するとかですね、いろんな個々の家庭環境の中で、また生活環境の中でいろんなことを考えていただけたらと思いますので、その点の周知はしっかりやってください。これは要望で結構です。それではですねちょっと資料が11ページに出ておりますのでお借りして質問しますが、これからのメンテ費用なんでしょうか、清掃工場電気・機械設備等の更新に関する計画ということで、平成22年から約10年後が31年までの概略の実施計画年度とその金額が提示されておりますけども、今回平成22年度は電気計装設備の更新を重点的に実施しますということになっておりますが約3億1200万かな、この3億1200万の内訳は機械設備、電気関係、計装関係これの合計が3億1000万ということになっておりますが、これの細かい仕訳金額がわかります。

環境施設課長

細かい仕訳については、基本的にやっておりますのが、今回3億1200万の予算の中身につきましては機械設備関係で2号炉のガンマン、2号炉の耐火物の更新、それからDSMシステムの中の中央制御室、そのオペレーション類それから制御ステーション類及び計器類、可変速変動機の更新ということで、全体で3億1200万円の計上をさせていただきます。

小幡委員

10年間の計画が出ておりますけど、これは誰が計画されてこのような金額を誰がはじかれてるんですか。

環境施設課長

清掃工場の今回の電気及び機械設備の更新の計画につきましては、現在点検委託及び運転管理しております日鉄環境プラントソリューションズ及び技術提供しております日鉄エンジニアリングから計画を尋ねさせていただいてます。

小幡委員

委託先を聞こうと思ってましたけど、先にいってもらいましたが、そこが計画書をあげてこれだけの金額がかかるでしょうということを持ってきているわけですね。ということは言い方は悪いですけど、業者オンリーの考えでこれをチェックする本市の担当もしくはチェック体制はどなたがどのようになされております。

環境施設課長

今回の3億1200万円につきましては、現実に担当課の方に見積もりが上がってきた段階で、中身のある程度見た中で基本的に3億1200万ということで、その細かいところについては大変申しわけないんですが、私たちかなり専門的なところもございまして、今回につきましては一応見積りベースで予算計上させていただいております。

小幡委員

今までの答弁の中でよく外部委託のコンサルとか、いろんなものが出てますけど、これこそ稼働して12年経つとりますが、市の職員の中で専門職というか、そういう人材の育成はできてないと思うんですね。日々機械の精度といいますかね、技術も上がっていったるので、それは無理かと思うんですけども、これを、やはり第三者機関がしっかりと査定するような、そう

いった機関はないんでしょうかね。

環境施設課長

通常の運転管理及び点検整備にいたしましても、今回の大規模整備にいたしましても、基本的に第三者機関で云々という機関は現在のところございません。

小幡委員

ないんですか、それとも探そうとしないんですか、それとも本当にそういうところがないの。それを教えてください

環境施設課長

全体的な中でそれぞれですね、溶融炉というのはメーカーごとにいろいろございますが、新日鉄製につきましてはブラックボックスとかいろいろあるということで、その辺のところを踏まえまして第三社機関にその辺のところ見てもらうのは難しく困難じゃないかというふうに考えております。

小幡委員

ちょっとそれはまたあとで聞きます。平成22年から3億1000万から2億7000万と年度ごとに金額が上がってますよね。これもすべてメンテナンスを行っている委託先の業者がほぼ市の方に見積りを提出してきて、それを市の方で査定した結果の数字ですか。

環境施設課長

今回、平成22年度から10年間という形の中で、ある程度平年化した中で合計の22億を計上していますが、実際に見積をいただいた中で約10%程度の減額をしたなかで計上している状況でございます。

小幡委員

10%ということは前もって10%高く持ってくればいいという話でしょう。業者というのは、そういうことなんですよね、基本的にね。12年もずっと同じ委託先でやってますと、市との協議が向こうもプロですからね、馴れ合いっこになるんですね。これぐらいの価格で出しとけば飯塚市がこれぐらいの査定で置いてくるというのは見え見えで、委員の方みなさんそこがわかってるわけですね。ただ、私が言いたいのはこれから先10年間のですね、このメンテナンスは必要だと思います。思うんですけども、10年間同じようなパターンで続けるのか、もっと言ったらそういった第三者機関なのか、市の担当者がもっとしっかりとチェック機構を庁内で作り上げてですね。そこでキッチリと想定するのか。そういった今からの方向性、委託に関してどのような考えを持っておるか教えてください。

環境施設課長

基本的に委員がご指摘の通り、平成10年から稼働しまして年々老朽化等々でかなりの経費がかかったということで、私どもも努力の中で、いろんな形の中で情報提供受け取ります。1つにつきましてはDMSというところがございましてこれは新日鉄製の直接溶融炉方式の簡易的なものでございますが、そこで各処理施設のいろんな稼働状況等をですね検討した中で、一番いいような維持管理ができる、維持管理をするというところで、情報提供受けながらしていきたいというふうに考えておりますし、またなかなかですね、新日鉄の技術的なブラックボックスの部分がありますが、それ以外のところで出来るところにつきましては現在分離発注というところで実際にやっていますので、そういう形の中でやらせていただきたいというふうに考えております。

小幡委員

再確認ですけど、12年前も今から先も同じ業者ですかね。委託先といいですか。

環境施設課長

運転管理及び点検整備につきましては日鉄環境プラントソリューションズというところと契

約いたしております。

小幡委員

ということはその会社は全国で新日鐵系の溶融炉本市のようなメンテナンスの何カ所位されております。

環境施設課長

全国で25カ所程度というふうに聞いております。

小幡委員

その25カ所の自治体とのメンテナンスの比較等は本市はやっていますか。維持管理費における同規模の自治体とでもその構いませんけど。

環境施設課長

それぞれの施設につきましては飯塚市が平成10年、早いところで平成9年というところではなかなかですね、施設規模、それからメンテナンス状況等についても若干違うとご答えますので、単純に比較するという事はなかなか難しいという状況でございます。

小幡委員

もちろんそうでしょうね。ただしデータ上、同じトン数じゃないと思います、うちは90トン2基でしょ。基本的なシステムが一緒であればトン当たりの処理能力、処理費、メンテ費用というのはある程度25カ所もあればですね、ある程度出てくると思うんですね。委託先の方に要望なさったらどうでしょうか。

環境施設課長

委員ご指摘の中でトン当たり経費というのが、若干、それぞれ施設ごとにですね施設も違いますので、トンあたり経費がどのくらいかということを見ればですね、実際の飯塚市がどのへんに位置しているのかということは見えてくるんじゃないかというふうに考えております。

小幡委員

そうですね、他施設とも資料をみて十分検討してみてください。変な話、うちが高買いで委託管理されてるかもしれないかね、それはチェックの必要性があるかと思います。関連しまして、溶融炉の燃料にコークスを使ってると思いますけども、石油関係だとニューヨークNEX、ガスだとシフ価格とかC P 価格とかありますけども、コークスの基準的な価格というのはどこかで決められておりますかね。

環境施設課長

コークスの単価につきましては、経済情勢が1番影響するところなんですけど、入札制度を設けてまして応札した中で決定してるという状況でございます。

小幡委員

基準的な価格というのは公表されてないんですか。それを聞いてるんですけど。

環境施設課長

私どもその基準的な価格というのは公表されてないというふうに考えております。

小幡委員

考えてるんじゃないかと、現にないんですか。先ほど言ったように原油とかさ、石油、灯油、基準の金額が政府関係でしっかりと今提示されてるんですね。それにどれくらい各販売店、もしくは小売業者がどれくらい載せるかで価格が決まるんでしょうけど。ベースがあるかないか、どちらですか。

環境施設課長

基本的にはベースはないというふうに考えています。

小幡委員

ベースがないとすればうちの購入先ですが、過去12年間と今から先は入札でしょ、今まで

に何社と契約なさってますか。

環境施設課長

ここ2 - 3年は基本的に北九州にありますサンセイ商会と契約いたしております。平成10年からでございますが、10年11年は古川金属工業、12年につきましては草野産業、それから13年から17年は古河鋳業18年につきましてはタイキ薬品19年につきましてはクロサキと、20年から現在につきましては、サンセイ商会ということになっています。

小幡委員

ということはみんな5社くらいかな、ぐらいで入札をやっているということですね。価格等に関しては今回質問しません。最終的な質問になりますけど先ほどの11Pの資料ですね。メンテナンス費用は今回3億1000万強かかりますが、単純に平成24年と25年同じ電気関係の中で主幹制御盤とか現場制御盤タービン発電機、これ平成24年も25年も重ねて工事をするようになっておりますけどもどういった関係で2ヶ年にわたって工事をするんですかね。

環境施設課長

主幹制御につきましては共通部分と1号炉2号炉の部分ありますので、今回実施計画につきましては1基必ず稼働するという状況の中で実施計画を立てています。

小幡委員

わかりました。で、28年以降はこれくらいかかるだろうという、だろうの世界でしょ。基本的に暫定といいますか、事業費の見込みを上げたというとらえ方でよろしいですか。

環境施設課長

ここに掲げていますように28年から31年は施設の老朽化等もありますのでその辺を見きわめた中で計画を立てていきたいと考えています。

小幡委員

俗に焼却炉のストーカ方式とか、熔融炉は30年ぐらとかね、35年ぐらということ、キッチリメンテすればそれくらいはもつということらしいんですが、冒頭質問しましたとおり10年間のメンテナンス費用がまたかかるわけですね。初期投資から過去の12年間、これからの10年間莫大な、皆さんのごみですけどね、処理費が今からもかかっていくわけですが、先ほど課長答弁の中で10%ほど業者の見積もりをカットしてると言ってますけどね。最終的な民間のネゴシエーションね、予算がないからザクッと切るんですよ。根拠なしなんですよ。仮に10%ボンときれば、今からメンテナンス費用だけでも22億かかるんですから、2億2000万浮くと、そういった方法もね、根拠なしで独占的な、特定のメンテナンス業者にはねぶつけるべきかと思うんですね。できないなら、せんでいいと言ってごらんください。結構合わせてくるもんなんです。それをするかしないかは担当の判断になるんでしょうけども、かなり業者の一方的なね、考え方で本市はメンテナンスをやっているんじゃないかなというような、あくまでも感覚ですがね、証拠はありませんがそのような感触がありますのでもっと厳しい査定等をしていただきたいと思います。と、いうことで浮く金額を医療費の負担軽減とか、乳幼児の医療費の助成とかね、年間数千万の世界ですから、10%カットするくらいですぐに浮いてくる話ですからね、お金の使い方を十分検討していただきたい。それと、今後の、どういった組織で再度査定されるかわかりませんが、よく車ね、トヨタの車が壊れたとってトヨタのディーラーにもっていかなくても、例を挙げればバッテリーとかラジエーターとかタイヤとかいうのはいるなとここで修理できますよね。新日鐵系の熔融炉を飯塚市が使っているといえ、ここじゃないメンテナンスができるかと思うわけですね。この11Pの資料でも機械設備、電気設備、計量関係、この項目の中で今言ったように他の業者さん、他のメンテができる項目が幾つかありますか。

環境施設課長

今回の整備につきましては、基本的に2号炉の耐火物の更新と中央制御室これ清掃工場の頭脳部分であります、これ技術提供を結んでいます、どうしても新日鐵エンジニアリングの技術提供、それから通常管理しております日鐵環境プラントソリューションズの協力関係のもとで安定操業、安定稼働向かってやっていただかなくてないというところで、いろいろ打ち合わせをいたしておりましたが、難しいという結論に達しております。

小幡委員

今の答えだと全部難しいでしょ。単純に先ほど言いましたように、分電盤とかそういうのをタービンとかいろんな計量システムとかはいろんなメーカーがいるんですよ。この中でもし外すとしたら何か可能なものがありますかということ聞いてるんですよ。あなた全部難しい難しいと言いますが、何か項目で外せるようなのはありますか。今から検討するんですよ。

環境施設課長

各年度それぞれ機械設備等と電気設備、計装関係掲げておりますが、今から具体的に23年以降につきましても実際にできるところについて検討、調査していきたいというふうに考えております。

小幡委員

今日はそういう調査をするということで、先ほど言いましたとおり、部分的には外せるやつが出てくるかと思うんですね。そういうところも研究してですね、極力費用負担が本市にかからないような努力をしてください。以上です。

委員長

続きまして、清掃工場電気機械設備等更新委託料について、川上委員の発言を許します。

川上委員

続けて質問します。質問に入る前に、先ほどの小幡委員の質問に対して、ごみ処理経費で市民が負担しているのは5億3000万円と、つまりごみ袋の販売収入ですね、その分だと言われましたね。そういう認識でいいですか。

環境施設課長

先ほどのお話の中で、実際に歳入として上がっておりますのはゴミ袋等ですね。ゴミ袋、それから差額シール、それから窓口業務ですね。クリーンセンターの窓口のほうで実際に従量制でいただいておりますので、その金額を合わせた中が5億3千万円ということでございます。

川上委員

質問の意図が分かりにくいのかな。市民が負担してるのはそれだけなのかということ聞いたわけですよ。

環境施設課長

大変申しわけございません。市民の皆さんからは税金をいただいております。

川上委員

最近、政府が似たようなことを言うんですよ。社会保障費というのはこれぐらいかかってますと。そのうち消費税はこれだけしかありませんと、今のところ。だから、残る分も消費税でまかなわないといけないのでとか言ってるでしょ。そんな発想になると大変ですね。飯塚市も合併前は、先ほど言ったように、ごみ袋無償でやってきたわけですからやれてたわけですよ。4町もそうでしょう、多くが。だからね、市民がごみ袋代だけを負担しているというのは逆立ちしてます。本来税金で税金の範囲内でやるべきなんですよ。ごみ袋の有料というのは特殊な条件のもとで認めるとい法律になってるじゃないですか。だからごみ袋代をいくらでも必要なら取っていいというような話ではないんですよ。第2税金じゃないということをおきたいと思うんですよ。新日鐵の関連会社の言いなりにこれから10年間にわたってですね、2

2億5000万円飯塚市民は負担させられるということが分かりましたね。初期投資が170億円ということだったんだけど、借金はいくらですか。そして返済はどうなってますか。

環境施設課長

いま現在資料を持ち合わせておりません。

財務部長

地方債が140億円程度でございます。長いのは15年の償還でございますので、平成23、4年ぐらいで大体償還が終わる見込みでございます。

川上委員

その15年というのがですね、減価償却なんですよ。だからこの15年を待たずにリニューアルをしないといけないというのは普通じゃないんじゃないですか。どうですか、部長。

市民環境部長

質問者はその普通じゃないという言い方をおっしゃいますけども、いま私どもはしなければ、将来的にいろんな経費の負担が増えてくるという中で早め早めにですね、こういった大規模改修等も必要だというふうに考えているところでございます。

川上委員

まあ、大金持ちの発想ですね。1基だけでやっている所あるんですよ。1基だけで休み休み、そして定期点検もきちんとこなしてやってる所もあるわけですよ。あるでしょ。できるんですよ。延命をきちんとしたいということで最初から2基、私に言わせると過剰投資をしてるわけですよ、厚生労働省の要求を待って。補助金をもらうために仕方なかったんですよ。だから1号炉を100%使ってない、2号炉も100%使ってない、そういう・・・、よく聞いてないと答弁できないでしょ。だからね、15年というけど15年使ってないんですよ、これは、2号炉とか。1号炉も2号炉も。なのになぜ15年も経たないうちに。早め過ぎるでしょう。2億5千万円を10年間にわたって飯塚市はくださいよと、更新は私たちがプランしますからといって出した資料があるでしょ。新日鉄グループが2億5000万円になりますよ、あるいは今年で3億1200万円になりますよっていう見積書の根拠数字があるわけでしょ、あなた方がチェックしたという。どれくらいの資料ですか。

環境施設課長

10年につきましては、だいたい実施3カ年の計画の中でいろんな形の中で検討しております。それから実際に工事的にまあこれくらいかかるだろうということではやっておりますが、今年につきましては見積をいただいた中で予算計上の約3億1200万円という形で計上させていただきます。

川上委員

そんなこと聞いてないんですよ。向こうがこんだけかかりますよと、今年であろうが10年間であろうがかかりますよというふうに言ってきたわけでしょ。その根拠資料があるでしょ。3億1200万と書いた紙だけ持ってきたわけじゃないでしょうも。どのくらいの資料を向こうが持ってきたのかと聞いているわけです。

環境施設課長

今回の実施にあたりましてはいろいろな検討をいたしております。いま私持っているものにつきましても、それぞれの状況等々考えた中でページ数でいいますと20ページ程度というふうに考えております。

川上委員

環境ソリューションは何ページぐらいですか。それから、日鉄エンジニアリングは何ページぐらいですか。

環境施設課長

今回出ておりますのは、日鉄環境プラントソリューションズの本社のほうから出ております。すべて日鉄環境プラントソリューションズのほうから出ております。

委員長

違う、何ページくらい出てるかということ、資料が。

環境施設課長

細かくは数えていませんが、だいたい20ページ程度じゃないかなと。それが日鉄環境プラントソリューションズから出ております。

川上委員

環境ソリューションから20ページぐらいの資料が出てるんだけど、それは3億1200万円分だけですか。それとも10年間分が入ってるんですか。

環境施設課長

今回の資料につきましては、だいたい本来は数年程度でやりたいという形で考えておりましたが、なかなか財政状況が厳しいということで、平準した形の中で約10年。ペーパー的にもらっておりますのは概算、実際に資料的にどういうものをしなくてはいけないかということで、5ページ程度の資料でございます。

川上委員

いま答弁が分かりにくかった。申し上げないけど、もう一度。5ページというところが特に分かりにくかったんですよ。どういうことですかね。

環境施設課長

全体の計画図と、それからいま私がお話ししておりますのが今回の22年度の計画という形の中で、5ページほどの資料をいただいておるという状況でございます。

川上委員

合わせて25ページのものが出たということなんですね。

環境施設課長

実際、具体的にそれぞれ検討資料をいただいておりますので、いまお話ししているのは20ページ中の5ページということで理解していただきたいと思います。

川上委員

まあ私からすればですね、この数年の間に三菱からいろいろ言われて、そして20数億円の今は役に立っていない鯉田工業団地を市民はたくさん大変な借金からわされたと。新日鉄のグループ会社言いなりにわずか20ページぐらいの資料で、10年間22億5千万円、責任を負ってくれというふうに飯塚市民は言われてるわけですよ。もう少しまともな説明がないとはいえないですね。なぜ今の時期なのかと。借金返しも終わっていない、つまり減価償却も終わっていない。炉は2基あって少しずつしか使っていないでしょ。それなのにもう改めていくと。どうも解せないわけですよ。向こうから何と言われたんですか。なぜ今の時期に今から更新しないといけないと言われたんですか。こちらから思ったわけではないでしょ。部長さっきね、こっちから言い出したみたいなこと言うけど、そんなわけではないでしょ。そんな能力ないんだから。向こうが新日鉄経営みたいなものでしょ。向こうがなんと言ってね、更新計画をやりましょうと言ってきたのかね、それをお尋ねします。

環境施設課長

今回通常整備と大規模整備という形で位置づけておるんですが、基本的に熔融炉施設につきましてはだいたい整備計画で15年と、通常20年を1世代という形で位置付けしております。現在施設につきましては長期使用することにより、日常の点検整備保全をしつつ、1台の中間である10年を節目に整備の更新を行うと。そのことによりまして機能を回復させ、施設の寿命を約30年程度延ばすことが可能であるという考え方でございます。このことにつきまして

は環境省が掲げております補足マネジメントという考えでございますが、日常の施設の機能診断を行い、計画的に補修することで、機能を回復させ施設の延命化を図るという考え方でございます。現在稼働中の溶融施設につきましては平成10年4月から供用開始以来12年の使用が過ぎ、施設の各部に老朽化が著しいということで、摩擦それから腐食した設備を改修することによりまして機能を向上し、省力、省エネ化、炉の安定を図り、今後さらに20年近くもたせるといった考え方のもとで、計画を立てさせていただいております。

川上委員

私はあなたがたが、この建物を建て替えると言うんじゃないかと、ずっと心配しておったんだけど、更新いいじゃないですか。延命を図るのはいいですよ。しかし、経過と額が不透明だと言っているわけです。なぜ今の時期からしないといけないのか、この額はなぜなのかと。それで新日鉄のグループ会社が、あなた方にいつどういう点を言ってきたのかを聞いてるんですよ、さっきから。向こうがあなた方に、どういう点を、いつしたかを教えてください。

環境施設課長

今回、1番メインになっておりますDMA、中央制御施設の中のところございますが、その中には生産中止を行った機器や修理が不可能という機器が存在するというところで、今アナログ方式からデジタル方式に移行していると。なかなか部品供給が困難であるという状況の中で、早期電気計装関係を中心とした中の更新をしないと清掃工場がいつストップするか分からないという状況であるということで、報告を受けております。約3年程度前にそういう話しが生まれて、2年ぐらいいろいろ協議した中で今回補正予算で計上させていただいたという状況でございます。

川上委員

3年程度前というか、22億5000万円を市民に要求するにはあまりおおざっぱすぎないですか。いつこういう文書が出たと、それをこういうふうに検討したんだというのが答弁できませんか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 18:17

再開 18:17

委員会を再開します。

市民環境部長

私自身も直接関わったわけではありませんけども、私を知る限りでは平成20年度にはこの大規模改修については実施計画を立てた時期がございます。当然、通常の運転業務中でも、確かどうかしたら、どこか止まるんじゃないかといったふうなところに陥った、確か状況があったというふうに私も聞いたことがございます。そういう中でこの大規模改修の必要性を改めて認識し、その後いろんなところの、確か3、4施設だったというふうに覚えてはいますが、同様の施設の研修にも課長等が自ら出て行って、そして必要性がどうなのかということも認識した上で、今回の、確かに質問者、先ほど言われましたように15年前と言われますけども、今するべきであろうというところで、今回予算計上したわけでございます。

川上委員

確か炉が止まるような事態があったと思いますと言われましたね。いつのことですか。どういう実態だったんですか。

環境施設課長

3年ほど前に、雷が落ちまして電気計装関係の一部がやられたという形の中で、なかなかその発見が難しいということで、今委託しております日鉄環境ソリューションズの所長が参りま

して、原因が判り次第復旧にあたるが、部品によってはなかなか手配が難しいということで、最悪の場合1カ月程度止まることもということでお話を受けたことがございます。幸いにして、その辺につきましては、耐用部品がありましたので、一応対応した中で早急にその分について修理して事なきを得たという状況でございます。

川上委員

老朽化したから雷が落ちたんですか。そういうわけでもないでしょ。大体雷が落ちるに決まっているじゃないですか。だから雷が落ちて平気なように作っているでしょう。それを管理するのがその会社の仕事でしょう。そして、こんな長期に使う施設を途中で部品がありませんとか、生産中止ですとかないでしょう。パソコンみたいに最初から何年ごとに、どんどん変えていくというのが分かっていたら、また別でしょうけど。それでももう少しサポートしなければいけないでしょうけど、そんなことはないでしょう。それで、しかも清掃工場がしばらく止まっても平気なんですよ。2週間ぐらい止まっても平気なんです。それから一ヶ月止まったら、よそに頼めばいいんですよ。2週間止まっている間は、ずっとかき回していればいいでしょう。乾くからちょうどいいじゃないですか。燃やさなくても。だからあなた方が、我々にとってあなた方に都合がいいというか、新日鉄グループの言いなりになっている姿が見えないような情報だけを言うけど、そんなことはないんですよ。それより新日鉄がいろんな提案をしてくれているらしいけど、新日鉄はあなた方に愛知で自分達の施設が水蒸気爆発を起こしたことについては、連絡してきましたか。

環境施設課長

今委員ご質問の中で、愛知県の東海市清掃センターというところが事故を起こしたということについては報告を受けています。これにつきましては、これはあくまでも飯塚市の、要するにシャフト式炉ではございません。流動式、要するに階段式ストーカー炉の焼却灰を灰溶融という炉でございます。そこにつきましては、実際に炉内の状況を確認中異常が発生してそういうふな爆発を起こしたという報告を受けております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 18:23

再開 18:40

委員会を再開します。

川上委員

先ほどから言ってますがまだ時期を迎えたとは考えられないのにね今年度から10カ年にわたってね、22億5000万円の負担を市民に押しつけ始めるといのはどうにも合点がいかないわけです。その理由についても、もう部品がないとかね、わからんことを言うわけですよ。新日鐵が。ところが、いろいろ説明を聞いてみるともう既にごみ袋値上げ、昨年首長がする前から、1年前からこの大規模な更新が必要だということね、25億だとかいろんな数字が出てくるわけですよ。で、ますます納得いかないわけです。それで、水蒸気爆発のことも言いましたが、新日鐵は都合の悪い情報はあなた方にきちんと報告をしていない。あなたがたどういふふうにごみ袋の調査はかわかりませんが、中途半端なことしか知ってませんよ。いつ知ったかも問題だ。それで、非常に不透明だと思います。実は、もう簡潔にしますけど、旧飯塚は、今のクリーンセンターの導入に当たってはね、さまざまな疑惑というか問題をね、生じたことがあるわけです。もっとひどく言えばですね、土地の問題をめぐる、用地の問題について太洲会系の指定暴力団が鉅業権を盾に税金をかすめ取るということまであったわけですよ。それを市民が、共産党の議員も立ち上がってね、裁判で、福岡高裁で勝利して取り返すというようなこともあったわけです。そういったことについては、名指して失礼かも知れませんが、市民環境

部長はご存知ですか。どういう教訓を持っていますか。

市民環境部長

正直申し上げまして、私も環境整備課長を3年間とさせていただきましたが、その間におきましては、今言われますようなことは直接は聞き及んでいません。今回のこの質疑打ち合わせの中で、そういうことをお聞きしましたけども、担当の方も課長の方から聞いております。先ほどからの、この大規模改修につきましてもそうですがいろんな意味で今後につきましては適正にまた適切にですね、私自身も例えば、日鐵さんの方とも、私自身が余り対応しておりませんので、十分なですね協議またはいろんな御意見を聞きながらですね、繰り返しになりますが、適正、適切にやっていきたいと考えています。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の、質疑を許します。質疑ありませんか。

柴田委員

通告外で申しわけありませんがお尋ねさせていただきます。予算書15P no 高齢者福祉費、19節地域介護、福祉空間整備等補助金ということで、資料の中の3ページにございます。既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備に対し補助、9事業所とありますが、この9事業所はもう既に設備をされたところか、今からされたところかお尋ねします。

介護保険課長

計上しております、地域介護福祉空間整備等交付補助金につきましては、市所内のグループホームのスプリンクラーの整備に対する補助でありまして義務づけされてる施設で予定されてるのが、平成21年度に残りの9事業所を平成22年度に計上させていただいております、これからの事業でございます。

柴田委員

その事業者の方からの質問がありまして

柴田委員

今回のこの取り組みは国の補助で全額補助がされるということなんですけど、この設備をするときに、まず事業所が先に工事費を払わなくちゃいけない。工事費を払ってしまわないと、補助金が後にしか出てこないということ。事業所は今大変厳しい状況の中で、そういうふうに先に工事費を出すということは大変難しいことであるので、何とか後に入ってくるということであれば、何とか市の方が対応していただけないか、先に事業をしていくのに、やはり事業者としては、小さい事業所では大変でありますということで、あっております。そういうことは、市の方には来てないんでしょうか。

介護保険課長

平成22年度の事業につきまして、実は既に事業者さんの方に説明会を催しておりますけれども、現在のところそういった問い合わせ等は直接あっておりません。

柴田委員

実際、小さい事業所の方は、やはり火災が年間、やはり大きい火災があっておりますね、こういう事業所、グループホーム等の。そういうことがありますので、設置はしなくちゃいけない。工事費がないということで、大変悩んでいらっしゃる方がいらっしゃいます。出来ればそういうことも聞いてあげていただいて、今後のそういう取り組みにですね、色々と応じてあげていただきたいなと思っております。これがスプリンクラーの設置の期限は何時までかあるんでしょうか、何時までにしなさいということは。

介護保険課長

消防法施行令の改正で、平成23年度、平成24年の3月までに義務付けがされております。市内の対象事業所に意向調査を行いましたのは平成21年度中ですけども、すぐ着手できる

事業所さんが5事業者さんございましたので、平成21年度に事業費を計上しまして、実際は繰り越しておりますけども、22年度に繰り越しております。残りの9事業者さんにつきましては、平成22年度に着手するという意向をいただいておりますので、22年度に飯塚市内でつける義務のあるグループホームさんについては完了する予定になっております。

柴田委員

是非また、そういうことで悩んで、今資金繰りをどうしようかという方々がいらっしゃいますので、またよろしく、そういう配慮もお願いしたいと思っております。次の項目で先ほどありました16ページ、民生費の児童措置費、19節ですね、病児・病後児保育施設の件で、先ほどもありましたが、これは、本当に今どこの施設かはっきりおっしゃっていただけませんでしたけれど、今現在、1箇所飯塚市にあることは、働く女性にとって大変今助かっております。本当に、我が家も娘が働いているんですが、他市から引っ越してきました、最近。他市から飯塚市に預けにきておりました。その時は、確か4000円くらいかかっていたと思いますが、こちらに入ってきて、飯塚市に來まして、今2000円ということで、本当に仕事をしていく女性には、大変有難いものです。それで、旧飯塚市で、或いはどこかよその本当に飯塚市の働く女性の方々が本当に使用できる場所に是非そここのところを考えていただいでですね、設置をよろしくお願いしておきます。これは、要望させていただいておきます。よろしく願いしておきます。次に、3項目の17ページ、衛生費の3目、13節の健康づくり推進費の中の保健事業健康診査委託料ということで、今回女性特有のガン検診推進事業がありますが、前年度は、国の10割補助と言いますが、全額補助がございましたが、今回これに2分の1というふうに書いてありますが、残りの2分の1というのはどのようになるのかお尋ねいたします。

健康増進課長

質問者言われるように、平成21年度は補助率10分の10で実施をしております。今年度は、国からの補助率が2分の1に引き下げられておりますので、残りの2分の1は、単費で出すようなかたちになります。

柴田委員

飯塚市として、それを補助していかれるということになるわけですね。これで何とか皆さん、今回も安心してこの検診を受けることができます。今、本当にいつもお耳にされてあれなんです、子宮頸がんも年間15,000人の人が発症して、3,500の方が年間亡くなっていかれる。その中に若い女性の方々が多くなってきているということですので、是非これも、本当に来年も続けていっていただけるように是非お願いしたいなと思っております。それと、それに伴わせて、いつも子宮頸がんワクチン接種の件でお伝えしておりますが、今日の新聞に、静岡県三島市、人口が112,000人の三島市が、小学6年生と中学3年生の女児を対象に今年の秋からワクチン接種を全額公費助成で行うとなっております。どうぞ、このことも飯塚市も心に銘記していただいて、健康な女性が本当にまた、子どもたちを育てていく時代を作っていくように、是非この部分を配慮していただくことを要望して質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

原田委員

さらっと、お聞きさしていただきたいと思えます。16ページになります。先ほどこれ何人か、もうご質問ございました。病児・病後児保育施設整備事業補助金ですね。これで500万計上されております。前回の予算の時に、これ確か私申し上げましたけども、これ本当以上に素晴らしい制度であると、このように考えておりますが、その中で大事なものは、これを市民の皆様にも周知徹底していただくことが一番重要ではないかというような質問をさせていただきました。その後、周知徹底を図るということでございましたけれども、現在どのようなかたちで

広報活動というか、そういうことをされてあるのか、お尋ねをいたします。

保育課長

前回の3月の予算委員会の中でも原田議員の方からご指摘があったというふうに思います。本年度におきましても、市報の5月号において市報掲載、市報が一番いいんじゃないかというご意見もいただいておりますので、市報の方に掲載しております。そしてまた、現在ホームページの方にも載せております。それから、PRチラシ等作成いたしまして、そして、公私立の保育所とか、或いは幼稚園等に配布して、或いは学校の方に配布いたしましてするような計画をしております。市報についても1回に限らず何度もというようなことを前回ご意見をいただいたというふうに思いますので、その点も配慮したいと思っております。

原田委員

前回おっしゃったこととあまり変わってないんですね。一番いいのはですね、入学式だったと思うんですよ。保育所、幼稚園小学校、この入学式の時にですね、きちっと保護者の皆さん、結局保護者が知っているか、知っていないかじゃないですか。例えば、入学式だけ来られない方もいらっしゃるかも知れないです。だからその時点でですね、何らかのかたちでやはり保護者の皆さんに周知徹底していただく。もし、皆さんの子どもさんが、もし病気になって、この前の予算委員会で言いましたように、仕事まで辞めなきゃいけないようなことになるかも知れない。そういうときでも、こういう制度があるんですからということですね、やはり是非とも知っていただきたいと思うんですね。果たして、その市報はもうとにかく一番、普通の市報ですけどね、そういう保護者に対して、対保護者ですよ、要するにこれは。小さい子どもさんが病気をされて、退院されて、すぐ預かるわけにいかない。保育所の方だってちょっとまだ無理ですと、子どもの世話しなきゃいけないのでどうしようもないから仕事を辞めなきゃいけないかなというのは、そういう困った方のための制度でしょ、これ。突き詰めて言いますとね。ですから、本当に素晴らしい制度ということをやっぱりもっと保護者の皆さん中心に分かるようにですね、とにかく、学校の方ともこれ教育委員会の方、教育部局ともやっば連絡とらなきゃいけないと思うんですよ、保育課単独じゃないんです。それから、幼稚園ちゆうたらどこになりますかね。やっば教育委員会でしょ。だから、そうなんです。幼稚園、小学校、教育委員会、それから課長のとこの保育所ですよ。だから、ここが連携をとってきちっとやっっていくということですね。是非お願いをしたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

15ページですね、民生費、社会福祉費、第2項 高齢者福祉費の中の19節 負担金補助及び交付金の中で、介護基盤緊急整備補助金が掲載されておりますが、これについてはですね、概要説明の中で説明書の中の3ページには、小規模多機能型居宅介護施設2施設開設、地域密着型介護老人福祉施設1施設の開設というふうになっておりますが、これについてはですね、市報等ですね、こういうかたちで補助金を出しますということで、説明会と公募等があったというふうに記憶しておりますが、もう締め切られたんじゃないかと思うんですけれど、何施設ぐらい、どういう方々がこれにですね、応募されてきてるのか、それ点、もうお分かりになります。

介護保険課長

希望者説明会を3月下旬に行いまして、受付を先週の金曜日に締め切っております。残念ながら、小規模多機能居宅介護事業所については、2事業所を公募をかけておりましたけども、1施設も手を挙げられていた事業所さんがございました。一方の地域密着型特別養護老人ホームの特養の方につきましては、締め切り段階で7事業所さんが応募されております。

締め切っております。

道祖委員

もう一度確認ですけど、小規模の方はいなかったと、そういうことですか。地域密着型の方は7つの方が応募されたと、これからですね、7社から一人選ばなくちゃいけないというのは、大変だと思うんですけど、そのところのですね、選択の基準等があったかと思えますけれども、私、1施設ですからね、私は7施設希望があれば、7施設の補助金があれば一番いいなと思っているんですよ。というのは、高齢者の方々がね、やっぱり多くなってきて、私も親を抱えて、施設を探したら中々満所ですね、ないという現実がありますので、できれば応募が7つ施設あったらそれに全部許可というか、補助金出せるのが一番いいかなと思えますけど、現実的には無理な話でございますけれど、その中でですね、やはり自分の親を預ける身からするとですね、やはり安全・安心な施設がいいというように、やっぱりいろいろ施設見ててですね、思うわけなんです。それで、これどういう形で7社から1社選ばれるか、ちょっと分かりませんけれど、出来れば、今言ったように、安心・安全の立場からですね、やはり経験があるとか、いろいろ何ていうんですか、充実してるとか、いろんな観点があると思いますが、そのような審査基準をですね、分かりやすくこう、やはり示してですね、入居を希望される方々にしつつく言いますが、やはり選択するときね、安心・安全ということが大事だと思いますので、その辺の配慮をお願いして、いい人たちというか、いい業者さんを選んでいただきますようお願い申し上げます、終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですから、第2款、総務費から第4款、衛生費についての質疑を終結いたします。

次に第5款、労働費から第7款、商工費、17ページから20ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております17ページ、労働費「臨時職員賃金について」から「就労者共済金交付金について」までの川上委員の発言を許します。

川上委員

17ページ5款労働費、1項失業対策費、一目ですね。賃金に臨時職員賃金96万円が計上されています。この内容の説明をお願いします

土木建設課長

この臨時職員の予算でございますが、土木建設課に配置されており、旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業で主に現場での測量補助を行い、また同建設課内において設計書の製本、図面印刷、図面折等の職員の補助作業を行っております。

川上委員

基本的には現場におられる方ですか、庁舎内におられる方ですか。

土木建設課長

基本的には庁舎内でございます。

川上委員

続いて11節の需用費ですね、消耗品費211万5100円ですね、この内訳、何に使うのかわかるようにお願いします。

土木建設課長

消耗品費の内訳でございますが、コピー用紙類、プリンタインク及びトナー、測量機材、これはポールとか巻尺、それから図面袋類、それから歩掛等の土木工事書籍関係図書、その他事務用品として電池、表紙、用箋バサミ、ファイル、コピー、パフォーマンスチャージ、コンベ

ックス、野帳、木杭、ボールペン、ペンシル、消しゴム蛍光ペン等事務用品の一式でございます。

委員長

それだけの消耗品がですね、この旧特定地域開発就労事業従業者暫定就労事業費としているわけですか。

土木建設課長

必要なもので予算計上をさせていただいております。

川上委員

これは誰が使うんですか。

土木建設課長

職員でございます。

川上委員

現場のお仕事を請け負った会社が使いに来るといことはないわけですか。

土木建設課長

それはありません。

川上委員

次にですね、18ページですけど工事費ですね、三軒屋工場団地線道路新設工事1億1448万、この道は市民はいつから利用できるようになりますか。

土木建設課長

来年23年4月1日に供用開始予定でございます。

川上委員

この道を通るとどういったいいことがありますか。

委員長

川上委員「いいこと」というのはそのままですか。

土木建設課長

炭鉱跡地の解消、それから地域の環境改善及び交通の改善を図るために新設してるところでございます。

川上委員

今3つ言われましたね。もう一度ゆっくり言ってもらえます。

土木建設課長

炭鉱跡地の解消、地域の環境改善、及び交通の改善でございます。

川上委員

市民がその道を通ると炭鉱跡地の解消につながる。この炭鉱跡地はどこにあるんですか。

土木建設課長

道路周辺でございます。

川上委員

それは三菱と麻生が助かるだけの話でね。土地を市に買ってもらって、真ん中に道がとおるわけだから助かるだけの話で、通る人には余り関係はないでしょう。それから地域の環境改善というのはどういったことを言われてますか。

土木建設課長

何と申しますかボタ山跡地とか荒廃したようなところに道路を作って環境の改善を図るといことです。

川上委員

道は既にあるわけですよ。周囲に。それで、三菱か麻生がどうしても造りたいんだったら自

分で造る。私道でなくて公道にしたいのだったら寄付をする。普通のことなんです。逆なんです。土地は買ってやる、税金を投入して道をつくる、滑走路みたいな道を造るんですよ。3番目に交通の改善と言われました。これはどういう意味でしょうか。

土木建設課長

口原・稲築線を回って嘉麻市へ抜ける部分が短絡して直接行けるといふうなのでございます。

川上委員

1日当たりどれぐらいの車がそこを通過して、1台あたり何分ぐらい短縮できますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 19:09

再開 19:11

委員会を再開いたします。

土木建設課長

交通量については把握しておりません。短縮時間としては5分程度ではないかというふうに考えています。

川上委員

それで、三軒屋工場団地線道路新設工事業全体ではですね、出来上がりまでは幾らかけることになりますか。総額で。

土木建設課長

18年度に着手いたしまして12年度完了予定でございます。トータル工事費といたしまして6億7400万円程度を予定しております。

川上委員

入札が何度も行われていますが、落札率が非常に高いことは御存じだと思いますけど、何ぐらいですか。平均で。

土木建設課長

平均は出しておりませんが22年度でいくと、1工区が82.65%、2工区が82.47%となっています。

委員長

近年は下がったわけですね。高いときのことはおぼえていませんか。

土木建設課長

18年度1工区77.8%、2工区を97.17%19年度1工区98.22%、2工区を99.27%、20年度1工区は78.5%、2工区は77.7%3工区は82.5%、4工区を82.6%21年度1工区は83.42%、2工区は83.29%3工区は84.6%、4工区を90%以上でございます。

川上委員

それで基本的には道をつくるというよりは就労事業ですから、ということなんです。それで、私は同じ就労事業を行うんだったら、もう少しやりがいのある仕事をさせてもらえないかと、そういう声聞くわけですよ。ところが前の建設部長はこの仕事以外にはできないんではないかと思われてきたわけですよ。だから、もう少し考えようがあるんじゃないかと思ってきたわけですよ。そこでですね、負担金補助及び交付金の中に、就労者共済会交付金19万4000円があります。どういう主旨の交付金かと思うんだけど、追加資料の中に出していただいております。どういう主旨の団体で、どうしてここに交付金を投入するのかお尋ねをしたいと思っております。

土木建設課長

まず交付金の目的でございますが、就労者規約に基づいて自主的に組織を運営する共済会に対しその運営費の一部を助成することにより、就労者の福利厚生を増進を図ることを目的としておるわけでございます。資料の決算書を見ていただきますと慶弔費、療養見舞金等々の部分でございます。

川上委員

これはこの共済会が2つあるんですね。22人で構成するものと10人で構成するものと、そうですか。

土木建設課長

1つが飯塚暫定特開事業就労者組合共済会、もう1つが特開嘉穂就労者組合共済会という2つあります。

川上委員

この事務所はどこにありますか。

土木建設課長

事務所としてはありません。

川上委員

解放同盟の飯塚市協ではないんですか。

土木建設課長

それは違います。

川上委員

事務所はないわけですか。代表者の住所が連絡先ということなんですね。しかし電話帳には特開組合の電話番号は解放同盟と同じところになってますけど、もう変わってますか。

土木建設課長

すみません。そこはちょっと把握しておりません。

川上委員

余り長くしてもと思うんで、少しだけ聞きます。13ページの決算書があります。県の補助金と市の補助金を合わせると会費を上回る収入があるんですね。それで支出は例えば会議費5万8300円、研修費が3万9580円あるわけですけども、退職記念品料5万円というものもあります。この会議だとか研修費を含むこの決算についてですね、市からこういったところで研修をしたかとかですね、どういう会議をしたかとかいうことは聞いたことがありますか。

土木建設課長

それは確認はしておりません。

川上委員

そういうことを確認しないで19万4000円もですね、交付していいのかということなるんですね。どう思われますか。

土木建設課長

就労者の福利厚生として使用されておるといふふうに考えております。

委員長

続きまして「緊急雇用創出事業委託料等について」、兼本委員の発言を許します。

兼本委員

お尋ねいたします。この事業概要をちょっと説明してください。

商工観光課長

今回の補正予算に計上しています緊急雇用創出事業についてでございますが、国において追加協議がありました重点6分野のうち市の直接事業でございます慢性腎臓病予防対策支援事業、

委託事業としまして介護雇用プログラム事業外国人生活支援冊子作成事業の3事業、合計事業費2303万2000円について予算計上をさせていただいているものでございます。

兼本委員

3事業あるという中でですね、慢性腎臓病等につきましてはもうあれしますけど、介護雇用プログラム事業ですか、この点についてどのようなものが説明してください。

介護保険課長

計上しております緊急雇用創出事業委託料中の介護雇用プログラム事業は概要を説明しますと、現在失業をされてある方で介護に関する資格を有しておられない方を介護事業所において雇用していただき、その事業所で介護補助員として従事しながら介護に関する資格、本市が採用しておりますのはホームヘルパー2級でございますけれども、2級を取得してもらおうとする事業でございます。雇用期間中の賃金、事業者負担の法定福利費それと合わせまして養成期間におけます先ほど申しましたけども、ホームヘルパー2級を取得するための受講料を含めて、委託契約を行いまして市で負担するものでございます。雇用期間としては最長6カ月を予定しております、ヘルパーの資格を取った後も期間最長6カ月までは事業所において雇用可能という事業でございます。

兼本委員

失業者ということですから、対象者はもうどんな方でも結構だということになるわけですか。間違いはないですね。じゃあこの介護施設ですね、介護施設はどのくらいの施設で、何人採用になるわけですか。

介護保険課長

介護保険課の事業としましては介護の事業所をしてある事業所についてはすべて対象事業でございます。これは国で示されてあります基準がございまして、1事業所2人までの雇用という上限設定がされてます。予算計上しておりますのは8事業所16人の事業委託料を計上させていただいております。

兼本委員

今非常にですね、失業者の多い中で求人倍率も相当低い中ですから、16名の雇用というのは今の説明だと1年間で16名が働けるということですのでかなり希望者もいるんじゃないかなろうかと思うわけですが、1事業所2名16名を選定する方法はどこでやるわけですか。

介護保険課長

資料にもありますとおり、この事業が庁内で説明会を催されましたのが3月下旬でございます。それから介護保険課の方で、事業所さんのほうに意向調査を行いました。あわせてホームページにも掲載しておりますけども、その中で手を挙げられた事業所さんが8事業所さんございましたもんですから、その8事業所さんに対して事業委託をする予定にしております。雇用につきましては対象者が失業者でありますことから、ハローワークを通じて事業者の方から直接雇用していただく手続きになります。それと6カ月の臨時的な雇用契約を結ぶ事業所さんと、失業者の方とで雇用契約を結んでいただきますことを条件に、うちのほうで市と事業所さんが委託契約を結ぶという形になっております。

兼本委員

失業者だからだれでもいいと、年齢とかなんとかだれでもいいということですけど、事業者が雇うということになればある程度やっぱり年齢とか性別とかですね、そういうものはやっぱり偏ってくるんじゃないかなろうかと思うんですね。本当に困った人が働けるということになるのか、どうかなあというような危惧するところもあるわけですが、その直接事業者が採用することについて委託する行政側としてはですね、その採用する人たちに対しては、条件は失業者ですね、あと何かそれについて申し入れがあったときには、どういうふうな形で選

定して採用してくださいよというような申し入れとか制限とか要望とかそういうものはしたわけですか。するわけですか。

介護保険課長

意向調査をさせていただく折にどれだけの事業所さんが手を挙げられるかというところが未知数だったんですけども、結局手を挙げられた事業さんというのは結構大きな事業所さんが多いでございます。といいますのがやっぱり一人の未経験者の方を抱えて教えながら、実際の実務をするというのはなかなか大変なようであります。現実上は大きな事業所さんが、従業員も余裕のある事業所さんが教えながらということが実態のようにあります。この応募された事業所さんについては、6カ月の臨時雇用ですけれども最終的には自分のところで雇用されることを目標にされてありますもんですから、今委員が申されますようにだれでもという、最終的には雇用が目的です。その程度将来的に可能性のある方を採用されるということになるかと思えます。そこ辺のところにつきましては事業主と雇われるサイドとの契約になりますので、行政サイドからこういう方をというような条件提示はしておりません。

兼本委員

だから今言ってるんですよ。本当に働きたいと、働かないと生活できないという方があってかなり年がいったとしても、じゃあ若い人と年とった人では将来的に採用しようとするれば年齢の若い人になるかもわかりませんね。そうなりますとこれは国のお金を使って、そして2級の資格を取る養成講座を受けながら、2級のヘルパーの資格と出せるという最終目標はあったにしてもですね、ある意味でいうと国のお金で事業者に委託するわけですよ、あとは事業所にお任せですよということであれば本当に働きたい人が働けるのかなという心配があるわけですけど、その点はもう事業者お任せですから私は知りませんよという形で、今の答弁であったらそんな答弁ですけどね、それで果たしてその緊急雇用対策という国の制度が十分に満足できると思えます。

介護保険課長

言われるとおり事業者さんのフォローアップは行政サイドも行っていきますけども、こればかりは最終的に6ヶ月の臨時雇用されて事業者さんの意向に合わなければそこで打ち切られるケースもあります。ですので、行政サイドがそこに条件をつけるというのも限界がございますので、言われるとおり職を求めてある方に対して採用するほうの立場が結構重んじられるところがあるかと思えますけども、それ以上ちょっと現実上は立ち入ることが難しいのかなと思っております。

兼本委員

同じことを何度も繰り返すようですから、あれですけどね。しかし国のお金でやるわけですよ。最終目的は2級のヘルパーの資格を取らせるというのが目的でしょう。事業所に働かせるというのが目的じゃないんでしょう。働きながらということですから例えば1カ月あたりいくら支払うのか知りませんが、そういうものを委託してあなたのところにこの賃金を国のお金を払って入れるから、言ったら悪いけど研修として受け入れてくれませんかというような形はできないわけですか。6カ月間だけは国のお金で払うんでしょう。雇用やないでしょう。6カ月だけは研修というような形で取り入れるのであればですね、本当に働きたい人を本当に介護に従事したい人たちを選んで、そういう人たちを研修という形で委託するというような考え方はできませんかね。事業者にお任せというようなことになると、私は事業者等が選ぶのであれば行政が本当に緊急雇用対策で雇用の確保をしてあげようという気持ちが伝わらないんじゃないかなと思うんですけど、そんなことはできないわけですか。

介護保険課長

求人広告等でも介護従事者の募集については、ほとんどヘルパー2級の資格を持ってある方

とか、介護福祉士を持っている方というような条件がほとんどの求人広告誌に載っ取りますけれども、この事業そのものは最終的な目標が資格を取ることも1つの目標ですけれども、基本的にはその事業所で継続して働いていただくということも1つ目標に掲げられております。必ずしも義務づけじゃございませんけども、そこでの臨時期間雇用をされた方を継続して雇用していただきたいというようなことも要綱の中でうたっております。最終的にその8事業者さんに条件にあわないケースも出てくるかと思えますけれども、そういった場合につきましては今委員が申されますようにヘルパー2級の資格を取る手助けをしてくださいというような形でのお願いはしようかなと考えています。

兼本委員

結局このお金は直接行政から働きたいという人に渡すという制度はだめなわけですね。どうかの施設を通じないと支払わないという制度ですか。

介護保険課長

先ほども申しましたとおり、賃金、事業者負担の法定福利費、ヘルパー2級の養成所で受けます受講料も含めて委託料の中で、事業者さんと市とが委託契約を結ぶものでございます。

兼本委員

ということは直接行政が採用して研修というような形で送り込むということではできないということですね、制度としてはね。できないということでしょう。できないならしょうがないですね。しかしこれは例えば給与としては1カ月いくらで、それから受講料の費用はいくらぐらいになるのですか。

介護保険課長

実はこの事業の福岡県では平成21年度は県事業として行われておりました。その賃金ベースを基本に一人1カ月賃金では14万700円、それと法定福利費として1月2万6500円、それとは別に受講料につきましては一人あたま10万5000円という賃金設定をさせていただいております。

兼本委員

最後にしますけど、いずれにしましても国費を使ってやるわけですから6カ月でホームヘルパー2級の資格を取ったら、行政からの援助がないからもう要りませんよというような形で雇用契約を切られるようなことのないように、今最初にいったように6カ月、最長1年間はというような形でそれも義務づけていないということですよ。でも趣旨はそういう趣旨ですからね。長く勤められるようにですね、せっかく税金を投入してある意味ではその事業所に対しては2級ヘルパーを取らせるために素人を入れたら邪魔になるかもわかりませんが、しかし1、2カ月すれば仕事のあれにはなりますよ。そうしたら言うたら悪いけど、事業所は国のお金をもらいながら人間を6カ月間雇用できるわけですから、そんなに事業所も損になるような話はないと思いますからね、お互いにやっぱり雇用が継続できるように、6カ月で終わるとかそういうことのないようにひとつ行政側としても事業所のほうに強く指導じゃないけどお願いをしながらですね、この事業を取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

委員長

続きまして同じく「緊急雇用創出事業委託料について」、川上委員の発言を許します。

川上委員

じゃあ簡潔に、新卒予定者で職の決まってない方がこれだけおられるということを前の議会でお訪ねもして、その方たちの就職に一人一人についてまで責任を負うようにならないかという質問したことがあります。その方向で努力をするというような答弁だったと思うんですが、今度3事業があるんですが、新卒で中学あるいは高校を出て仕事がないという方の状況は把握されていますか。

商工観光課長

新聞また公共職業安定所等の会議等で就職状況の厳しいお話はお伺いしておりますが、実数等は申し訳ございませんが把握はできておりません。

川上委員

どうしたら把握できるのでしょうか。

商工観光課長

各学校関係の就職担当等々と意見交換、連絡を取りあえば現状というのは把握できようかと考えております。

川上委員

それはもう行われているはずなんですよ。行っていないということですか。

商工観光課長

例えば市内3大学につきましては、今大学等に就職関係の照会等もさせていただいておりますが、まだ結果等はまとまっていないというふうに聞いております。

川上委員

本人が希望すればというふうに言っておったと思うんですよ。それで市の方でもう少しこの仕事ができないのかなと、その名古屋に2人職員配置しているんなことをやっているみたいだけど、地元の若者の中で仕事がなく大変困っていると、自分は世の中で必要ないということなのかと悔しい思いもしている青年たちもいるんですよ。もちろん他にも失業者がたくさんいます。仕事がなかなかきちんとした安定したのがないという人がいるんだけど、特に学校出て、そのまま失業者ということは余りひどすぎると思うんですよ。そういった方々にいろんな仕事の紹介もあるでしょうけども、この緊急雇用事業をやるのであれば相談もする紹介もするということが大事と思うんです。検討できませんか。

商工観光課長

今議員おっしゃいましたようにこの緊急雇用創出事業につきましては、先の本会議におきましても答弁させていただきましたが、雇用の創出につきまして有効な事業と考えておりますので、この事業を活用しました雇用の拡大等を含めまして周知をはかっていきたいと考えております。

川上委員

それからこれは予算についてという膨らみ過ぎることになるかもしれませんけど、市の単独のお金を使って緊急対策の事業を組んでみませんか。納骨堂に3100万円を立ち話で決めてしまうより大事なんじゃないですか。はっきり言って。3100万円のお金があったらどれだけの事業ができると思いますか。住宅リフォーム助成事業のことも言ったことがあるんだけど、お金がないと言ってやらない、あるじゃないですかちゃんと。3100万円は借金してやるお金じゃないでしょう。税金から出す金でしょう。ですから今緊急雇用は本当に大事だと思うので、県から来るわずかなお金だけを難しい制度の中でこれはできるかできんかというような世界じゃなくて、橋本部長は自分で考えてみたらどうですか、こんなことやってみよう、にこにこしてないで。私は本会議で原田議員が一般質問している中で涙が出ましたよ。あの子どもに字を教えというくだりです。私も実は少し似たようなことも聞かされたことがあるんだけど、あなた方もそういうことに近い思いをしてみると思うんですよ。ですからお金にあるでしょう、はっきり言って。県からわずかな金じゃないですか、それでも助かる人がいるわけだから。公務員はいいなと言われてるばかりじゃなくて、公務員の仕事を今するときだと思っただけですよ。ぜひ単独でも市独自事業をやってもらいたいと、これは要望しておきたいと思っただけです。

委員長

続きまして、「強い農業づくり事業費補助金について」小幡委員の発言を許します。

小幡委員

18ページですね、農業振興費の強い農業づくり事業費補助金についてちょっとお尋ねします。これは県交付金ですから本市における税金は一切出ていかないんですか。

農林課長

仕組みでございますが、これは県に要望を出しまして県からの交付を受けられるわけですが、もとは国の補助金でございます。

小幡委員

もちろんこれは交付金でしょうから、ある事業に対して申請者がちゃんとした申請書に従って提出するんでしょうけども、この決定権はどの自治体どこの機関で決定するんでしょうか。

農林課長

まず要望というのが市を通して各関係者のほうにご紹介をしております。その要望書は市を通じて県から国のほうへ農林水産省のほうに要望が回って、採択につきましては国の決定ということになっております。

小幡委員

国の決定ですね。その事業の成果、こういった目的でという評価は国がするというので、本市においては評価委員会とか協議会とか一切設けず、国がオーケーすればスルーパスということがいいんですか。

農林課長

地元自治体を通じて補助の申請をするということで、分かりやすく申せば、流るだけという形と検査等は全部の国のほうが実績等の改善とかいう指摘の場合におきましても、国のほうからの支持になります。

小幡委員

わかりました。内容についてちょっと教えてください。今回の嘉穂農業ですね、協同組合のほう、JA側が申請しているみたいですが、この施設の規模、概要等がわかりましたら簡単に結構です、教えてください。

農林課長

今回、JA 福岡嘉穂農業協同組合が申請しております分につきましては、出荷上の新設工事となっているところでございます。規模的には998㎡、300坪ちょっと超える建物で、施設の中には対象が果樹といいますか、梅とかブドウとかの選果場が主な内容でございまして、一部、すみません柿、ブドウ、梅の出荷する場所と選果する場所でございます、一部ブロッコリーのために使用するということで、建物につきましては選果機とか事務室と、あと冷蔵庫の設置というふうになっております。

小幡委員

この推進事業の中で申請でいけば産地の競争力の強化の中での交付金申請みたいですが、過去にこの交付金を使いながら申請された団体はどこ辺の団体がありますか。

農林課長

この交付対象が、市町村、農協さん並びに農業法人等となっておりますので、一番近年でご説明させていただきたいと思っております。平成19年度に穎田にございます有限会社、法人でございますが畠中育雛場さんが排卵鶏舎の育成のために鶏舎の建設をされております。平成16年に、合併前でございますが旧筑穂町さんが米の乾燥調整施設として建物を建てられております。それから、平成15年度に今回申請と同じJA 福岡嘉穂農業共同組合さんが、そのときは野菜でございますが、野菜の収縮化貯蔵施設と出荷施設を建設。過去近年でございましたら、この三つでございます。

小幡委員

わかりました。市長も農業、1次産業の育成とか今からの、本市における産業がなかなか少ない中で農地はたくさんありますので農業の発展には市長もかなり公約ではうたってありましたけども、こういった交付金の全国的な利用頻度を見ますとほとんどJAが一番多い、もしくは三セクの農林組合とかね。そういうところなんですけども、先ほど穎田の畠中さんのところが利用されてますけども、こういった事業交付金があるよという周知は本市のほうはどのように農業従事者のほうには知らせてありますか。

農林課長

今日の農業のこういった補助金につきましては、対象が事業主体が市町村並びに農業協同組合、もう1つが国が育成しております農業奉仕集落営農組織、それと個人でやれております農地の集積をされております担い手さんとか、認定農業者に限った補助金になっております。一般の農家に対しての補助金ではございませんので、そういう組織を通じてこういう補助金を利用していただくようにしております。また別途、この強い農業づくりだけの補助金じゃなくて、別途競争力、活力ある高収益型山地事業、県の補助金等もすべてその組織についてご紹介しております。

小幡委員

最後に、先ほど国が決定権がありますので、今回の案件でも飯塚市のほうはあまり中身は見えていないかと思うんですけども、最終的には取り組み評価報告というのを、確か報告書として利用した事業体は出さなければいけないと思うんですけれども、その取り組みの結果、評価をちゃんと飯塚市のほうは、最終的には見ておられます。それだけ教えてください。

農林課長

取り組み評価ということについては、あまりあの、評価後のですね、今回近年でありましたものにつきましては、取り組み強化が当初目的に達成していないということがあり得ますので、そのときは改善計画というのをこの組織が出すようになっております。その改善計画もやはり市町村を通じて、県を通じて、国のほうに提出となりますので、すべて私ども市町村を通じてということになります。

委員長

お疲れでしょうけど、もうしばらくでございます。ご協力をよろしくお願い致します。強い農業づくり事業補助金についてから農林業、同和対策事業、国庫補助金返還金についてまで、川上委員の発言を許します。

川上委員

18ページ農業振興費、強い農業づくり事業費補助金については、追加資料をいただいておりますので質問を取り下げます。19ページ、農業土木費、太郎丸二区共同作業所建て替え等関連予算及び吉田農機具保管庫建て替え等関連予算並びに農林業同和対策事業国庫補助金返還金についてお尋ねをしたいと思います。それです、太郎丸二区共同作業所と吉田農機具保管庫については、先ほどもお尋ねしましたけど、飯塚市同和対策施設条例に規定される施設なんですね。それで、太郎丸二区にしても吉田にしても私は同和対策施設条例がいうところの歴史的理由及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域というふうには、思っておりません。市は今なおここに書いている地域に該当するという認識なんですか、お尋ねします。

委員長

川上委員、あまりさっきのとダブらないようにしてください。

人権同和推進課長

先ほどのご答弁の中でもお話ししたと思いますが、同和事業、同和対策法があった段階で同

和対策施設として地域に対する生活環境等の改善に向けて設置したという施設であります。その施設につきましては、いまだ行政財産として市が管理している中でこれらの施設につきましては、当然のことながら市が管理し、また場合によったら施設に改善等必要な条件がそろいましたら、そういう条件のもとに改善していくということで今回も提案されているというふうに考えております。

川上委員

いろいろ言われるんだけど、答弁してないわけですよ。この一条に該当する地域という認識かということを知りたいです。それ以外のことは聞いてません。

人権同和推進課長

今質問者が質問されている現在の状況につきましては、先ほどの納骨堂のときにもご説明いたしたと思います。当然法が切れた段階で一定の成果は上がっているという判断は、当然飯塚市としても考えております。地域の改善が当然進んでいるという状況の中で、今だに施設を抱えている中で、その改善等を行っているということで、質問者が言われている今の現状だけをとらえれば、一定の改善はされているというふうには理解いたしております。

川上委員

現在は、現実があってこの制度が必要だというよりは、この施設があるがためにね、ここに書いているような地域だということに、逆に法律が規定しているわけですよ。おかしいと思うでしょう。先ほどは川島、今は吉田と太郎丸二区について聞きましたね。もう該当しないんですよ、とっくの昔に。施設があるがために、同和対策施設があるためにあなたが言ったような難しいこと言わないといけないでしょ。だから、もう一般化するときにんですよ。もう私は基本的にここにあげられている施設はすべてね、一般化する。つまりこの条例を廃止する、そして移行期の間は市の同和対策とかじゃないことでね、一般的な市の公の施設として管理することだと思っておりますよ。今度の新築移転あるいは縮小というようなこともあるけども、まさにそのときだと思っておりますよ。一般化しなければならないと思います。そのことを述べた上で幾つか聞いていきます。それで、太郎丸二区の利用実績が非常に簡潔に追加資料で出されています。17ページですね。平成18年から平成21年まで書いてあるんですが、これはどういう利用をしているんでしょうか。

農林課長

この共同作業所につきましては、稲作用の籾摺り・乾燥の機械がございますので、その利用者の実績を上げさせていただいております。

川上委員

それで平成21年が特に多いですね。伸びてますね。これはどういう理由ですか。

農林課長

この施設の有効を図るため、当初は先ほど川上委員が言われました同和対策事業でつくられたもので、その地区の方が主に使われておりましたが、現在は地区外の方も使われておりました地区外の方が妥当かどうかわかりませんが、太郎丸二区以外の方の利用が年々増えてるということでございます。

川上委員

そういうことなんすね。それで今度の建てかえについては、県道が走るということで、ぶつかるということで敷地をとられるんだけど、解放同盟は同和施設が県道にかかることを承知の上でこの県道建設を県に要求したわけでしょ。その辺の経過は把握してますか。

国県道対策室主幹

本県道の目的といたしましては、旧穂波時代に要望された重要な生活道路であります。当該区間の限度は、小学校の通学路及びバス路線にも指定されていますが、道路幅員が狭小のうえ

歩道もなく歩行者、自転車および一般車両が複走し危険な状況にあります。安全性の向上を図るため整備が行われているものでございます。

川上委員

解放同盟が要求していったんだけど、その計画を見たときに同和施設がぶつかるといのは100も承知ですよ。そしてその上で、先ほども答弁がありましたけどこの同和施設についてはそのまま家引きというのでしょうか、引いてね同じ条例上の同和施設である納骨堂にぶつくと、それで納骨堂を建て替えてくれというふうに言ってたわけでしょ。それを今やめてるわけよね。縮小でいい、納骨堂を動かさなくていい、この共同作業所は縮小でいいと。1億円くらいかけるんだけど。そのように変わるんだけど、そのところはどういう交渉でそうなったんですか。

農林課長

県道の工事に伴いまして、この太郎丸二区の共同作業場の敷地と建物が一部かかるわけでございます。当初、県の事業の説明があった折に、これの建てかえ等についての説明がなされまして、当時の穂波町と地元を混ぜた協議の中で今日の結果となったということでございます。また、太郎丸共同作業所につきましては当初同和对策事業で建てていますので、国、県との協議の結果、そのような建て方で、償却年数と申しますか補助金の適用の適正化の対象となって、償却が終わっていませんので、その協議に基づいて今後すすめて行くということになります。

農林課長

質問変えましょう。解放同盟は家引きをして納骨堂にぶつけて、納骨堂を新築してもらいたいと言ってたわけでしょう。それを、要求を変えたのはなぜですか。

国県道対策室主幹

道路整備の計画を地元と県と協議をされたところでございます。現在の共同作業所の移転をする際に工法を三点ほど協議された経過があります。一点は、現状の残地のなかで建てる案。もう一点は御説明申し上げました引き家工法、横引き工法でやる案。もう1点は新たな土地を取得し、それを造成し建築する案等々が協議されましたけど、非常に厳しい条件がありまして、最終的には現在のところに建てる案が県の方より示されたところでありまして。

川上委員

県道建設についてはね非常に不思議なことがいくつもあるんだけど、それは別の機会に聞くとして、新しくつくる共同作業所の機能はどういうものになりますか。

農林課長

県を通じての農政局との協議におきまして現在の能力機能をそのままおおむね継続するということの協議を今の段階であっておりますので、以前と同じ稲作用の籾摺り乾燥を中で行うということでございます。

川上委員

そこで追加資料の18ページもかかりますけれども、この農林業同和对策事業国庫補助金返還金ですね、これについて少し説明してもらえますか。

農林課長

お手元の資料18ページに提出しています。これは同和对策事業にかかわらず、補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律に基づき補助事業より取得し、また効用増加、また財産の処分等の承認基準の規定により、その後、目的外使用の場合、道路拡張等により取り壊す場合、ここに書いていますが財産処分に生じる収益に国庫補助率に乗じた金額を国庫納付することになっています。言い換えますと土地を、ここでおきまして補助金の今回予算計上しています補助金額につきましては、建設当時用地を補助金を2分の1もらいまして取得をしたわけでございます。資料に示していますとおり、事業費1030万円、補助金515万いただき

ておりますが、これが、道路拡張等にかかりまして県が買い上げます1400万円を超える金額で実際でなりましたら半額の716万9490円がこの法律に基づいて返す必要性が総じて来るわけですが、現段階、県との協議によりまして補助金として当市が交付を受けた額を上回らないと回答をうけていますので、この当時の515万円の補助金を予算計上させていただいております。

川上委員

要するに、国からもらった金を全額返還するということなんですね。それで吉田農機具保管庫についてですが、場所の確認ですけれども、予算書と一緒にいただいた工事概要説明書がありますね。工事概要説明資料、この中で印が付いていますけど、この場所は正確ですか。

農林課長

間違いございません。予定地でございます。

川上委員

予定地ではなくて、予定地は7Pでしょ。8ページの解体工事だから、現在ここにあるという印が付いてるんですけどここですか。

農林課長

予算資料を提出しております7ページが、建て替えの、先ほど申しました予定地でございます。8ページの方が現在、農機具保管庫が立っているところでございます。

川上委員

私、現地見に行ったんですよ。ここで間違いはないですか。

農林課長

間違いありません。

川上委員

この8ページの赤丸より左側の十字交差点があるじゃないですか。そこじゃないですか。

農林課長

そこは農機具保管庫ではありません、個人地です。

川上委員

ここは踏切のすぐ横、これは個人地、この赤いほうね。赤いほうじゃない、自分で色つけてます。大変失礼いたしました。このですね、問題になるのは県道の改修なんですね。拡張改修なんだけど、この県道の拡張改修について要望書が出たのはいつですか。

国県道対策室主幹

本路線の要望につきましては、旧穂波町より福岡県へ失礼しました、旧筑穂町より平成8年5月8日に要望がなされております。

川上委員

筑穂町が出す前に解放同盟が出してるじゃないですか。確認してますか。

国県道対策室主幹

確認をしております。

川上委員

解放同盟が支部名で出している文書をあなた方持ってるでしょ。持ってないですか。

国県道対策室主幹

手元に資料を持ち合わせていません。

川上委員

私はあなた方からもらったんだから間違いはないんですよ。それでその頃に、要するに行政が復唱して県に出してるわけですね。移転先は7ページに示されてるんですね。しばらく前までゲートボール場だったんじゃないかと思うわけですが、この土地はこの追加資料をみて驚いた

んですけど、17Pを見てください。移転先土地の取得経過と書いていますね県道大分・太郎丸線道路改良工事および歩道設置工事において吉田農機具保管庫が事業用地予定となっているため移管先の事前確保として先行取得したということになっているんですね。先行取得というのはあるでしょうが、どうしてここを選んだんでしょうか。この時は誰の持ち物だったのか、お尋ねをします。

農林課長

平成17年3月22日の契約に基づいてこの土地を旧筑穂町が移転候補地としての取得のため契約をされております。相手方はタキモトキユキさんとお読みすると思いますが、その方でございます。

川上委員

ここを建て替え予定地に決めたのはいつで、理由は何でしょうか。

農林課長

最終的に決定ということになりますと、17年の3月11日だろと思いますが、契約前のときだろうと思いますが、それまでにこの大分・太郎丸線の県道工事計画が県から示された段階で、旧筑穂町時代に地元と県を交えて建設の候補地といいますか、予定地を検討なされたというふうに伺っております。その中で、先ほど申しましたが、17年3月21日に相手方といいますか、所有者と話が最終的にまとまって、この地の取得をなされ、その後農林課のほうで管理を今日までしてきたというところでございます。

川上委員

どうしてここなのかということを知りたいんですけど、分かりませんか。

農林課長

その辺の経過はやはり県と町と地元と協議されて、売主といいますか、売った方との話し合いで、最終的にここになったのではないかと農林課としては考えておる次第でございます。

農林課長

ここは先行取得はしてるんかもしれないけども、今の段階で考えてね、ここは便利がよい所ですか、農機具保管庫として。だいたい工事ができるんですか、建設工事が。

農林課長

現在そこは平地になっておりまして、問題ないというふうに考えております。

委員長

なぜそこを選んだかについては、分からんよな。合併前の話だから分からんですよ。

農林課長

農林課としましては、移転されたあと予定地として管理をしておるわけでございますので、過去の経過におきましては私のほうとしては承知しておりません。

川上委員

今度私が調べて、皆さんにお伝えする機会を持ちたいと思います。質問を終わります。

委員長

おはかりいたします。議案第61号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日7月6日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については本日の審査をこの程度にとどめ、明日7月6日午前10時から委員会を開き、審査することに決定いたしました。以上をもちまして、平成22年度一般会計補正予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れ様でした。